

広島県健康福祉局行政概要

令和4年度

広島県健康福祉局

目 次

I 組 織

1 健康福祉局の行政組織及び職員数	1
2 行政組織別分掌事務	7
3 地方機関所在地	18

II 予 算

令和4年度当初予算総括表	19
令和4年度当初予算主要施策一覧	20
「新型コロナウイルス感染症対策の強化」	21
「それぞれの欲張りなライフスタイルの実現」	25

III 事 業 概 要

健康福祉局の事業体系	43
1 地域保健福祉推進対策	50
2 大規模社会福祉施設等の整備	51
3 全ての子どもたちの未来を応援（「ひろしま子供の未来応援プラン」の推進）	52
4 若者の結婚支援	74
5 不妊治療等支援体制の充実	75
6 婦人保護対策	77
7 適正な医療の確保	79
8 がん対策	81
9 原爆被爆者支援	85
10 毒ガス障害者支援	91
11 感染症対策	93
12 精神保健福祉対策	102
13 難病対策	108
14 栄養改善対策	118
15 歯科保健等	122
16 生活衛生対策	124
17 食品衛生対策	132
18 薬事衛生対策	139
19 肝炎対策	150
20 医療提供体制の確保	153
21 医療人材の確保・育成	164
22 福祉・介護人材の確保・育成	169
23 高齢者が活躍できる社会づくり	174
24 地域支援対策	176
25 健康増進対策	181
26 食育推進対策	187
27 医療保険制度の安定的な運営	188
28 介護保険制度の安定的な運営	196
29 災害救助対策	200
30 地域福祉活動の振興	204
31 社会福祉法人等の指導援助	209
32 生活援護	214
33 戦傷病者戦没者遺族等援護	221
34 障害者福祉（「広島県障害者プラン」の推進）	227

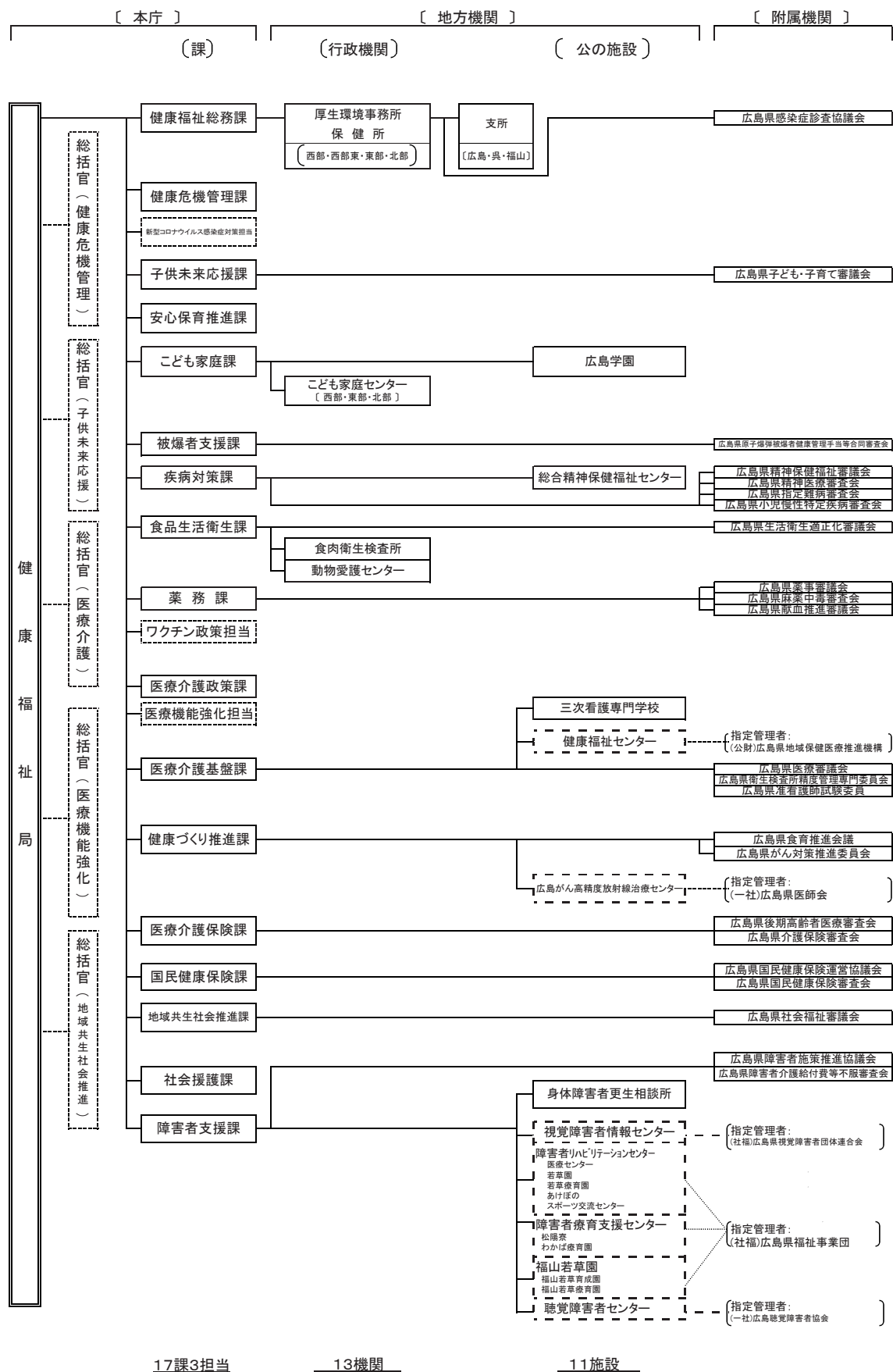
参考資料

1 県の主な健康・福祉指標	248
2 健康福祉局の計画・構想等	250
3 健康福祉局関係の各種相談員等一覧表	253
4 健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表	255
5 健康福祉局関係の基金一覧表	258
6 民間社会福祉施設整備助成（貸付）制度一覧表	259
7 保健医療圏の概要	260
8 障害保健福祉圏域図・老人福祉圏域図	263
9 社会福祉施設等の状況	264
10 人材養成施設の状況	315

I 組 織

○ 健康福祉局の行政組織

〔行政機構図(令和4年4月1日)〕

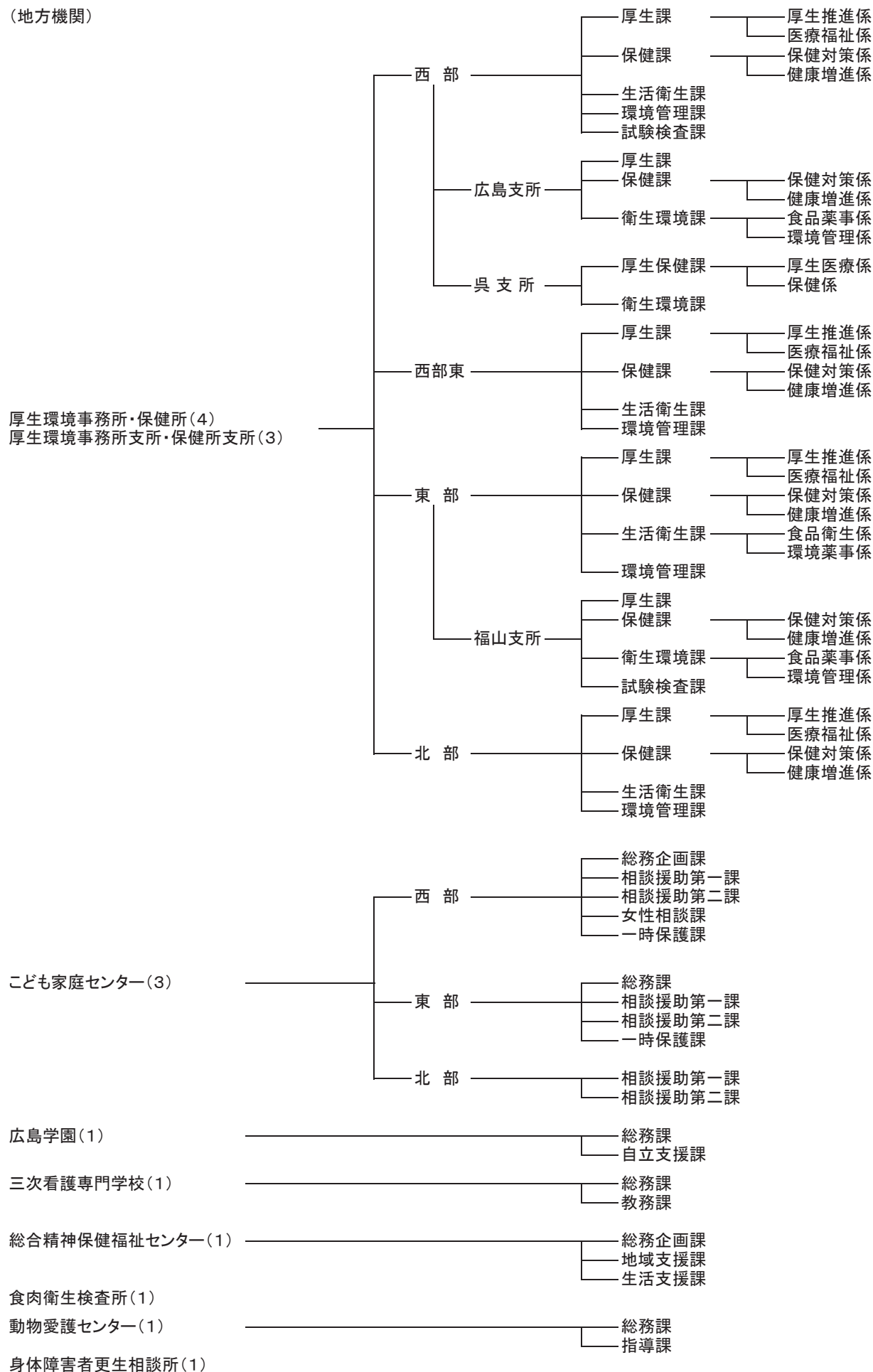


17課3担当

13機関

11施設

(地方機関)



(2) 令和4年度健康福祉局組織別職員数

(令和4年4月1日現在)

課 (所) 名			職 員 数 (人)
本 庁	健 康 福 祉 総 務 課		28
	健 康 危 機 管 理 課		14
	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 担 当		40
	子 供 未 来 応 援 課		14
	安 心 保 育 推 進 課		8
	こ ど も 家 庭 課		10
	被 爆 者 支 援 課		17
	疾 病 対 策 課		11
	食 品 生 活 衛 生 課		21
	薬 務 課		16
	ワ ク チ ン 政 策 担 当		12
	医 療 介 護 政 策 課		12
	医 療 機 能 強 化 担 当		10
	医 療 介 護 基 盤 課		30
	健 康 づ く り 推 進 課		21
	医 療 介 護 保 険 課		9
	国 民 健 康 保 険 課		9
	地 域 共 生 社 会 推 進 課		18
	社 会 援 護 課		12
	障 害 者 支 援 課		31
本 庁 小 計			343
地 方 機 関	厚生環境事務所・保健所	西 部 厚 生 環 境 事 務 所 ・ 西 部 保 健 所	51
		広 島 支 所	39
		呉 支 所	19
		西 部 東 厚 生 事 務 所 ・ 西 部 東 保 健 所	42
		東 部 厚 生 環 境 事 務 所 ・ 東 部 保 健 所	52
		福 山 支 所	36
		北 部 厚 生 環 境 事 務 所 ・ 北 部 保 健 所	34
		小 計	273
	西部子ども家庭センター	西 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー	60
		東 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー	51
		北 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー	9
		広 島 学 園	23
		三 次 看 護 専 門 学 校	28
		総 合 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	20
		食 肉 衛 生 検 査 所	5
		動 物 愛 護 セ ン タ ー	10
		身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	6
	小 計		212
地 方 機 関 小 計			485
合 計			828

(注) 休職中及び育児休業中の者を除く。

(3) 附属機関

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県子ども・子育て審議会	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更について意見を述べ、並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関し、その権限に属させられた事項について調査審議する。児童福祉に関する事項について調査審議する。	子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 児童福祉法	子どもの保護者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 優れた識見を有する者	25 人以内	2 年
広島県医療審議会	医療法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。	医療法 医療法施行令	県職員 関係官公庁職員 医師等医療担当者 医療を受ける立場にある者 学識経験者	30 人以内	2 年
広島県衛生検査所精度管理専門委員会	臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所における検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	衛生検査所の精度管理に関し識見を有する者	5 人以内	2 年
広島県がん対策推進委員会	がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項並びにがん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。	広島県がん対策推進条例	がん患者等、患者団体その他の関係団体を代表する者 保健医療福祉関係者 学識経験のある者 関係行政機関の職員	15 人以内	2 年
広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当及び健康管理手当の支給の認定について審査する。	広島県附属機関設置条例	医師 学識経験を有する者	10 人以内	2 年
広島県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項について調査審議する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 広島県精神保健福祉審議会条例	精神保健福祉に関し学識経験を有する者 精神障害者の医療に関する事業に従事する者 精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業等に従事する者	10 人以内	3 年

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県精神医療審査会	措置入院者及び医療保護入院者の定期報告に係る入院の要否について審査する。 医療保護入院届出に係る入院の要否について審査する。 入院中の者の退院等の請求について審査する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者	25 人以内	2 年
広島県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づき、特定医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	難病の患者に対する医療等に関する法律	指定難病に関し学識経験を有する者（指定医である者に限る）	20 人以内	2 年
広島県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	児童福祉法	小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者	4 人以内	2 年
広島県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議する。	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令 広島県生活衛生適正化審議会条例	学識経験のある者 生活衛生関係営業者の意見を代表する者 利用者又は消費者の意見を代表する者	20 人以内	2 年
広島県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び広島県薬事審議会条例の規定に基づき、薬事に関する事項について調査審議する。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 広島県薬事審議会条例	県及び関係行政機関の職員 学識経験者 薬事に関する業務に従事する者 消費者の意見を代表する者	20 人以内 （薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の代表者から任命する委員は、同数。）	県及び関係行政機関の職員 なし その他 2 年
広島県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否について審査する。	麻薬及び向精神薬取締法 麻薬及び向精神薬取締法施行令 広島県麻薬中毒審査会条例	法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者	5 人	知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときから、措置入院者が退院したときまで
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十条第四項の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	関係団体の職員 関係行政機関の職員 献血推進に関し識見を有する者	30 人以内	2 年
広島県准看護師試験委員	准看護師の試験の実施に関する事務のほか、准看護師免許の取り消し又は業務停止の処分について調査審議する。	保健師助産師看護師法 広島県准看護師試験委員条例	県職員 医師 看護師 学識経験者	10 人以内	県職員なし その他 2 年
広島県食育推進会議	広島県食育推進計画を策定及びその実施を推進することについて審議する。	食育基本法 広島県食育基本条例	食育に関して知識と経験を有する者	20 人以内	2 年

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県国民健康保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。	国民健康保険法	被保険者を代表する者 保険者を代表する者 公益を代表する者	被保険者代表 3 人 保険者代表 3 人 公益代表 3 人	3 年
広島県後期高齢者医療審査会	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他高齢者の医療の確保に関する法律の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。	高齢者の医療の確保に関する法律 国民健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律施行令	被保険者を代表する者 後期高齢者医療広域連合を代表する者 公益を代表する者	被保険者代表 3 人 後期高齢者広域連合代表 3 人 公益代表 3 人	3 年
広島県介護保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。	介護保険法 広島県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例	市町を代表する者 被保険者を代表する者 公益を代表する者	市町代表 3 人 被保険者代表 3 人 公益代表 39 人以内	3 年
広島県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。	国民健康保険法 国民健康保険法施行令 広島県国民健康保険運営協議会条例	被保険者を代表する者 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 公益を代表する者 被用者保険等保険者を代表する者	被保険者代表 4 人 保険医又は保険薬剤師代表 4 人 公益代表 4 人 被用者保険等保険者代表 2 人	3 年
広島県社会福祉審議会	社会福祉法の規定に基づき、社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する。	社会福祉法 広島県社会福祉審議会条例	住民代表（県議会の議員等） 社会福祉事業に従事する者 学識経験者	35 人以内	3 年
広島県障害者施策推進協議会	障害者基本法の規定に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。	障害者基本法 広島県障害者施策推進協議会条例	関係行政機関の職員 学識経験者 障害者 障害者福祉従事者	21 人以内	行政機関の職員 なし その他 2 年
広島県障害者介護給付費等不服審査会	障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、介護給付費等に係る処分に対する不服を審査する。	障害者総合支援法 児童福祉法 広島県障害者介護給付費等不服審査会条例	障害者等の保健又は福祉に関する学識経験者	15 人以内	3 年
広島県感染症診査協議会	感染症患者等に対する就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者が結核指定医療機関の医療を受けるために必要な費用の公費負担に関する必要な事項を審議する。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 広島県感染症診査協議会条例	感染症指定医療機関の医師 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者 医療及び法律以外の学識経験を有する者	10 人以内	2 年

2 行政組織別分掌事務

健康福祉総務課

- 一 健康福祉局の庶務及び経理に関すること。
- 二 健康福祉局内の連絡調整に関すること。
- 三 保健福祉関係職員に対する研修の総合調整に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 四 社会福祉統計、保健統計及び人口動態統計に関すること。
- 五 厚生環境事務所に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 六 保健所に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 七 健康福祉局中他課の所掌に属しないこと。

健康危機管理課

- 一 健康危機管理の総合調整に関すること。(他の局課の所掌に属するものを除く。)
- 二 救急医療体制の確保に関すること。
- 三 災害医療に関すること。
- 四 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に関すること。
- 五 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）に関すること。
- 六 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）に関すること。
- 七 保健師に対する研修の総合調整に関すること。
- 八 保健師業務の総合調整に関すること。
- 九 健康危機管理に係る研修に関すること。

新型コロナウイルス感染症対策担当

- 一 新型コロナウイルス感染症対策の総合調整に関すること。
- 二 感染症予防に関すること。
- 三 予防接種に関すること。(ワクチン政策担当課長の所掌に属するものを除く。)
- 四 検疫に関すること。
- 五 広島県感染症・疾病管理センターに関すること。
- 六 広島県感染症診査協議会の総括に関すること。
- 七 その他予防衛生に関すること。

子供未来応援課

- 一 ひろしま子供の未来応援プランの推進に関すること。
- 二 少子化対策に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく療育及び子育て支援（放課後児童健全育成事業を除く。）に関すること。
- 四 母子保健に関すること。
- 五 母体保護に関すること。

- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第一条の二第一号に規定する医療に係るものに限る。）に関すること。
- 七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 八 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 九 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 十 広島県子ども・子育て審議会に関すること。
- 十一 公益財団法人ひろしまこども夢財団に関すること。

安心保育推進課

- 一 児童福祉法に基づく保育及び放課後児童健全育成事業に関すること。
- 二 子ども・子育て支援法に基づく保育事業に関すること。
- 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）

こども家庭課

- 一 児童福祉法に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に関すること。
- 三 児童福祉の理念に関する普及啓発に関すること。
- 四 児童の健全育成に関すること。
- 五 児童に関する調査統計に関すること。
- 六 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に関すること。
- 七 母子家庭の福祉の向上に関すること。
- 八 寡婦の福祉の向上に関すること。
- 九 父子家庭の福祉の向上に関すること。
- 十 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に関すること。
- 十一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）に関すること。
- 十二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に関すること。
- 十三 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に関すること。
- 十四 子ども手当に関すること。
- 十五 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）に関すること。
- 十六 こども家庭センターに関すること。
- 十七 広島県立広島学園に関すること。

十八 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない児童に関すること。

被爆者支援課

- 一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に関すること。
- 二 原爆被爆者援護団体の指導及び原爆被爆者対策の調整に関すること。
- 三 毒ガス障害者の援護に関すること。
- 四 在外被爆者の援護に関すること。
- 五 放射線被曝者医療国際協力推進協議会に関すること。
- 六 広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会に関すること。
- 七 その他原子爆弾被爆者等の援護に関すること。

疾病対策課

- 一 難病に関すること。
- 二 特定疾患に関すること。
- 三 小児慢性特定疾病に関すること。
- 四 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- 六 広島県立総合精神保健福祉センターに関すること。
- 七 広島県精神保健福祉審議会に関すること。
- 八 広島県精神医療審査会に関すること。
- 九 広島県指定難病審査会に関すること。
- 十 広島県小児慢性特定疾病審査会に関すること。
- 十一 その他疾病対策に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

食品生活衛生課

- 一 理容師及び理容所に関すること。
- 二 美容師及び美容所に関すること。
- 三 興行場、旅館業及び公衆浴場に関すること。
- 四 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に係る届出、指導監督及び報告に関すること。
- 五 公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関すること。
- 六 クリーニング業に関すること。
- 七 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- 八 墓地、埋葬、火葬等に関すること。
- 九 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- 十 生活衛生調査に関すること。
- 十一 水道に関すること。（企業局の所掌に属するものを除く。）
- 十二 食品衛生に関すること。
- 十三 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に基づくアレルギー、消費期限その他の健康の保護を

図るために必要な食品の表示に関すること。

- 十四 製菓衛生師に関すること。
- 十五 と畜場及びと畜に関すること。
- 十六 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- 十七 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること。
- 十八 広島県食肉衛生検査所に関すること。
- 十九 広島県動物愛護センターに関すること。
- 二十 広島県生活衛生適正化審議会に関すること。

薬務課

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）に関すること。（農林水産局畜産課の所掌に属するものを除く。）
- 二 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）に関すること。
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に関すること。
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に関すること。
- 五 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に関すること。
- 六 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に関すること。
- 七 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）に関すること。
- 八 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百十二号）に関すること。
- 九 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）に関すること。
- 十 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に関すること。
- 十一 医薬品の適正使用に関すること。
- 十二 献血の推進に関すること。
- 十三 生物学的製剤の管理及び医薬品その他の衛生用物資の需給調整に関すること。
- 十四 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品等の情報処理及び生産指導に関すること。
- 十五 薬用植物に関すること。
- 十六 薬事工業生産動態等統計調査に関すること。
- 十七 肝炎対策に関すること。
- 十八 広島県薬事審議会に関すること。
- 十九 広島県麻薬中毒審査会に関すること。
- 二十 広島県献血推進審議会に関すること。
- 二十一 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない薬事に関すること。

ワクチン政策担当

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の推進及び体制の整備に関すること。

医療介護政策課

- 一 医療介護施策の企画立案及び総合調整に関すること。
- 二 保健医療計画の推進に関すること。
- 三 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）に基づく広島県計画の推進に関すること。
- 四 高齢者プランの推進に関すること。
- 五 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に基づく病床転換助成事業に関すること。
- 六 小児医療に関すること。
- 七 周産期医療に関すること。
- 八 地域保健対策協議会に関すること。

医療機能強化担当

- 高度医療機能及び地域医療体制の確保に関すること。

医療介護基盤課

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に関すること。
- 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 三 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）に関すること。
- 四 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に関すること。
- 五 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に関すること。
- 六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百五十四号）に関すること。
- 七 医師及び歯科医師に関すること。
- 八 診療放射線技師及び診療エックス線技師に関すること。
- 九 保健師、助産師、看護師等に関すること。（健康危機管理課の所掌に属するものを除く。）
- 十 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に関すること。
- 十一 視能訓練士に関すること。
- 十二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。
- 十三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく介護支援専門員に関すること。
- 十四 医師確保対策に関すること。
- 十五 へき地医療に関すること。
- 十六 死因究明の施策に関すること。
- 十七 医療金融に関すること。
- 十八 介護保険法に基づく介護員養成研修及び福祉用具専門相談員指定講習に関すること。
- 十九 介護福祉人材の就業支援に関すること。
- 二十 角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。
- 二十一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく老人居宅生活支援事業、老人福祉施設

及び有料老人ホームに関すること。

二十二 介護保険法に基づく事業者及び施設に関すること。

二十三 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設の指導監査に関すること。

二十四 広島県医療審議会に関すること。

二十五 広島県衛生検査所精度管理専門委員会に関すること。

二十六 広島県三次看護専門学校に関すること。

二十七 広島県健康福祉センターに関すること。

二十八 広島県准看護師試験委員に関すること。

二十九 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構に関すること。

健康づくり推進課

一 健康づくりの推進に関すること。

二 健康増進に関すること。

三 食育に関すること。(農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。)

四 歯科保健に関すること。

五 栄養士及び調理師に関すること。

六 栄養改善に関すること。

七 石綿健康被害の救済に関すること。

八 がん対策に関すること。

九 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。(国民健康保険課の所掌に属するものを除く。)

十 食品表示法に基づく栄養成分の量及び熱量その他の健康の増進を図るために必要な食品の表示に関すること。

十一 広島県立広島がん高精度放射線治療センターに関すること。

十二 広島県食育推進会議に関すること。

十三 広島県がん対策推進委員会に関すること。

医療介護保険課

一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づく保健医療機関等の指導監査に関すること。

二 高齢者の医療の確保に関する法律に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

三 介護保険法に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

四 広島県後期高齢者医療審査会に関すること。

五 広島県介護保険審査会に関すること。

国民健康保険課

一 国民健康保険法に関すること。(医療介護保険課の所掌に属するものを除く。)

二 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。(国民健康保険に係るものに限る。)

- 三 広島県国民健康保険運営協議会に関する事。
- 四 広島県国民健康保険審査会に関する事。

地域共生社会推進課

- 一 地域共生社会の基盤づくりに関する事。
- 二 地域共生社会の推進に関する企画、普及啓発及び総合調整に関する事。
- 三 地域福祉支援計画の推進に関する事。
- 四 地域包括ケア体制の構築に関する事。
- 五 在宅医療に関する事。
- 六 認知症施策に関する事。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 七 老人福祉法に関する事。（医療介護政策課及び医療介護基盤課の所掌に属するものを除く。）
- 八 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に関する事。
- 九 生活福祉資金に関する事。
- 十 地域福祉活動の推進に関する事。
- 十一 広島県社会福祉審議会に関する事。

社会援護課

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に関する事。
- 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）に関する事。
- 三 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に関する事。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 四 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）に関する事。
- 五 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に関する事。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 六 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に関する事。
- 七 引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第百九号）に関する事。
- 八 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）に関する事。
- 九 未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）に関する事。
- 十 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）に関する事。
- 十一 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）に関する事。
- 十二 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）に関する事。
- 十三 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）に関する事。
- 十四 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）に関する事。
- 十五 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に関する事。
- 十六 旧軍人、軍属等の身上の取扱い及び未帰還邦人の調査に関する事。
- 十七 旧軍人及び軍属の恩給に関する事。
- 十八 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関する事。

障害者支援課

- 一 障害者総合支援法に關すること。(子供未来応援課の所掌に属するものを除く。)
- 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に關すること。
- 三 知的障害者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)に關すること。
- 四 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)に關すること。
- 五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)に關すること。
- 六 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)に關すること。
- 七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)に關すること。
- 八 児童福祉法に基づく障害児の福祉に關すること。
- 九 福祉のまちづくりに關する普及啓発に關すること。
- 十 心身障害者の扶養共済に關すること。
- 十一 広島県立身体障害者更生相談所に關すること。
- 十二 広島県立視覚障害者情報センターに關すること。
- 十三 広島県立障害者リハビリテーションセンターに關すること。
- 十四 広島県立障害者療育支援センターに關すること。
- 十五 広島県立福山若草園に關すること。
- 十六 広島県聴覚障害者センターに關すること。
- 十七 広島県障害者施策推進協議会に關すること。
- 十八 広島県障害者介護給付費等不服審査会に關すること。
- 十九 社会福祉法人広島県福祉事業団に關すること。
- 二十 健康福祉局中他課の所掌に属しない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に關すること。

厚生環境事務所

- 一 地域支援方策の総合的企画調整に關すること。
- 二 保健・医療・福祉の総合相談に關すること。
- 三 保健・医療・福祉に係る計画に關すること。(他課の所掌に属するものを除く。)
- 四 社会福祉法及び民生委員法に關すること。
- 五 災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律に關すること。
- 六 介護保険法に關すること。
- 七 老人福祉法に關すること。
- 八 保健福祉関係情報サービスに關すること。
- 九 老人福祉施設に關すること。
- 十 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に關すること。
- 十一 児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に關すること。
- 十二 母子及び父子並びに寡婦福祉法に關すること。
- 十三 生活保護法に關すること。
- 十四 行旅病人及行旅死亡人取扱法に關すること。
- 十五 売春防止法に關すること。

- 十六 児童扶養手当法に関する事。
- 十七 児童の健全育成に関する事。
- 十八 母子家庭の福祉の向上に関する事。
- 十九 寡婦の福祉の向上に関する事。
- 二十 父子家庭の福祉の向上に関する事。

保健所

- 一 医療及び医薬品に関する事。
- 二 歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師および臨床検査技師等に関する事。
- 三 角膜、臓器及び骨髄移植に関する事。
- 四 救急医療に関する事。
- 五 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事。
- 六 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事。
- 七 歯科保健に関する事。
- 八 感染症の予防に関する事。
- 九 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事。
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。
- 十一 地域包括ケア体制の構築に関する事。
- 十二 母子及び乳幼児並びに老人の保健に関する事。
- 十三 栄養の改善及び食品衛生に関する事。
- 十四 水道及び生活環境の向上に関する事。
- 十五 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事。
- 十六 小児特定疾患に関する事。
- 十七 衛生上の試験及び検査に関する事。
- 十八 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事。

こども家庭センター

- 一 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関する事。
- 二 児童に関する相談に関する事。
- 三 児童及びその家庭に関する調査及び判定に関する事。
- 四 児童及びその保護者の指導に関する事。
- 五 児童福祉法による児童等に対する措置に関する事。
- 六 児童の一時保護に関する事。(広島県北部こども家庭センターを除く。)
- 七 児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あっせん、調整並びに要請に関する事。
- 八 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供

その他必要な援助に関すること。

九 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。

十 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。

十一 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

十二 売春防止法に基づく要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、医学的、心理学的及び職能的判定、自立支援等に関すること。

十三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力被害者支援に関する相談、医学的又は心理学的な指導、関係機関との調整、自立支援等に関すること。

十四 売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護に関すること。（広島県西部こども家庭センターに限る。）

十五 広島県西部こども家庭センターは、前各号に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。

①他のこども家庭センターの援助及び連絡に関すること。

②児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四条に規定する中央児童相談所としての業務に関すること。

③児童相談業務に関する県及び広島市の連携推進に関すること。

広島学園

不良行為をし、又はするおそれのある児童その他家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させるなど、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

三次看護専門学校

保健師助産師看護師法に基づく看護師養成所として、看護師になろうとする者に対し、必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献できる人材を育成する。

総合精神保健福祉センター

一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。

二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。

三 精神医療審査会の事務を行うこと。

四 精神障害者保健福祉手帳の交付申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

五 回復途上にある精神障害者に、生活指導及び作業指導を行うこと。

六 第二号及び前号の業務に付随する診療を行うこと。

七 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第三号に規定する医療に限る。）に係る支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

八 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

九 その他精神保健及び精神障害者の福祉対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。

食肉衛生検査所

- 一 食鳥検査に関すること。
- 二 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- 三 前二号のほか、食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

動物愛護センター

- 一 動物の愛護指導に関すること。
- 二 犬の拘留に関すること。
- 三 犬及びねこの引取りに関すること。
- 四 疾病・負傷動物の収容に関すること。
- 五 前各号のほか、動物の愛護及び狂犬病予防に関すること。（保健所の所掌に属するものを除く。）

身体障害者更生相談所

- 一 市町が行う身体障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 三 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- 四 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 五 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第二号に規定する医療に限る。）に係る市町に対する援助に関すること。
- 六 障害者総合支援法による補装具費に係る市町に対する援助に関すること。
- 七 必要に応じ、障害者総合支援法に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

3 地方機関所在地

名 称		所 在 地	電話番号
厚生環境事務所・保健所	西部厚生環境事務所 西部保健所	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68	(0829) 32-1181
	広島支所	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	(082) 228-2111
	呉支所	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25	(0823) 22-5400
	西部東厚生環境事務所 西部東保健所	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	(082) 422-6911
	東部厚生環境事務所 東部保健所	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	(0848) 25-2011
	福山支所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1	(084) 921-1311
	北部厚生環境事務所 北部保健所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181
こども家庭センター	広島県西部こども家庭センター	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目 1-26	(082) 254-0381
	広島県東部こども家庭センター	〒720-0838 福山市瀬戸町山北 291-1	(084) 951-2340
	広島県北部こども家庭センター	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181
広島県立広島学園		〒739-0151 東広島市八本松町原 10844	(082) 429-0351
広島県立三次看護専門学校		〒728-0023 三次市東酒屋町 10518-1	(0824) 62-5141
広島県立総合精神保健福祉センター		〒731-4311 安芸郡坂町北新地二丁目 3-77	(082) 884-1051
広島県食肉衛生検査所		〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-1305
広島県動物愛護センター		〒729-0413 三原市本郷町南方 8915-2	(0848) 86-6511
広島県立身体障害者更生相談所		〒739-0036 東広島市西条町田口 295-3	(082) 425-1455

Ⅱ 予 算

令和4年度当初予算総括表

1 一般会計

(単位:千円)

区 分	令和4年度当初予算額				令和3年度 当初予算額 B	比 較	
	A	国庫 支出金	その他	一般財源		A－B	A/B %
民生費	141,059,689	7,591,188	8,063,709	125,404,792	131,089,158	9,970,531	107.6
衛生費	118,614,010	60,692,515	4,213,938	53,707,557	79,323,800	39,290,210	149.5
公債費	868	0	3,045	△2,177	6,444	△5,576	13.5
計	259,674,567	68,283,703	12,280,692	179,110,172	210,419,402	49,255,165	123.4

2 特別会計

(1)母子・父子・寡婦福祉資金特別会計

(単位:千円)

区 分	令和4年度当初予算額					令和3年度 当初予算額 B	比 較	
	A	繰入金	繰越金	諸収入	県 債		A－B	A/B %
母子・父子 ・寡婦 福祉資金	457,867	2,676	273,011	182,180	0	450,763	7,104	101.6

(2)国民健康保険事業費特別会計

(単位:千円)

区 分	令和4年度当初予算額					令和3年度 当初予算額 B	比 較	
	A	分担金 ・負担金	国庫 支出金	その他	繰入金		A－B	A/B %
国民健康保険 事業費	229,597,784	65,535,677	62,045,931	87,917,683	14,098,493	234,352,859	△4,755,075	98.0

令和4年度当初予算主要事業一覧

(令和3年度2月補正予算[国の第一次補正予算を活用した県の補正予算]を含む)

事業名等		事業費(千円)	ページ
■ 新型コロナウイルス感染症対策への対応			
1	新型コロナウイルス感染症対策事業【2月補正含む】	42,819,899	3
	(1) 感染拡大防止対策	6,398,896	4
	(2) 医療提供体制の確保	34,549,377	5
	(3) 3密を避けた事業継続と雇用維持	3,000	
	(4) 安心・安全な県民生活	1,868,626	6
■ それぞれの欲張りなライフスタイルの実現			
□ 県民の挑戦を後押し			
◆ 県民が抱く不安を軽減し『安心』につなげる			
2	ひろしま版ネウボラ構築事業	104,730	7
3	子供の予防的支援構築事業	179,079	8
4	未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業	398,950	9
5	児童虐待防止対策事業	1,241,703	10
6	特定不妊治療支援事業【2月補正含む】	362,807	11
7	子育て家庭支援基盤整備事業【2月補正含む】	46,699	12
8	地域医療介護総合確保事業	7,275,781	13
9	総合診療専門医確保・育成事業	3,157	14
10	働き盛り世代への健康づくり推進事業	43,161	15
11	がん対策推進事業(がん検診)	54,119	16
12	がん患者アピアランスケア推進事業	38,595	17
13	地域福祉支援機能検討事業	1,082	18
14	地域共生社会推進事業	45,854	19
15	医療的ケア児支援体制整備事業【2月補正】	2,000	20
16	看護・介護職員等処遇改善事業【2月補正含む】	5,006,281	21
17	いのちを守る!動物愛護推進事業	45,891	22
18	福祉医療費公費負担事業	6,301,899	23

新型コロナウイルス感染症 対策の強化

1 新型コロナウイルス感染症対策事業（一部国庫）【2月補正含む】

令和4年度当初予算額 41,226,249 千円

令和3年度2月補正予算額 1,593,650 千円(R3 当初予算額 4,918,991 千円)

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、様々な課題に迅速かつ適切に対処する。

2 事業内容

(単位：千円)

区 分		内 容	令 和 3 年 度 2月補正予算額	令 和 4 年 度 当 初 予 算 額
感染拡大防止 対策	一般 会計	PCR 検査体制強化事業 感染症対策急性期医療チーム派遣事 業 ほか	—	6,398,896
医療提供体制 の確保		医療提供体制確保事業 宿泊療養施設等確保事業 ほか	—	34,549,377
3密を避けた 事業継続と雇 用維持		生産活動活性化支援事業	3,000	—
安心・安全な 県民生活		介護サービス継続支援事業 障害福祉サービス提供体制確保事業 ほか	1,153,054	277,976
	特別 会計	〔国民健康保険事業費特別会計〕 国民健康保険保険料等減免助成事業	437,596	—
一般会計合計			1,156,054	41,226,249
特別会計合計			437,596	

※基金積立を除く事業費

1 新型コロナウイルス感染症対策事業

(1) 感染拡大防止対策

令和4年度当初予算額 6,398,896 千円(R3 当初予算額 3,157,521 千円)

■ 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	R4 当初予算額
① PCR検査体制強化事業	○PCRセンターの設置・運営など、早期の感染連鎖の遮断に必要な対策を継続して実施するとともに、医療機関における検査自己負担分を補助する。 ○感染拡大地域において医療機関、介護施設等の職員を対象に定期的な検査を行い、感染拡大を防止する。 【期間】4～7月（4か月）	5,676,306
② 感染症対策急性期医療チーム派遣事業	○感染症に対応する医療チームや看護師等をクラスター発生施設等に派遣する際に必要な活動費および損害補償保険料を補助する。 【構成員】DMAT 精神保健医療チーム 看護師チーム 等	6,010
③ 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	○保健所機能の維持・強化を図るため、相談窓口の設置、検体搬送業務の外部委託等を継続するとともに、積極的疫学調査の体制を強化する。 ・コールセンター設置（10回線）、相談職員等（15人）の配置 【期間】4～7月（4か月）	94,150
④ 自宅療養者等健康観察フォローアップ事業	○自宅療養者等に対する保健所の健康観察業務等を民間事業者へ委託し、保健所の業務負担の軽減及び自宅療養者等に対する体制の強化を図る。 ・フォローアップセンターの設置 【期間】4～7月（4か月）	303,639
⑤ 感染拡大防止支援事業	○医療資材の管理や配送について業務委託等を行う。 ・備蓄・配送業務委託、医療資材管理職員（1人）の配置 【期間】R4.4.1～R5.3.31	116,254
⑥ 入所児童等自立支援事業	○児童福祉施設等で生じた人件費等のかかり増し経費を支援する。 【補助上限額】8,000 千円/施設 【期間】4～7月（4か月）	24,003
⑦ オンライン診療活用検討事業	○新興感染症や災害発生時に活用が見込まれるオンライン診療・服薬指導について、セミナーの開催等により普及を図り、有事においても必要な医療を受けられる体制を構築する。 【対象者】県内医療機関、県民 【内容】オンライン診療実施医療機関における事例の発表等 【方法】集合形式及びwebで実施（計5回）	11,679
⑧ 飲食店における感染予防対策事業	○「広島積極ガード店ゴールド」の認証を引き続き実施するとともに、質の担保のための再調査を実施する。 【対象施設】新規分：約800施設 再調査分：約5,000施設 【期間】4月～7月（4か月） ※1/31 現在認証数 約11,459施設	118,858
⑨ 介護施設等整備事業	○高齢者施設における感染拡大防止を図るため、簡易陰圧装置の設置やゾーニング環境等の整備を行う事業者に対して補助する。 【対象整備箇所数】16か所	47,997
合 計		6,398,896

1 新型コロナウイルス感染症対策事業

(2) 医療提供体制の確保

令和4年度当初予算額 34,549,377 千円 (R3 当初予算額 1,315,426 千円)

(3) 3密を避けた事業継続と雇用維持

令和3年度2月補正予算額 3,000 千円 (R3 当初予算額 5,776 千円)

■ 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	R4 当初予算額
⑩ 感染症医療提供体制強化事業	○医療機関による患者等を受け入れる入院病床の確保に対する支援（空床補償）を実施する。 【確保数】最大 1,000 床 【期間】4～7月（4か月）	20,722,634
⑪ 宿泊療養施設等確保事業	○軽症患者等が療養するための宿泊療養施設等を確保・運営する。 【確保数】最大 3,000 室 【期間】4～7月（4か月）	12,909,318
⑫ 軽症患者等搬送業務委託事業	○新型コロナウイルス感染症軽症患者等の搬送業務を民間事業者へ委託する。 【体制】搬送車両 72 台 【期間】4～7月（4か月）	739,977
⑬ 医療提供体制確保事業	○患者受入病床を確保する医療機関等の個人防護具の補助及び、重症患者に対応する医療従事者養成研修を実施する。 ○入院及び自宅療養者等の医療費の自己負担分について公費で補助する。 【期間】4～7月（4か月）	143,718
⑭ 危機発生時における医療体制強化事業	○広島大学と連携して、新興感染症、災害医療及び救命救急医療など、有事に焦点を置いた、県の危機医療の体制強化を図る。 ・医療機関調整等を行う医師（1人）の配置 ・病院の事業継続計画策定のための研修 等 【期間】R4.4.1～R5.3.31	20,592
⑮ 薬局等に対する継続再開支援事業	○新型コロナウイルス感染等で業務を行えない薬剤師が勤務する医療機関・薬局への代替薬剤師の派遣や、業務の継続・再開に対して支援する。 ・薬剤師派遣・消毒経費補助対象数：各3施設	4,113
⑯ 在宅障害者医療等提供体制確保事業	○在宅の重症心身障害児（者）や、介護者等が感染した場合に、継続した医療的ケアや障害福祉サービスの提供を行うための体制を整備する。 ・医療的ケア児等の入所や見守り支援等：14日分	9,025
合 計		34,549,377

区 分	内 容	2月補正予算額
⑰ 生産活動活性化支援事業	○発注の減少等に伴う生産活動の停滞により一定程度収入が減少している就労継続支援事業所に対し、新たな生産活動への転換や販路開拓・生産活動に係る感染防止対策の強化に要する経費を支援する。 【補助上限】30万円×10件 【補助率】10/10 【対象期間】R3.4.1～R4.3.31	3,000
合 計		3,000

1 新型コロナウイルス感染症対策事業

(4) 安心・安全な県民生活

令和4年度当初予算額 277,976 千円

令和3年度2月補正予算額 1,590,650 千円 (R3 当初予算額 440,268 千円)

■ 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	R4 当初予算額
⑮ 妊産婦総合支援事業	○希望者に対し分娩前にPCR検査等を実施するとともに、強い不安を抱える産前や出産直後の母子が心身のケアや家事・育児のサポートを受けやすい環境を整備する。 【PCR検査対象見込数】約2,100人 (R4.4.1～R5.3.31) 【産後ケア利用対象数】約2,800人 (R4.4.1～R5.3.31)	60,600
⑯ 子育て環境改善事業 (相談・交流支援)	○子育て家庭が安心して気軽に相談・交流できるよう、市町や地域子育て支援拠点においてオンライン相談・交流の支援体制を確保する。 ・オンライン通信費 (タブレット220台) 【期間】R4.4.1～R5.3.31	15,309
⑰ 市町子育て支援事業 (特例措置分)	○地域子ども・子育て支援事業を行う事業所において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために係る経費等を補助する。 【期間】R4.4.1～R5.3.31	100,422
⑱ 子供の緊急一時 預かり支援事業	○親が感染してしまい、子供の行き場がなくなってしまうことを防ぐため、一時保護所等で子供を預かり、保護できる環境を整備する。(県内4か所) ・児童福祉施設等への委託、看護師等の派遣費用 等 【期間】R4.4.1～R5.3.31	3,936
⑳ 介護サービス 継続支援事業	○新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービス事業所・施設等におけるかかり増し経費等に対する支援を行うとともに、緊急時の応援派遣に係る体制を構築する。 【期間】R4.4.1～R5.3.31	86,160
㉑ 障害福祉サービス 提供体制確保事業	○新型コロナウイルス感染症の影響により、障害福祉サービス等事業所におけるかかり増し経費等に対する支援、緊急時の応援派遣に係る体制整備の構築、業務継続計画策定のための指導者養成研修会の開催を行う。 【期間】R4.4.1～R5.3.31	11,549
合 計		277,976

地域医療介護総合 確保基金積立事業 (新型コロナ対応)	○地域医療介護総合確保基金を活用する新型コロナ対策について、所要額を積み立てる。 【負担割合】 国2/3, 県1/3	110,701
-----------------------------------	---	---------

区 分	内 容	2月補正予算額
㉒ 生活福祉資金 貸付制度補助金	○休業や失業を理由に、一時的に資金が必要な方への緊急の貸付である、「緊急小口資金」及び「総合支援資金」について、国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用し、必要な貸付原資(債権管理費を含む)を県社会福祉協議会に対し追加補助する。	1,135,692
㉓ 障害福祉サービス 事業所等デジタル 技術導入支援事業	○介護業務の負担軽減や、職場環境の改善を図るため、ICT・ロボット等の先端技術導入に係る経費を支援する。 【補助率】10/10 ※R4年度へ繰越予定	17,362
㉔ 国民健康保険 保険料等 減免助成事業	○新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した被保険者を対象に保険料(税)を減免した市町に対し、保険料等減免相当額を交付する。 【補助率】10/10	437,596
合 計		1,590,650

それぞれの欲張りな
ライフスタイルの実現

2 ひろしま版ネウボラ構築事業（一部国庫）

令和4年度当初予算額 104,730 千円（R3 当初予算額 74,031 千円）

1 目的

子育てに関する不安や負担を軽減し、子供を希望する人が安心して妊娠・出産・子育てできる環境整備に向けて、子供と家庭に関する切れ目のない相談・支援体制である「ひろしま版ネウボラ」を構築する。

2 事業内容 <ワーク番号：01>

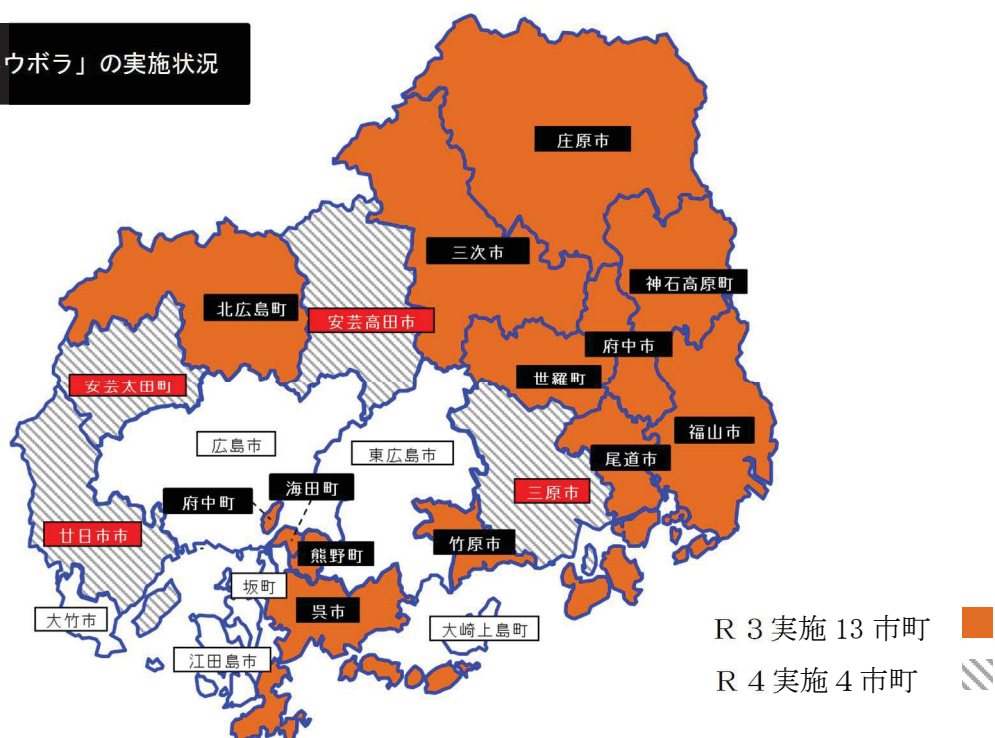
「ひろしま版ネウボラ」の仕組みの全県展開に向け、市町と理念を共有した上で、あるべき機能や体制を整理した基本型に基づく取組などについて支援を行うとともに、その効果や課題を検証し、取組の改善・強化につなげる。

また、ネウボラに必要な専門職人材の育成を図る。

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
ひろしま版 ネウボラ 構築事業	○ひろしま版ネウボラの実施市町の拡大【拡充】 ひろしま版ネウボラ実施市町（17 市町）において、基本型に基づく取組を支援 ○基本型の評価検証 ○ひろしま版ネウボラの認知促進	98,980
ひろしま版 ネウボラ 市町支援事業	○ひろしま版ネウボラ人材育成研修 ネウボラ業務の質の向上を図るため、母子保健や子育て支援業務に従事しているネウボラ相談員向けの研修等を実施	5,750
合 計		104,730

「ひろしま版ネウボラ」の実施状況



3 子供の予防的支援構築事業（単県）

令和4年度当初予算額 179,079千円(R3当初予算額 124,504千円)

1 目的

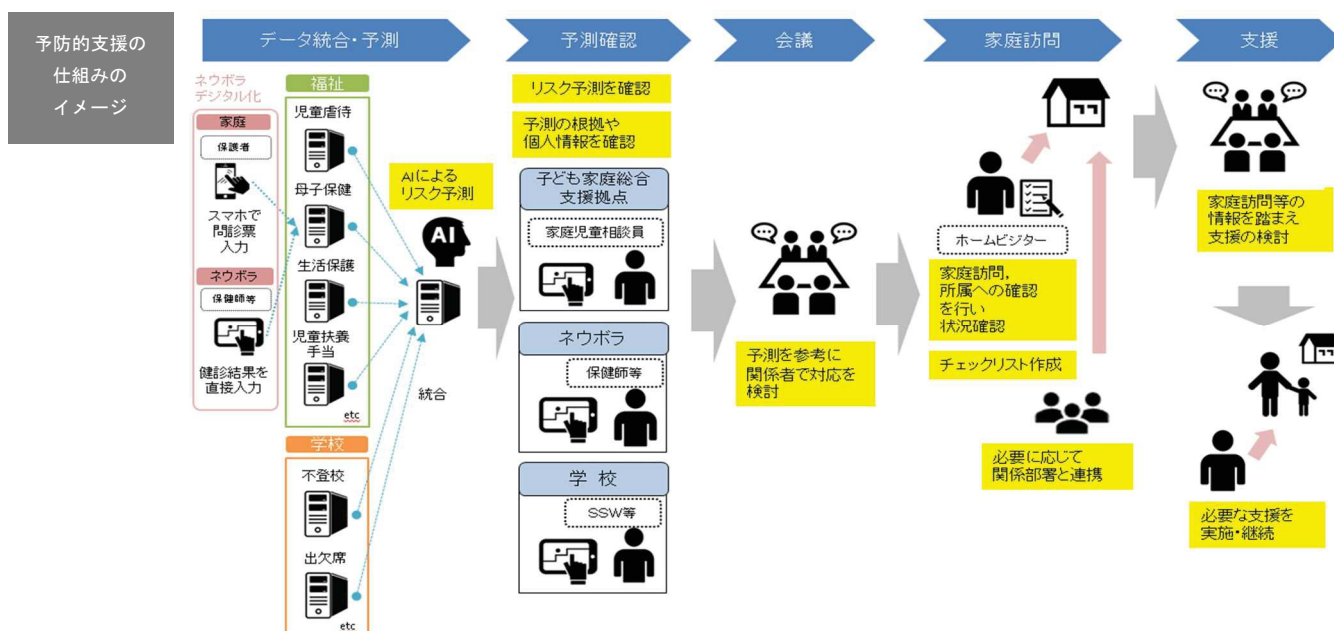
子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、関係者で情報共有して予防的支援を行うことにより、問題が未然に防止され、子供が心身ともに健やかに育つことを目的とする。

2 事業内容 <ワーク番号：01>

福祉や教育をはじめ子供の育ちに関係する様々な情報をA Iを活用して分析することにより、子供や子育て家庭が抱える様々なリスクの状況を早期に察知して関係者間で情報を共有し、最適な予防的支援を継続的に行う仕組みを構築する。

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
子供の予防的支援構築事業	○A Iを活用した子供の予防的支援の仕組みづくり ・モデル市町において、福祉や教育などの子供の育ちに関係する様々な情報を集約し、A Iによる予測を基に子供や子育て家庭が抱える児童虐待や不登校などの様々なリスクを早期に把握し、関係者間（子ども家庭総合支援拠点・ネウボラ・学校等）で情報を共有して最適な予防的支援を継続的に行う仕組みを構築 【モデル市町…府中町，府中市，海田町，三次市】 ○R4年度の取組内容 ・引き続きA I予測から支援までの実証試験を実施 【府中町，府中市】 ・A Iシステムの開発を実施【海田町】 ・データの試験的分析を実施【三次市】	179,079



4 未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業（一部国庫） 【一部新規】

令和4年度当初予算額 398,950 千円（R3 当初予算額 556,319 千円）

1 目的

近年の保育ニーズの増加により、待機児童が発生し、深刻な保育士不足が続いている中、保育の質と量の確保強化を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：02>

（単位：千円）

区 分		内 容	予算額
待機児童の解消	保育所入所事務デジタル化推進事業	○待機児童解消のため、デジタル技術（AI）の導入により入所調整を最適化・効率化する市町に対し、経費の一部を支援 【対象市町】広島市（R3 導入市町：東広島市）	10,097
	1・2歳児受入促進事業	○待機児童の大半を占める1・2歳児の受け入れを促進するため、積極的に1・2歳児の受け入れを行う保育施設に対して保育士の人件費相当額の補助 【対象市町】広島市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町	19,017
	保育コンシェルジュ配置事業	○保護者の働き方に合った保育サービスを紹介するコンシェルジュを配置する市町への補助 【対象市町】広島市、呉市、東広島市、海田町	31,874
	認定こども園等整備補助事業	○認定こども園及び保育所等に係る整備補助	272,434
保育士の確保	保育士人材バンク	○保育士人材バンクの運営による潜在保育士等と保育施設のマッチング及び研修、合同就職説明会の開催等	17,887
	保育士離職時届出制度	○保育士の離職時に将来復帰する場合の届出制度の運営	5,619
	魅力ある保育所づくり推進事業	○保育所の「見える化」を更に推し進めるコンテンツの充実を図るとともに、レーダーチャートを活用した保育所の質の向上の仕組みを構築 ○保育に関するワンストップサイトである「保育士ポータルサイト（仮称）」の開設【新規】	15,902
質の向上	保育士キャリアアップ研修事業	○保育士キャリアアップ研修を実施するとともに、保育関係団体の専門研修のノウハウを取り入れて研修の質の向上を図る	26,120
合 計			398,950

5 児童虐待防止対策事業（一部国庫）【一部新規】

令和4年度当初予算額 1,241,703千円(R3当初予算額 248,853千円)

1 目的

深刻化する児童虐待に対し適切に対応するため、こども家庭センターの体制や市町の相談援助機能を強化し、子供の安全確認・安全確保の徹底を図る。

狭隘化している東部こども家庭センター一時保護所について、適切に被虐待児童等を保護できる体制を整える。

2 事業内容 <ワーク番号：04>

(単位：千円)

区 分		内 容	予算額
児童虐待防止対策事業	1 予防		7,182
	オレンジリボンキャンペーン事業	○体罰の禁止や虐待通告について、県民の理解を得るため、広報啓発を実施	7,182
	2 こども家庭センターの体制強化		194,737
	専門スタッフの活用	○弁護士、警察官OBなどの専門スタッフを配置	160,865
	児童虐待対応体制の強化	○こども家庭センターや市町等の機能強化に向けた研修の実施や専門家の派遣 ○検証報告への対応として外部人材活用によるこども家庭センターの業務改善等の実施や相談体制の充実を図るためSNS相談窓口の整備等【一部新規】	33,872
	3 児童・家庭への援助		22,532
	子供の権利擁護事業	○検証報告への対応として子どもの権利擁護に係る仕組みの構築及び実施【新規】	8,175
	心理的ケアの充実	○親子支援プログラム等の保護者に対する心理教育、育児指導の実施 ○被虐待児に対する心理療法等の実施	3,964
	未成年後見人支援事業	○社会的養護下の児童等の未成年後見人に対し費用を助成	10,393
東部こども家庭センター一時保護所増改築事業		○東部C一時保護所の改築工事費 ○東部C既存施設改築工事の実施設計	1,017,252
合 計			1,241,703

6 特定不妊治療支援事業（一部国庫）【一部新規】【2月補正含む】

令和4年度当初予算額 144,369 千円

令和3年度2月補正予算額 218,438 千円(R3 当初予算額 646,400 千円)

1 目的

令和4年度から特定不妊治療の保険適用に伴い、従来の助成制度は廃止されるため、移行期の治療計画に支障が生じないように、年度をまたぐ一回の治療に対して経過措置を講じるとともに、保険適用外の先進的な治療に係る自己負担を軽減し、特定不妊治療を受ける方の治療の選択肢が減らないよう、県独自の支援制度を新たに創設し、子供を持ちたいと願う夫婦の希望を叶えやすい環境づくりに取り組む。

2 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	令 和 3 年 度 2月補正予算額	令 和 4 年 度 当 初 予 算 額
安心こども 基金積立	○特定不妊治療支援事業を行うための財源を「安心こども基金」へ積立	127,282	—
特定不妊治 療支援事業	①指定機関で受けた特定不妊治療費に係る経費助成 【助成対象】 妻の年齢が43歳未満の夫婦（事実婚含む） 【助成額】 治療1回あたり30万円を上限、子ども1人ごと通算6回まで（年間回数制限なし）	60,809	—
	②指定機関で受けた特定不妊治療費のうち、年度をまたぐ治療（1回分）に係る経費助成【新規】 【助成対象】 妻の年齢が43歳未満の夫婦（事実婚含む） 【助成額】 治療1回あたり30万円を上限、1回限り	157,629	—
	③特定不妊治療の保険適用の治療に併せて行われる保険適用外の先進医療、あるいは医療機関から申請を受けて国が審議を行っている検査・治療に要した費用【新規】 【助成対象】 妻の年齢が43歳未満の夫婦（事実婚含む） 【助成額】 自己負担額の1/2（1回あたり5万円を上限）	—	144,369
合 計		218,438	144,369

7 子育て家庭支援基盤整備事業（一部国庫）【新規】

令和4年度当初予算額 43,639 千円

令和3年度2月補正予算額 3,060 千円

1 目的

妊産婦，子育て世帯，子供への一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに，新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで，包括的な支援体制の構築を図る。

2 事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	令 和 3 年 度 2月補正予算額	令 和 4 年 度 当 初 予 算 額
安心こども基金 積立	○子育て家庭支援基盤整備事業を行うための財源を「安心こども基金」へ積立	31,226	—

	区 分	内 容	令 和 3 年 度 2月補正予算額	令 和 4 年 度 当 初 予 算 額
①	母子保健と児童福祉の一体的な相談支援	○母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う市町に対して，制度の円滑な導入に資する費用を支援 【実施市町】尾道市	—	5,226
②	新たな家庭支援の推進	○家事・育児等に不安・負担を抱えた家庭に対して，訪問支援を実施 【実施市町】東広島市	2,862	1,549
		○家庭や学校に居場所のない子供に対して，生活習慣の形成や学習サポート等の支援を実施 【実施市町】尾道市	—	23,775
		○子供の養育が一時的に困難となった場合の受入れ居室の整備や，一時預かりの利用者負担軽減を行った場合の減免相当額を支援 【実施市町】広島市，竹原市	198	13,089
合 計			3,060	43,639

8 地域医療介護総合確保事業（一部国庫）【一部新規】

債務 [288,000 千円]

令和4年度当初予算額 7,275,781 千円(R3 当初予算額 5,202,913 千円)

1 目的

地域における限りある医療・介護資源を効果的に活用して、急性期医療から在宅医療・介護まで一連のサービスが適切に提供されるよう、持続可能な医療提供体制と地域包括ケア体制の構築を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：16, 18, 19, 20, 21, 22>

「地域医療介護総合確保基金」を積み立てるとともに、これを活用し、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保など医療・介護サービスの提供体制の充実に向けた事業を実施する。

(単位:千円)

区 分	内 容	予算額
地域医療介護総合確保基金積立	○医療・介護サービスの提供体制を充実させるため、「地域医療介護総合確保基金」へ積立（国 2/3, 県 1/3）	3,001,745
① 医療資源の 効果的な活用	○病床機能転換等に係る経費の補助【一部新規】 ○各構想区域における医療機能の分化・連携等に係る検討支援 ○高度医療・人材供給拠点（仮称）の整備に向けた検討 ○医療・介護・保健情報総合システムの機能追加	1,945,264
	○医療機関の連携を促進する地域医療連携情報ネットワークの整備を推進【一部新規】	83,335
② 在宅医療連携 体制の確保	○糖尿病の専門医が少ない地域の患者に生活習慣を指導する遠隔医療のモデル実施 ○地域包括ケアシステムの質の向上に向けた人材育成・アドバイザー派遣等、重点的な市町支援 ○高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業 ○心不全患者の在宅でのリハビリを支援する施設と回復期を担う医療機関との効果的な連携体制の構築 ○在宅医療の質向上を図るため薬局・薬剤師と地域多職種との連携を推進 ○要介護高齢者に対する在宅リハビリの支援 等	162,840
③ 介護サービス 基盤の整備	○小規模介護施設の整備支援（31 施設） ○介護施設等の開設準備経費支援（208 施設）等	3,164,917
④ 介護サービスの 質向上と適正化	○介護支援専門員研修向上委員会において、研修内容及び受講効果等の評価・分析を行い、各種研修事業の充実を推進	22,207
⑤ 認知症サポート 体制の充実	○認知症高齢者等が安心して在宅で生活するための成年後見制度等の普及・推進 ○医療・介護関係者の認知症高齢者への対応能力の向上のための研修を実施 等	45,494
⑥ 医療従事者の 確保	○広島大学ふるさと枠・岡山大学地域枠等の医学生への奨学金貸付 ○勤務医の働き方改革の推進 ○看護職員を確保するため、無料職業紹介等を実施するナースセンターを運営 等	(債務 288,000) 1,695,526
⑦ 介護人材の 確保・育成・定着	○魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしまの認証推進 ○介護事業所への ICT・介護ロボットの導入支援 ○介護職の魅力を伝えるセミナーイベントや小・中・高校生向けの出前講座の実施【一部新規】 ○介護職員向けの防災研修の実施 等	156,198
合 計		(債務 288,000) 7,275,781

9 総合診療専門医確保・育成事業（単県）【新規】

令和4年度当初予算額 3,157 千円

1 目的

全ての県民が質の高い医療・介護サービスを受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、患者の病だけでなく、患者・家族の生活や地域のニーズ等も含めて診ることのできる総合診療専門医を本県において継続的に確保・育成する。

2 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
研修医，医学部生への働きかけ	○若手医師との意見交換会の開催 ○県内研修プログラム等を紹介するセミナーの開催 ○病院見学会の開催	352
県内指導体制の充実	○指導医同士の意見交換会の開催 ○研修プログラム実施医療機関の指導環境の充実に係る支援	2,580
医療機関への働きかけ	○県内医療機関訪問	225
合 計		3,157

10 働き盛り世代の健康づくり推進事業（一部国庫）

令和4年度当初予算額 43,161 千円 (R3 当初予算額 24,545 千円)

1 目的

人生 100 年時代を迎える中，県民一人一人が，それぞれのライフステージに応じて，心身ともに健康で活躍できるよう，若い時期からの適切な生活習慣の定着を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：14, 15>

企業の従業員や家族に対する健康づくりの取組の実践が，県民の健康増進に向けた取組の一層の推進につながるため，従業員の健康を重要な経営資源と捉えて健康増進に積極的に取り組む「健康経営」を行う事業所を支援する。

加えて，健康データなどを活用した健康づくりに向けた実証試験を行い，生活習慣の改善につながる効果的な介入方法を検討する。

(単位：千円)

	区 分	内 容	予算額
①	「健康経営」セミナー及び優良企業表彰	○経営者等を対象に，「健康経営」を開始することを目的とした導入セミナーを開催するとともに，「健康経営」を継続するために必要な具体の技術的支援を目的とした継続セミナーを開催 ○「健康経営」に特に積極的に取り組む企業を表彰	2,527
②	連携協力協定締結企業を通じた働きかけ	○健康増進に関して連携協力協定を締結している企業の営業社員から，経営者等へ「ひろしま企業健康宣言」へのエントリーを働きかけ	166
③	健診情報等のデータ活用に係る検討	○若い時期からの適切な生活習慣の定着に向けて，県内企業等と連携し，実証試験を行い，健診情報等のデータを活用した効果的な介入方法を検討	40,468
合 計			43,161

11 がん対策推進事業（がん検診）（一部国庫）【一部新規】

令和4年度当初予算額 54,119 千円（R3 当初予算額 53,771 千円）

1 目的

「県内のどこに住んでいても，どんながんであっても，安心して暮らせる広島県」，「県民みんながそれぞれの立場で「がん対策」に取り組む社会」の実現を目指して，「がん予防・がん検診」，「がん医療」及び「がんとの共生」の3つの分野を柱とした総合的な対策を実施する。

2 事業内容 <ワーク番号：16>

がん対策の3つの柱のうち，がん検診分野においては，「がんで死亡する県民の減少」に向けて，がん検診の受診率向上等をさせるため，市町や保険者等と連携した次の取組を推進する。

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
がん検診受診率 向上対策事業	○事業所訪問及び「広島県がん検診サポート薬剤師」を活用した出前講座による職域における受診勧奨の実施 ○ライフイベント（成人）のタイミングを利用した女性若年層に対する子宮頸がん検診の受診勧奨【新規】 ○職域の被扶養者に対する個別受診勧奨（閣下ハガキの送付） ○市町が実施する受診勧奨・再勧奨の手法等の改善支援	48,891
がん検診精度 管理推進事業	○市町が実施するがん検診の精度向上のため，専門家による評価，助言及び研修等を実施	5,228
合 計		54,119

12 がん患者アピアランスケア推進事業（一部国庫）【新規】

令和4年度当初予算額 38,595 千円

1 目的

がん患者の心理的負担が軽減され、社会参画の促進につながるよう、外見の変化を補完する医療用ウィッグの購入費用を一部助成することで療養生活の質の向上を図る。

※アピアランスケア：がん治療による外見の変化に起因する患者の負担を軽減するための支援のこと。

2 事業内容

(単位:千円)

区 分	内 容	予算額
医療用ウィッグの購入費に対する助成	○がんと診断され、脱毛の副作用を伴うがん治療を受けた者、または現在受けている者が医療用ウィッグを購入した場合、その費用の 1/2 を助成 【助成上限額：5 万円，助成見込件数:750 件】	37,500
医療従事者向け研修会の開催	○がん相談支援センターの相談員など医療関係者向けに、アピアランスケアの実践に必要な知識や助成金に関する情報について、オンラインで研修会を実施	815
患者向けリーフレット等の作成	○助成金の概要と申請手続きに関する事項等を周知するためのリーフレットを作成	280
合 計		38,595

13 地域福祉支援機能検討事業（単県）【新規】

令和4年度当初予算額 1,082 千円

1 目的

今後ますます進展が見込まれる少子高齢・人口減少社会下における、本県の地域福祉支援機能を担っており、本県の地域福祉支援の拠点である老朽化の著しい県社会福祉会館等の在り方について、関係団体等とともに検討・整理する。

2 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
地域福祉支援機能の 在り方整理	○市町、県社協その他関係団体等との検討会議を開催 【年4回】	1,082

14 地域共生社会推進事業（一部国庫）【一部新規】

令和4年度当初予算額 45,854 千円(R3 当初予算額 31,313 千円)

1 目的

地域の生活課題を住民から専門職、関係機関に切れ目なくつなぎ、必要な支援が受けられる「重層的なセーフティネット」の構築により、早期発見から解決までを着実に導き、県民誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：25>

(単位：千円)

	区 分	内 容	予算額
①	インフォーマルな 支え合いによる 新たなコミュニティ づくり	○地域住民や民生委員、企業・ボランティアなどの多様な主体が地域の課題を共有して、その解決を図る取組をモデル的に実施 【実施地域数】 4 地域（東広島市、三原市、安芸高田市、府中市）	2,000
②	地域の支え合い コーディネート機能 の強化	○住民主体の地域活動への支援やアウトリーチによる生活課題の掘り起こし、支援機関のネットワーク化等を推進する担い手の育成研修を実施	722
③	アウトリーチ等を通じた相談支援	○平成 30 年 7 月豪雨災害を受けて設置した「地域支え合いセンター」の被災者支援のノウハウを活用して、被災者に限らず対象範囲を広げて生活相談支援等に取り組む市町を支援 【実施市町数】2 市町（三原市、海田町）	6,000
④	市町の取組支援	○専門支援員を配置して、モデル活動への支援や成果・課題等の検証、研修の企画・運営、市町の包括的な支援体制構築に向けた訪問等による支援を実施	24,455
⑤	実態調査及び 検討会議の開催【新規】	○地域活動等に係る実態調査及び今後の施策展開の方向性等に係る検討会議を開催	12,677
合 計			45,854

15 医療的ケア児支援体制整備事業（一部国庫）【新規】

令和3年度2月補正予算額 2,000 千円

1 目的

医療的ケア児の家族などからの相談をワンストップで受け止め、必要な機関等へつなげていく仕組みを構築し、医療的ケア児やその家族が安心して生活できるよう支援体制を整備する。

2 事業内容

(単位：千円)

内 容	予算額
○医療的ケア児支援体制整備のために必要な備品等を国の補正予算を活用して購入	2,000

16 看護・介護職員等処遇改善事業（一部国庫）【新規】 【2月補正含む】

令和4年度当初予算額 4,995,915 千円

令和3年度2月補正予算額 10,366 千円

1 目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線の施設・事業所等において働く方々の収入の引上げを図る。

2 事業内容

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線の施設・事業所等において働く方々を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月分から収入の3%程度（月額9,000円・看護師は月額12,000円）相当額を施設・事業所等に交付する。

（単位：千円）

	区 分	内 容	令 和 3 年 度 2月補正予算額	令 和 4 年 度 当 初 予 算 額
①	一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員	看護職員：約17,000人 ※令和4年2月～9月分は、 収入の1%程度 (月額4,000円)相当額を措置	—	725,397
②	社会福祉施設等に勤務する職員	介護職員：約32,000人 障害福祉職員：約13,000人	—	3,935,809
③	保育所等に勤務する職員	保育士、幼稚園教諭：約9,000人 放課後児童支援員：約4,600人	—	260,180
④	児童養護施設等に勤務する職員	母子生活支援施設：約50人 児童養護施設：約400人	10,366	74,529
合 計			10,366	4,995,915

※私立幼稚園については、環境県民局の「私学振興補助金」事業で別途対応。

17 「いのちを守る！」動物愛護推進事業（単県）【一部新規】

令和4年度当初予算額 45,891 千円 (R3 当初予算額 40,534 千円)

1 目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指し、犬猫の更なる収容頭数削減対策及び返還譲渡促進策を推進する。

2 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
野良犬・ 野良猫等 対策事業	○収容頭数削減 ・動物愛護センターによる野良犬の捕獲・引取を強化 ・野良犬の多い地域における重点的な普及啓発 ・地域猫活動を実施するにあたっての不妊去勢手術の推進 ・市町に対する助成制度による、地域・自治会単位で実施する野良犬・野良猫対策の促進 ○返還促進及び遺棄防止 ・動物愛護センターで譲渡する犬猫へのマイクロチップの装着	37,905
動物愛護 センター 整備事業	○動物愛護センターの整備 ・P F I 事業者による土地造成及び建設工事の確認、竣工後の運営に係るP F I 事業者との調整等 ・動物愛護センターへの物品移転【新規】 ○動物愛護センター（旧）の解体設計 ・センター移転に伴う旧センターの解体設計【新規】	7,986
合 計		45,891

18 福祉医療費公費負担事業（単県）

令和4年度当初予算額 6,301,899 千円 (R3 当初予算額 6,370,178 千円)

1 目的

重度心身障害児（者）や乳幼児，ひとり親家庭等の児童の健康の維持と福祉の増進を図る。

精神障害者については，医療，障害福祉・介護，住まいや就労等を包括的に支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け，公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院）とは別に，県・市町独自の通院医療費助成を行い，再発・重症化による再入院等の防止を図ることにより，地域生活への移行・定着を促進する。

2 事業内容

重度心身障害児（者），乳幼児，ひとり親家庭等，重度精神障害者に対して，市町が医療費の自己負担分の一部を助成する事業について，その経費の一部を補助する。

（単位：千円）

区 分	内 容		予算額
重度心身障害児（者）医療費助成事業	対象者	○身障手帳所持者（1級～3級） ○療育手帳所持者（マルA，A，マルB）	3,978,098
	所得制限	○本人（老齢福祉年金の規定準用） ○扶養義務者（特別児童扶養手当規定の準用）	
	一部負担金	○200 円（月額上限：入院 14 日，通院 4 日）	
乳幼児医療費助成事業	対象者	○0 歳児～就学前児童	1,707,342
	所得制限	○旧児童手当特例給付の規定準用	
	一部負担金	○500 円（月額上限：入院 14 日，通院 4 日）	
ひとり親家庭等医療費助成事業	対象者	○ひとり親家庭の父，母及び児童 ○父母のいない児童	518,079
	所得制限	○所得税非課税世帯	
	一部負担金	○500 円（月額上限：入院 14 日，通院 4 日）	
精神障害者地域包括ケア促進事業（通院医療費助成）	対象者	○精神障害者保健福祉手帳所持者（1級） [自立支援医療受給者証（精神通院）所持する者]	98,380
	所得制限	○本人（老齢福祉年金の規定準用） ○扶養義務者（特別児童扶養手当規定の準用）	
	一部負担金	○200 円（月額上限：通院 4 日）	
合 計			6,301,899

令和４年度当初予算の増減の主なもの（健康福祉局）
（新型コロナウイルス感染症対策事業を除く）

（単位：千円）

	事業名	R３年度 当初予算額	R４年度 当初予算額	差引増減	主な増減理由
増	介護施設等整備事業	1,500,666	3,212,914	1,712,248	市町における施設等整備数の増
	障害者介護サービス等 給付事業	18,863,498	20,325,035	1,461,537	通所サービス利用者の増
	介護保険給付費負担金	35,197,184	36,435,324	1,238,140	市町における介護給付費所要 見込み額の増
	被爆者援護法等関係援護 事業費	7,116,929	8,041,587	924,658	制度改正（黒い雨判決）を見 込んだ増
減	特定不妊治療支援事業	646,400	144,369	△502,031	不妊治療への保険適用に伴う減
	介護保険地域支援事業交付金	2,691,960	2,387,802	△304,158	市町における所要見込額の減
	新型インフルエンザ対策事業	240,454	12,667	△227,787	購入計画における抗インフル エンザ薬購入予定量の減
	児童手当県費負担金	6,677,314	6,526,070	△151,244	所要見込額の精査による減

※端数処理の関係で、「３年度当初予算額」と「４年度当初予算額」の単純な差引と「差引増減」欄の数値が異なる場合がある。

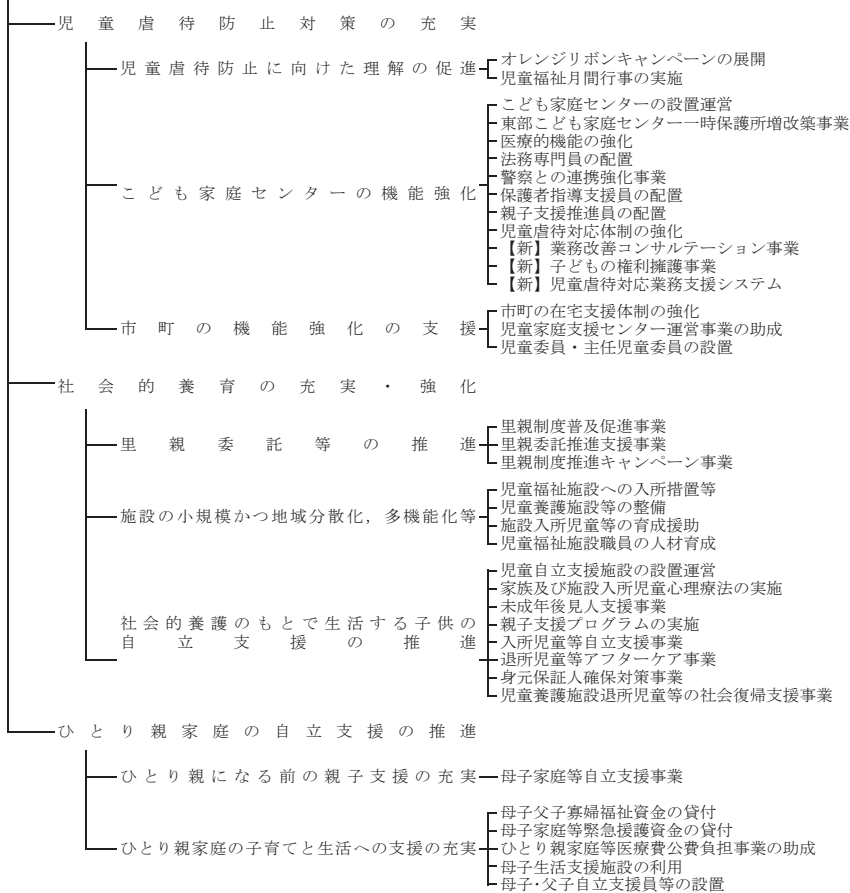
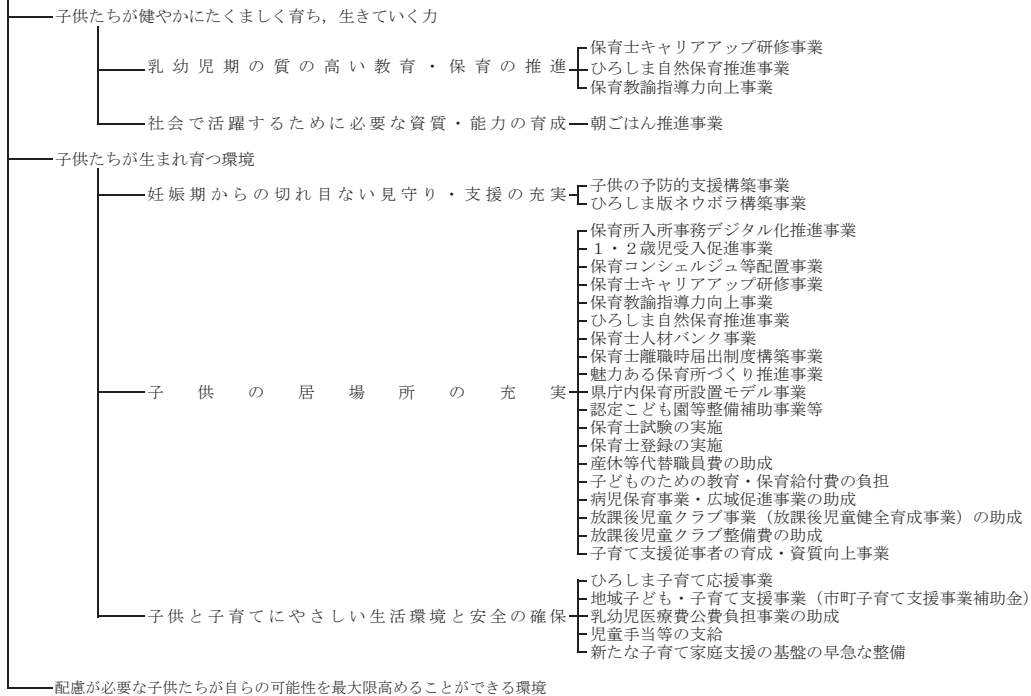
Ⅲ 事業体系

健康福祉局の事業体系

1 地域保健福祉推進対策
(健康福祉総務課) 地域保健福祉調査研究事業

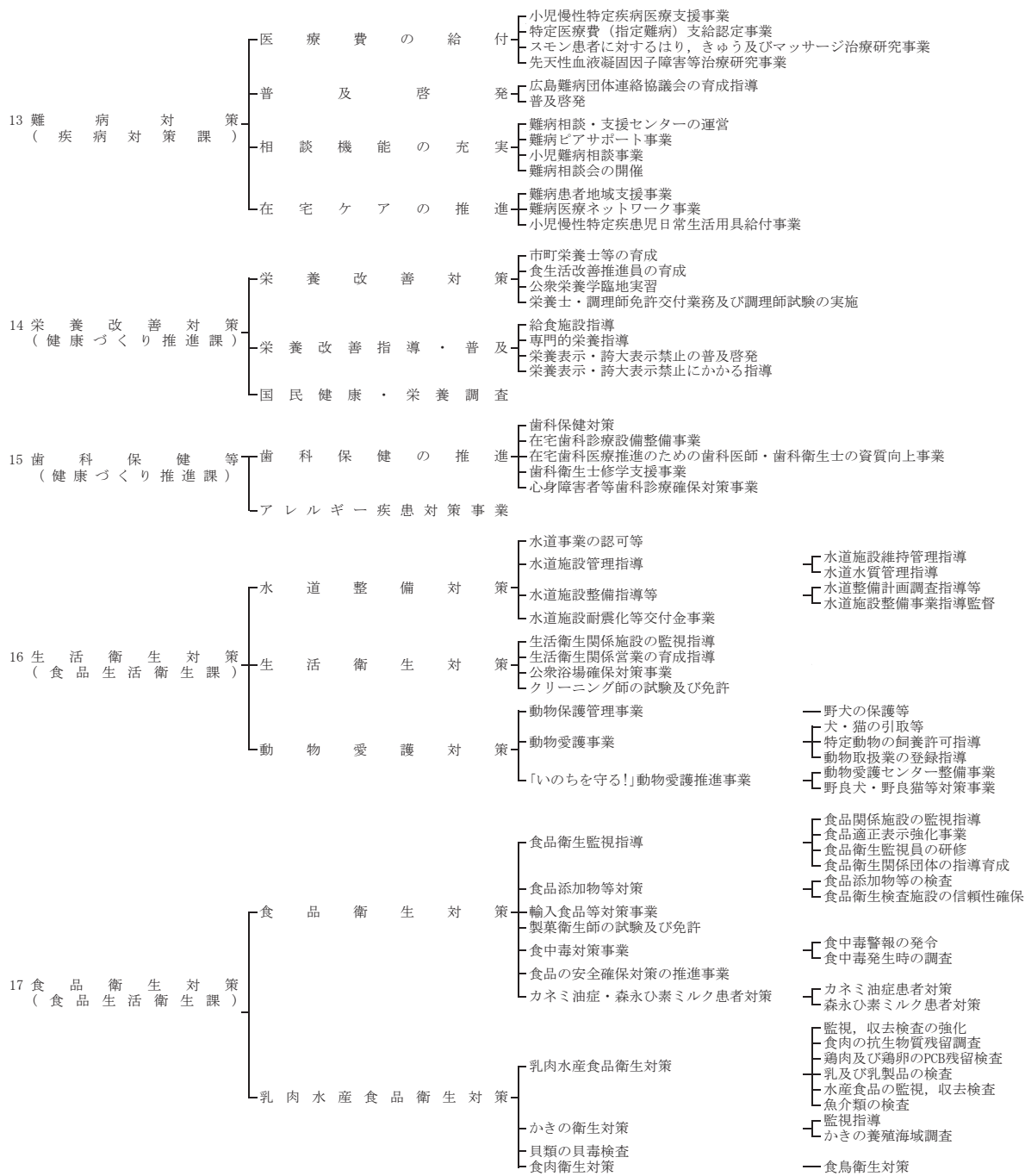
2 大規模社会福祉施設等の整備
(健康福祉総務課)

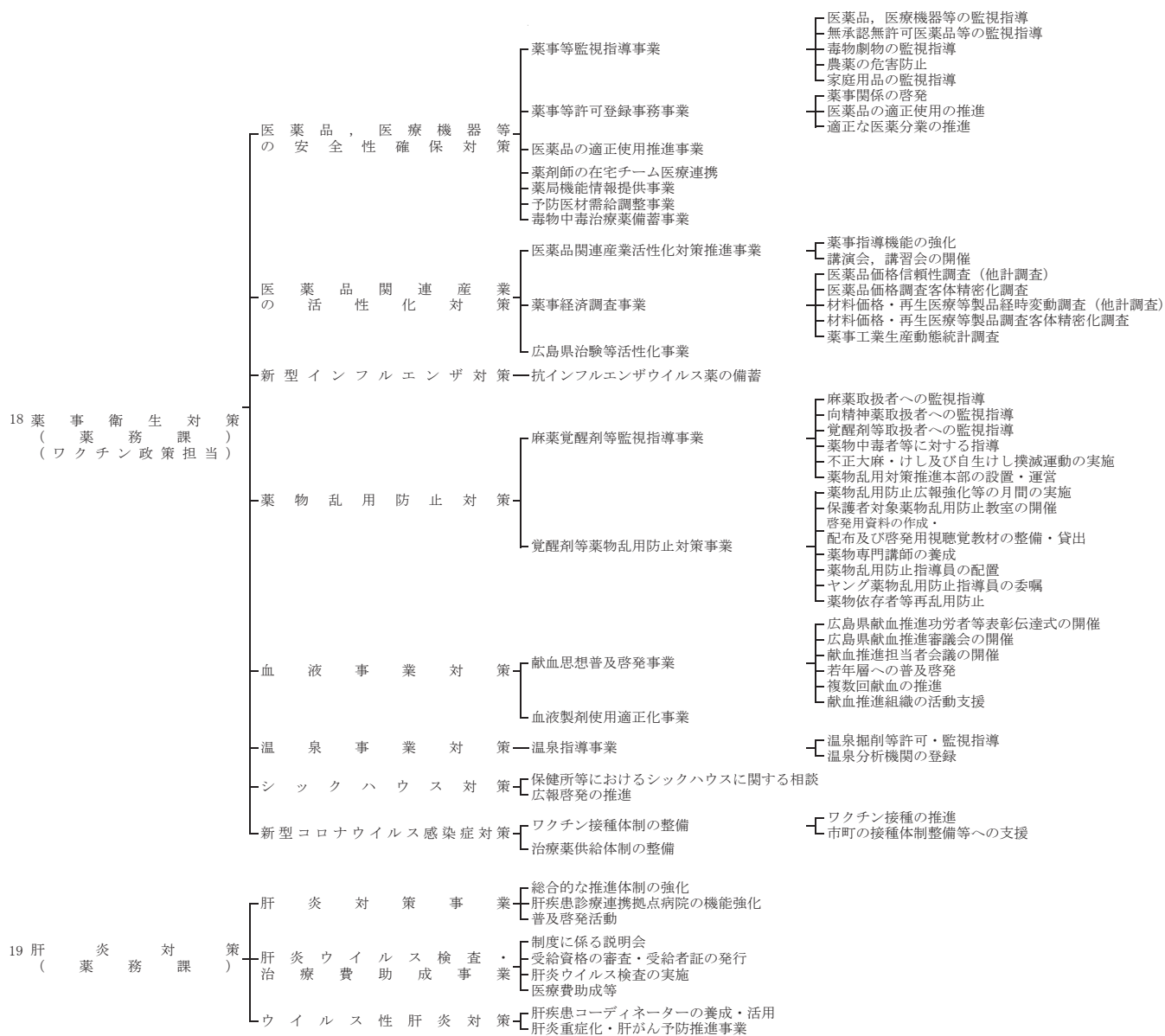
3 全ての子供たちの未来を応援（「ひろしま子供の未来応援プラン」の推進）
(子供未来応援課)
(安心保育推進課)
(こども家庭課)



4 若者の結婚支援 (子供未来応援課)	- 出会い・結婚支援こいのわ事業 - 市町少子化対策支援事業
5 不妊治療等支援体制の充実 (子供未来応援課)	- 不妊治療支援事業 - 不妊専門相談センター等の運営 - ライフデザイン啓発事業
6 婦人保護対策 (こども家庭課)	- 相談体制の整備 - 婦人保護施設への保護委託 - 暴力被害者女性支援体制整備事業
7 適正な医療の確保 (医療介護基盤課) (医療介護政策課)	- 医療施設への立入検査 - 衛生検査所への立入検査 - 医療機能情報提供事業 - 広島県医療安全支援センターの運営 - 広島県地域保健対策協議会活動の推進 - 広島県医療勤務環境改善支援センターの運営
8 がん対策 (健康づくり推進課)	- がんの予防・がん検診 - たばこ対策推進事業 - がん検診受診率向上対策事業 - がん検診精度管理推進事業 - がん医療 - 広島がん高精度放射線治療センター管理運営費 - がん医療連携強化事業 - がんとの共生 - 緩和ケア推進事業 - がん患者・家族相談支援事業 - Teamがん対策ひろしま推進事業 【新】がん患者アピアランスケア推進事業
9 原爆被爆者支援 (被爆者支援課)	- 原爆被爆者健康管理の推進 - 原爆被爆者健康手帳交付事務 - 原爆被爆者健康診断 - 原爆被爆者健康管理推進特別事業 - 原爆体験者等健康意識相談等事業 - 原爆被爆者援護の推進 - 法に基づく手当等の支給 - 県独自の援護事業 - 原爆死没者慰霊式典等助成事業 - 広島原爆養護ホームの運営・整備 - 原爆被爆者関係施設整備 - 広島赤十字・原爆病院への助成 - その他関係団体への助成等 - 在外被爆者援護の推進 - 法に基づく事業 - 在外被爆者支援事業実施要綱に基づく事業 - 放射線被曝者医療 - 医師等受入研修・派遣事業 - 放射線被ばく者医療普及啓発事業 - 調査検討事業 - 人材育成事業 - 共同研究事業
10 毒ガス障害者支援 (被爆者支援課)	- 健康診断及び相談事業 - 医療費及び各種手当の支給 - 県独自の援護事業
11 感染症対策 (新型コロナウイルス感染症対策担当)	- 感染症予防対策 - 感染症・疾病管理センター事業 - 感染症予防対策事業 - 新型コロナウイルス対策事業 - 予防接種の推進 - ハンセン病対策 - 結核予防対策 - 予防活動 - 結核患者医療費の給付 - 結核対策特別促進等事業 - エイズ予防対策 - 推進体制等の整備 - 相談体制の充実 - 検査体制の充実 - 医療体制の充実 - 新型コロナウイルス感染症対策 - 感染拡大防止対策 - 医療提供体制の確保
12 精神保健福祉対策 (疾病対策課)	- 医療対策 - 医療費公費負担事業 - 入院者処遇向上対策事業 - 精神科救急医療システム運営事業 - 保健対策 - 精神保健福祉相談指導事業 - こころの電話相談事業 - ひきこもり地域支援センターの設置 - いのちを支える広島プラン推進事業 - 高次脳機能障害支援体制整備事業 - 認知症医療・介護連携強化事業 - アルコール健康障害対策推進事業 - 精神障害者地域生活支援事業 - 地域福祉対策 - 地域精神保健福祉対策事業 - 技術支援活動 - 地域支援活動 - リハビリテーション事業

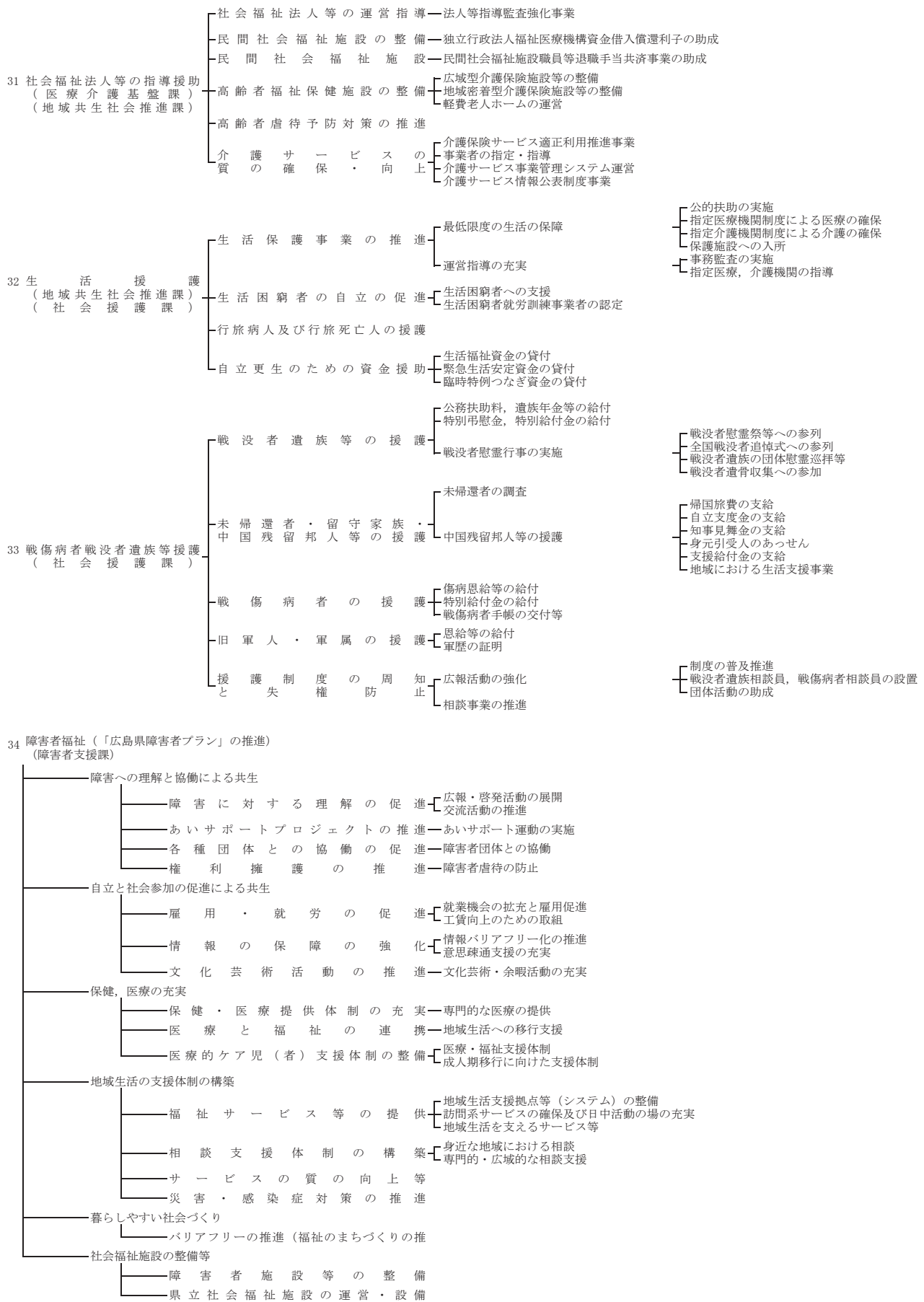
感染症対策事業
 感染症発生动向調査事業
 防疫体制整備事業





20 医療提供体制の確保 (健康危機管理課) (医療介護政策課) (医療機能強化担当) (医療介護基盤課) (健康づくり推進課)	総合的な施策の企画・調整	保健医療計画の推進	
		ひろしま高齢者プランの推進	
	医療及び介護の総合的な確保の促進	医療介護総合確保促進法に基づく広島県計画の推進	
		療養病床転換支援事業	
		医療情報連携の推進	
		医療資源偏在解消の推進	
		病床機能分化・連携の促進	
	救急医療の充実	地域医療構想推進事業	
		救急医療コントロール機能を担う広島市民病院の整備等	
		救命救急センターの運営支援	
		救急医療施設等の整備	
		救急医療情報ネットワークの運営	
21 医療人材の確保・育成 (医療介護基盤課)	災害医療体制の充実	ドクターヘリ事業	
		メディカルコントロール体制の強化	
	へき地・中山間地域医療対策の充実	救急搬送受入体制確保事業	
		へき地医療施設等の整備・運営費の助成	
	母子医療対策の充実	周産期医療システムの運営	
		周産期医療情報ネットワークの運営	
	臓器移植・骨髄バンク事業等の啓発・推進	周産期母子医療センター運営支援事業	
		小児救急医療体制の充実	
	22 福祉・介護人材の確保・育成 (医療介護基盤課)	臓器移植・骨髄バンク事業等の啓発・推進	妊婦への感染症検査実施事業
			臓器移植啓発活動の推進等
医療施設の整備・充実		骨髄バンク事業等の推進	
		骨髄提供の着実な推進	
オンライン診療活用検討事業			
心身障害者(児)及び休日 の歯科医療の確保			
循環器病対策推進事業			
23 高齢者が活躍 できる社会づくり (健康づくり推進課) (地域共生社会推進課)	医師確保対策の推進	広島県医師育成奨学金	
		女性医師等就労環境整備	
		広島大学医学部寄附講座の設置	
		産科医等確保支援事業	
		包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム整備事業	
	広島県地域医療支援センター(公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構) による医師確保等の実施	医師の養成と配置調整	
		医師の誘致と県内定着	
		医師の活躍支援	
		広島県へき地医療支援機構の運営	
		情報収集・情報発信 センターの運営管理	
	看護職員等確保対策	看護職員養成の充実・強化	
		離職防止対策	
未就業看護職員の再就業促進			
専門医療等への対応			
24 地域支援対策 (地域共生社会推進課)	人材の確保・育成を 推進する基盤づくり	総合支援協議会の運営	
		地域人材確保推進体制整備事業	
	福祉・介護人材の 確保・イメージ改善	福祉人材育成センターの運営	
		人材確保の支援	
		福祉・介護職の魅力発信	
		福祉・介護職の理解促進	
		修学資金・再就職準備金の貸付	
	福祉・介護従事者 の定着促進・資質向上	外国人介護人材の受入支援	
		福祉・介護職場改善の促進	
		資質向上の支援	
		ICT・介護ロボット導入支援	
		ICT・介護ロボット普及促進	
介護職員研修指定等事業	合同入職式の開催		
	介護人材養成施設等指定事業		
	喀痰吸引等(たんの吸引・経管栄養)従事者・事業者・研修機関登録事業		
	EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護職員研修支援事業		
介護サービスの質の確保	介護支援専門員の登録		
	ケアマネジメント機能強化事業		
高齢者の生きがい・ 健康づくり応援事業	全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣等		
	広島県シルバー作品展		
	シニア囲碁・将棋大会		
老人クラブ活動の推進	広島県プラチナ世代支援協議会の運営		
	普及啓発の実施		
	現役世代(企業等)への働きかけ		
	広島県高齢者健康福祉大学校(プラチナ大学)の運営		
ブラチナ世代の 社会参画促進事業			
地域包括ケアの推進	広島県地域包括ケアシステム強化推進事業		
	在宅医療・介護連携の推進		
	総合事業・生活支援体制整備の推進		
	介護保険における自立支援の推進事業		
認知症対策の推進	認知症にやさしい地域づくり支援事業		
	認知症医療・介護研修事業		
	認知症地域連携促進事業		
民生委員児童委員 協議会への援助			

25 健康増進対策 (健康づくり推進課)	健康ひろしま21推進事業		
	健康づくりの体制整備	市町健康づくり推進協議会の組織育成 市町健康増進計画推進支援	
	普及啓発	健康増進普及啓発の推進 健康生活応援店制度の推進	
	人材の育成・確保	運動普及推進員の育成	
	健康増進事業等	健康増進事業 特定健康診査・特定保健指導の推進	
	健康経営の推進	健康データなどを活用した健康づくりの推進 「健康経営」実践企業の拡大推進	
	介護予防	地域づくりによる介護予防推進支援事業 リハビリテーション専門職等人材育成調整事業 介護予防活動普及展開事業 地域リハビリテーションの推進	
26 食育推進対策 (健康づくり推進課)	高齢者の健康づくり 「通いの場」推進事業	ネットワーク構築 人材育成の加速 「通いの場」リーダーの育成等 【新】多様な「通いの場」の推進	
	食育推進計画の推進	広島県食育推進会議等の運営	
	普及啓発活動 食育功労者の表彰 減塩推進事業		
27 医療保険制度の安定的な運営 (医療介護保険課) (国民健康保険課)	国民健康保険事業	被保険者の資格の適用 保険給付 保険料(税)の収納 国庫補助の状況 保険者の実地指導等 保険医療機関等の指導監査 国保事業等の推進 国民健康保険事業状況データ作成 市町国保財政助成事業 国民健康保険事業費特別会計繰出金事業 広島県国民健康保険審査会の運営 国民健康保険事業費特別会計	
		後期高齢者に係る医療給付費の負担 後期高齢者医療助成事業 後期高齢者医療財政安定化基金の運営 広島県後期高齢者医療審査会の運営	
	医療費適正化の推進	医療費適正化計画検討委員会の開催等 レセプト点検指導の実施	
	介護保険制度	介護保険給付費等の負担 低所得者等の利用者負担の軽減 介護保険財政安定化基金の運営 広島県介護保険審査会の運営	
28 介護保険制度の安定的な運営 (医療介護保険課)	介護給付適正化対策	保険者(市町)の指導・支援 認定調査員等の研修 保険者機能強化支援事業	
29 災害救助対策 (健康危機管理課) (疾病対策課) (地域共生社会推進課)	災害救助法による救助 災害弔慰金等の支給及び 災害援護資金の貸付 広島県災害見舞金等の支給		
	被災者生活再建支援制度	被災者生活再建支援制度 広島県被災者生活再建支援制度	
	災害応急救助物資備蓄事業 避難所環境改善支援事業 災害時メンタルヘルス推進事業 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業		
	防災と福祉の連携による 個別計画策定促進事業		
	組織の育成	(社福) 広島県社会福祉協議会への指導援助 (社福) 広島県共同募金会への指導援助	
	地域福祉活動推進基盤の整備 (「ふれあい基金」の補助)		
	地域福祉実践活動の振興	福祉サービス利用援助事業 成年後見制度利用促進体制整備事業 福祉サービス苦情解決事業 地域生活定着支援事業 広島県社会福祉協議会事業 広島県地域医療介護総合確保事業	
	ボランティア活動の振興	ボランティアセンター事業 災害時における被災者支援体制の構築事業 若い世代・企業との連携、担い手づくり・連携支援事業	
30 地域福祉活動の振興 (地域共生社会推進課)	老人保健福祉月間事業		
	地域共生社会の推進	地域共生社会推進事業 重層的支援体制整備事業交付金	



1 地域保健福祉推進対策

〔現況及び施策の方向〕

保健福祉サービス提供システムや行政システムの変革の動きに対応し、地域保健福祉業務の活性化と効果的かつ効率的な推進を図るとともに、職員のスキルアップを図るため、広域的・専門的な技術拠点である厚生環境事務所・保健所等において、調査研究を行う。

また、災害により避難所等に避難している被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う。

〔事業の内容〕

地域保健福祉調査研究事業

厚生環境事務所・保健所等において、地域保健福祉に関する調査研究を実施するとともに、その成果を発表することにより、地域保健福祉業務の活性化と効果的かつ効率的な推進を図るとともに、職員のスキルアップを図る。(平成 14 年度創設)

2 大規模社会福祉施設等の整備

〔現況及び施策の方向〕

昭和49年3月に策定した「広島県社会福祉計画」において、社会福祉施設の中核的・指導的役割を担う施設となる「老人福祉団地（ふれあいの里）」、「身体障害者リハビリテーションセンター」及び「心身障害者コロニー」などの大規模社会福祉施設建設構想を策定し、昭和50年度から行っている法人県民税の超過課税収入を大規模社会福祉施設等建設基金に積み立て、これを財源として計画的な施設整備を進めている。

また、少子・高齢化の進行に伴い、保健・医療・福祉の一体的・効果的な施策を推進する必要があることから、社会福祉施設をはじめ医療施設、保健休養施設についても、この基金で整備することとしている。

これらの大規模社会福祉施設については、（社福）広島県福祉事業団等を指定管理者として運営委託し、効果的な運営に努めている。

〔事業の内容〕

大規模社会福祉施設等の整備

「大規模社会福祉施設等建設基金」の運用

大規模社会福祉施設等の建設資金を確保するため、大規模社会福祉施設等建設基金を設置し、法人県民税の超過課税による県税収入、大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金及びこの基金の運用益金を積み立て、計画的かつ効率的な活用を図ることとしている。

第1表 建設事業の概要（健康福祉局所管）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度（予定）
わかば療育園	新築・改修工事着手	新築・改修工事	改修工事
若草療育園			
若草園			
健康福祉センター	設備更新工事	設備更新工事	設備更新工事
西部こども家庭センター	空調機更新工事	—	—
東部こども家庭センター （一時保護所）	基本設計	実施設計 増改築工事着手	実施設計 増改築工事

第2表 大規模社会福祉施設等建設基金額の状況

（単位 千円）

区 分	積立額	取崩額	年度末基金額
令和4年度（予定）	1,785,167	2,131,256	7,611,768
令和3年度	1,722,047	1,840,322	7,957,857
令和2年度	1,444,921	1,413,788	8,076,132

3 全ての子供たちの未来を応援（「ひろしま子供の未来応援プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

人口減少、少子高齢化が進行する一方で、グローバル化やデジタルイゼーションも急速に進んでおり、ますます先を見通すことが難しい時代を迎えている。こうした時代を生きていく子供たちが、それぞれの家庭の経済的事情を含め、生まれ育った環境に関わらず、現在や将来に夢を持ち、その実現に必要な資質・能力を身に付け、一人一人の可能性を最大限高めることができる社会づくりを推進していく必要がある。

この新たなプランの名称にある「子供の未来を応援する」とは、「広島県の未来を創造する」ということであり、明日の広島県を支える子供たちが希望に満ち溢れ、自分の可能性を信じて何事にも果敢にチャレンジし、未来を切り拓いていけるよう、プランの目指す姿の実現に向けて取組を進めていく。

ひろしま子供の未来応援プラン

【将来にわたって目指す社会像】

すべての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現
～具体的な社会像～

【領域Ⅰ】

- ◆すべての子供たちに、「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域などで、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されている。

【領域Ⅱ】

- ◆地域、保育所・幼稚園や学校、職域など、子供を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを切れ目なく見守り、支援などを行う環境が整っており、すべての子供と子育て家庭が、安心して暮らし、子育てができている。

【領域Ⅲ】

- ◆様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に暖かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができている。

【施策体系】

領域Ⅰ 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

領域Ⅱ 子供たちが生まれ育つ環境

柱1 妊娠期からの切れ目のない見守り・支援の充実

柱2 子供の居場所の充実

柱3 子育てを応援する職場環境の整備

領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境

柱1 児童虐待防止対策の充実

柱2 社会的養育の充実・強化

柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

〔事業の内容〕

1 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

(1) 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

ア 保育士キャリアアップ研修事業（予算額 26,120 千円）

保育士は専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を構築し、保育の質の向上や新規採用者の人材確保及び保育士の離職防止等を図ることを目的とする。（平成 29 年度創設）

第 1 表 県主催の専門研修の実施状況
(単位 人)

区 分	修了者数
令和 3 年 度	1,943
令和 2 年 度	1,090
令和 元 年 度	2,302

イ 保育教諭指導向上事業（予算額 3,732 千円）

公立幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭に対し、職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施する。（平成 27 年度創設）

ウ ひろしま自然保育推進事業（予算額 11,053 千円）

子どもの好奇心や想像力、自己肯定感、主体性、レジリエンス（精神的回復力）等を育むことのできる自然保育を行う団体を認証し、活動を支援するとともに、幼児教育・保育の無償化の対象としない認可外の認証団体について、運営費を補助する。（平成 29 年度創設）

第 2 表 ひろしま自然保育認証団体

(単位 団体)

認証区分	認証団体数（令和 4 年度 4 月現在）
I 型（地域の資源を活用した教育・保育を週 10 時間以上実施している団体）	28
II 型（地域の資源を活用した教育・保育を週 5 時間以上実施している団体）	13
合計	41

(2) 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

ア 朝ごはん推進事業（予算額 5,162 千円）

全ての子供が朝食を食べられる環境を整備し、子供の資質や能力を高めるために必要な生活習慣を身に着けるため、学校の敷地内で子供たちに朝ごはんを提供するモデル事業を実施し、モデル事業の運営面や成果について検証を行う。

また、市町社会福祉協議会による窓口での生活相談や自立支援事業等を通じて、食材提供が必要な子育て家庭の子供たちが朝ごはんを食べられるよう、食品を提供する取組を実施する。（令和元年度創設）

第3表 朝ごはん推進モデル事業実施状況

(単位 箇所)

開始年度	実施市町	モデル箇所数
令和元年度	竹原市	1
平成30年度	廿日市市	1
	府中町	1

2 子供たちが生まれ育つ環境

(1) 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

ア 子供の予防的支援構築事業（予算額 179,079 千円）

福祉や教育をはじめ子供の育ちに関係する様々な情報をA Iを活用して分析することにより、子供や子育て家庭が抱える様々なリスクの状況を早期に察知して関係者間で情報を共有し、最適な予防的支援を継続的に行う仕組みを構築する。（令和元年度創設）

イ ひろしま版ネウボラ構築事業（予算額 104,730 千円）

「ひろしま版ネウボラ」の仕組みの全県展開に向け、市町と理念を共有した上で、あるべき機能や体制を整理した基本型に基づく取組などについて支援を行うとともに、その効果や課題を検証し、取組の強化・改善につなげる。また、ネウボラに必要な専門職人材の育成を図る。（平成29年度創設）

(2) 子供の居場所の充実

ア 保育所入所事務デジタル化推進事業（予算額 10,097 千円）

待機児童を解消するため、これまで実施してきた施設整備及び保育士確保に加え、新たにA Iにより市町が行う入所調整の最適化・効率化を図るとともに、県民サービス向上のため、すべての市町において入所事務全般のデジタル化を進める。

イ 1・2歳児受入促進事業（予算額 19,017 千円）

待機児童が発生している市町の保育施設に対して、新たな1・2歳児の受け入れによる公定価格が人件費相当に達しない場合にその差額を補助する。（平成30年度創設）

第4表 1・2歳児受入促進事業実施状況

（単位 市町、円）

区 分	市 町 数	補助金額
令和3年度	5	25,853,000
令和2年度	5	38,948,000
令和元年度	5	52,695,000

ウ 保育コンシェルジュ等配置事業（予算額 31,874 千円）

保護者の働き方等に合った保育サービスを紹介するコンシェルジュ（子育て経験者等）を配置する市町への補助を行う。また、コンシェルジュに就業支援員の機能を追加することで、子どもを預けて働く保育士への就業支援を行う。（平成25年度創設）

第5表 保育コンシェルジュ配置状況

（単位 市町、円）

区 分	市 町 数	配置人数
令和3年度	4	21人
令和2年度	4	21人
令和元年度	5	20人

エ 保育士キャリアアップ研修事業（予算額 26,120 千円）【再掲】

保育士は専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導

を行う専門職であり，その専門性の向上に目標を持って取り組めるよう，初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を構築し，保育の質の向上や新規採用者の人材確保及び保育士の離職防止等を図ることを目的とする。（平成 29 年度創設）

オ 保育教諭指導力向上事業（予算額 3,732 千円）【再掲】

公立幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭に対し，職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施する。（平成 27 年度創設）

カ ひろしま自然保育推進事業（予算額 11,053 千円）【再掲】

子どもの好奇心や想像力，自己肯定感，主体性，レジリエンス（精神的回復力）等を育むことのできる自然保育を行う団体を認証し，活動を支援するとともに，幼児教育・保育の無償化の対象としない認可外の認証団体について，運営費を補助する。（平成 29 年度創設）

キ 保育士人材バンク事業（予算額 17,887 千円）

保育士人材バンクを運用し，求職者と求人者のマッチングを行うとともに，合同就職説明会や就職支援セミナー，実地研修を実施する。（平成 24 年度創設）

第 6 表 保育士人材バンクの就業マッチング状況

（単位 件）

区分	求人	求職	紹介	就職
令和 3 年度	490	115	115	112
令和 2 年度	532	209	160	156
令和 元 年度	597	190	172	167

ク 保育士離職時届出事業（予算額 5,619 千円）

令和元年度に構築した届出制度により，保育士として就業していない保育士を把握し，求人情報の提供や保育士人材バンクでの求職活動支援により，保育士の就職を支援する。（令和元年度創設）

第 7 表 保育士離職時届出状況

（単位 人）

区 分	登録者数
令和 3 年度	11
令和 2 年度	26
令和 元 年度	12

ケ 魅力ある保育所づくり推進事業（予算額 15,902 千円）

保育施設の勤務労働条件や職員間の雰囲気などを開示することや社会保険労務士等を活用した職務環境の向上を図ることにより，保育士を目指す学生等が働きたいと思える魅力ある保育所づくりを推進する。（平成 30 年度創設）

コ 県庁内保育所設置モデル事業（予算額 2,979 千円）

子ども・子育て支援新制度において新たな受入枠となる事業所内保育所について，近隣企業との共同設置モデルを県庁自らが実施・例示することにより，県内企業等の設置を促進する。（平成 27 年度創設）

サ 認定こども園等整備補助事業等（広島県安心こども基金の活用）

子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、国から交付された子育て支援対策特例交付金を原資に、平成 20 年度に「広島県安心こども基金」を設置し、平成 26 年度まで（一部は平成 28 年度まで）の間、待機児童の解消等に向けた保育所等の緊急整備や全ての子ども・家庭への支援などを実施する。

第 8 表 基金の状況

(単位 円)

区 分	積 立 額	取 崩 額	基金残高
令 和 3 年 度	103,269,413	1,026,089,000	784,004,229
令 和 2 年 度	1,325,073,487	421,736,000	1,706,823,816
令 和 元 年 度	15,365,099	537,600,000	803,486,329

第 9 表 安心こども基金事業一覧（健康福祉局）

区 分	事 業 名
子供の居場所の充実	保育所緊急整備事業
	小規模保育整備事業
	賃貸物件による保育所整備事業
	認定こども園整備事業
	小規模保育設置促進事業
	幼児教育・保育無償化円滑化事業
	子育て家庭支援基盤整備事業
不妊治療等支援体制の充実	不妊に悩む方への特定治療支援事業 (令和 3 年 1 月 1 日以降治療終了分及び不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)
新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援	母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業
	母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業
	子育て世帯訪問支援臨時特例事業
	保護者支援臨時特例事業
	子どもの居場所支援整備事業
	子どもの居場所支援臨時特例事業
	子育て短期支援整備事業
	子育て短期支援臨時特例事業
	一時預かり利用者負担軽減事業
	妊婦訪問支援事業
	特定妊婦等支援整備事業
	特定妊婦等支援臨時特例事業
	社会的養護自立支援整備事業
	社会的養護自立支援実態把握事業
	児童相談所一時保護所等整備事業

<参考 認定こども園>

幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平

成 18 年 10 月 1 日施行) が制定され、都道府県知事による認定制度である認定こども園制度が設けられた。(平成 18 年度創設)

さらに、平成 27 年 4 月から本格施行された子ども・子育て支援新制度において、学校及び児童福祉施設としての位置付けを持つ単一の施設として新たな幼保連携型認定こども園が制度化された。

第 10 表 認定こども園の概要

機 能 等	認定こども園とは、都道府県知事が定める基準のもと、次の(1)及び(2)の機能を果たすことを目的として設置された施設、又は、幼稚園・保育所等のうち、これらの要件を満たすとして認定を受けた施設である。 (1) 保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能 (2) 地域における子育て支援を行う機能
類 型	認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められている。 (1) 幼保連携型 学校及び児童福祉施設としての位置付けを持つ単一の施設 (2) 幼稚園型 認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ (3) 保育所型 認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ (4) 地方裁量型 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
認可又は認定基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、県条例（平成 18 年 10 月 16 日条例第 46 号、平成 26 年 10 月 9 日条例第 41 号）で定めている。

第 11 表 認定こども園の状況

(単位 市町、施設)

区 分	市町数	施設数
令和 4 年 度 (4/1 現在)	21	228 (162)
令和 3 年 度 (4/1 現在)	21	215 (158)
令和 2 年 度	21	200 (147)

(注) 施設数欄の () 書きは、幼保連携型認定こども園の再掲である。

シ 保育士試験の実施

保育士養成施設（学校）を卒業する者以外の者に保育士となる資格を与えるため、平成 28 年度から年 2 回保育士試験を実施する。(昭和 23 年度創設) 平成 17 年度から、県が指定した試験機関が実施。(令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、1 回目については筆記試験が中止となり、実技試験のみの実施となっている。)

第 12 表 保育士試験の実施状況

(単位 人, %)

区 分	受験者実数	合格者数	合格率
令和 3 年度	1,423	353	24.8
令和 2 年度	801	269	33.6
令和 元 年度	1,313	405	30.8

ス 保育士登録の実施（予算額 8,310 千円）

保育士として業務を行う者の県知事への登録を実施する。（平成 15 年度創設）

登録手数料 申請 4,200 円, 書換交付 1,600 円, 再交付 1,100 円

第 13 表 保育士登録数

(単位 人)

区 分	新規登録	書換交付	再 交 付
令和 3 年度	1,265	705	20
令和 2 年度	1,203	691	25
令和 元 年度	1,400	629	36

セ 産休等代替職員費の助成（予算額 20,527 千円）

児童福祉施設等の職員の産休又は病休に際して、児童の処遇の確保を図るため代替の保育士等を任用した施設設置者に、その任用に要する費用を助成する。（産休：昭和 37 年度創設，病休：昭和 49 年度創設）

第 14 表 産休等代替職員への助成実績

(単位 施設, 人)

区 分	任用施設数	任用人数
令和 3 年度	41	63
令和 2 年度	42	56
令和 元 年度	38	50

ソ 子どものための教育・保育給付費の負担（予算額 14,027,482 千円）

子ども・子育て支援法第 67 条第 1 項に基づき、市町が支弁した私立保育所、私立認定こども園等に係る給付費及び子ども・子育て支援法第 67 条第 2 項に基づき、市町が支弁した私立幼稚園、認可外保育施設等に係る施設利用費の一部を負担する。（平成 27 年度創設）

タ 病児保育事業・広域推進事業の助成（予算額 205,870 千円）

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等において看護師等が預かる事業及び保育所において通園児の体調不良に対応する保育を行う費用を負担する市町に対し助成する。

（平成 19 年度創設）

病児保育室の創設等の費用を負担する市町に対して助成する。（平成 29 年度創設）

県境を越えた病児保育相互利用のため、他県を利用した場合に発生する市町への補助金のうち県負担分の県間調整を行う。（平成 29 年度創設）

第 15 表 病児保育事業の状況

(単位 市町, 所, 千円)

区 分	市 町 数	箇 所 数	補助金額
令和 3 年度	19	57	152,511
令和 2 年度	19	60	169,127
令和 元 年度	19	58	192,505

（注）広島市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3〕

チ 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の助成（予算額 2,382,986 千円）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
（平成3年度創設）

第16表 放課後児童クラブ事業の状況

（単位 市町、クラブ、千円）

区 分	市 町 数	クラブ数	補助金額
令和3年度	22	637	1,828,919
令和2年度	22	877	1,721,779
令和元年度	22	814	1,663,589

（注）〔負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3〕

ツ 放課後児童クラブ整備費の助成（予算額 120,957 千円）

放課後児童クラブの設置を促進するため、市町が行う施設の整備に対して助成する。（平成13年度創設）

第17表 放課後児童クラブ整備費助成の状況

（単位 所）

区 分	創 設 等
令和3年度	5
令和2年度	7
令和元年度	34

テ 子育て支援従事者の育成・資質向上事業

（ア）子育て支援員研修事業（予算額 8,840 千円）

子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子供が健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保するため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度が創設され、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図るための研修を実施する。（平成27年度創設）

第18表 子育て支援員の養成状況

（単位 人）

区 分	修了者数
令和3年度	266
令和2年度	240
令和元年度	653

（イ）放課後児童支援員の認定研修事業（予算額 12,623 千円）

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）に基づき、放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための研修を実施するとともに、放課後児童支援員に対して資質向上を図るための研修を実施する。（平成27年度創設）

第 19 表 放課後児童支援員の養成状況

(単位 人)

区 分	修了者数
令和 3 年 度	567
令和 2 年 度	302
令和 元 年 度	550

(3) 子どもと子育てにやさしい生活環境と安全の確保

ア ひろしま子育て応援事業 (予算額 44,196 千円)

子育て関連イベントや企業の子育て支援の取組を含めた子育て関連情報を集約し、「イクちゃんネット」等を活用して子育て当事者や支援者等への確に情報提供するとともに、地域の子育て支援団体に対し、コーディネーター派遣等による後方支援を行う。

また、寄付金を活用して、こども食堂の運営補助など、(公財)ひろしまこども夢財団が行う事業に対し助成する。

イ 地域子ども・子育て支援事業 (市町子育て支援事業補助金) (予算額 814,405 千円)

全ての家庭を対象とした地域子育て支援の充実を図るため、市町が行う事業に対し助成する。(平成 25 年度創設)

第 20 表 市町への助成状況

(単位 市町)

事 業 名	市町数	事 業 名	市町数
利用者支援事業	22	地域子育て支援拠点事業	22
子育て短期支援事業	10	一時預かり事業	20
乳児家庭全戸訪問事業	23	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	19
養育支援訪問事業	16		
子どもを守る地域ネットワーク強化事業	17		

(令和 4 年 3 月 31 日時点)

- (注) 1 利用者支援事業、地域子育て支援事業は令和 3 年度より順次重層的支援体制整備事業交付金に移行。(R3 年以降済: 1 市町)
 2 平成 27 年度は子ども・子育て支援交付金で対応。
 3 平成 26 年度は保育緊急確保対策事業で対応。
 4 平成 25 年度は安心こども基金で対応。
 5 平成 24 年度以前は国から市町への交付金事業により実施。

ウ 乳幼児医療費公費負担事業の助成 (予算額 1,707,342 千円)

乳幼児の健康管理と保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児の医療費を負担する市町(広島市、呉市及び福山市を含む。)に対し助成する。(昭和 48 年度創設)

第 21 表 市町への助成状況

区 分	内 容
対象年齢	入院・通院とも就学前児まで対象
対象世帯	旧児童手当特例給付の所得制限未満の世帯
助成範囲	医療保険各法の規定による療養の給付が行われた場合における保険適用総医療費と保険給付額との差額から、乳幼児医療費における一部負担を控除した額。 【一部負担金】 ・入院: 1 医療機関あたり 1 日 500 円 (月 14 日を限度) ・通院: 1 医療機関あたり 1 日 500 円 (月 4 日を限度)

〔負担割合 県 1/2, 市町 1/2〕

エ 「児童手当等の支給（予算額 6,526,070 千円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、市町が行う児童手当の支給に要する経費に対し、負担金を交付する。（昭和 46 年度創設）

第 22 表 児童手当の概要

児 童 手 当 の 概 要																								
支給要件	1 次の全てを満たす場合 (1) 中学校修了までの国内に住所を有する児童（留学中の場合を除く。）を養育していること。 (2) 養育者が国内に住所を有すること。 (3) 父、母の場合は児童と生計が同一。それ以外の養育者の場合は、その児童が父母に養育されず、かつ当該養育者がその児童の生計を維持していること。 2 その他 児童養護施設等に入所している児童についても支給する。																							
手 当 額	①所得制限額未満である者 3 歳未満 月額 15,000 円 3 歳以上小学校修了前（第 1 子・第 2 子） 月額 10,000 円 3 歳以上小学校修了前（第 3 子以降） 月額 15,000 円 中学生 月額 10,000 円 ② 特例給付（所得制限の「所得制限額(1)以上,「所得制限額(2)未満の場合」） 月額 5,000 円 ③ 所得制限額(2)以上 支給なし ※令和 4 年 10 月支給から、②③へ変更																							
所得制限	<table><tr><th>扶養親族等の数 (カッコ内は例)</th><th>所得制限額(1)</th><th>所得制限額(2)</th></tr><tr><td>0 人（前年末に児童が生まれていない 場 合 等）</td><td>622 万円</td><td>858 万円</td></tr><tr><td>1 人（児童 1 人の場合 等）</td><td>660 万円</td><td>896 万円</td></tr><tr><td>2 人（児童 1 人＋年収 103 万円以下の 配偶者の場合 等）</td><td>698 万円</td><td>934 万円</td></tr><tr><td>3 人（児童 2 人＋年収 103 万円以下の 配偶者の場合 等）</td><td>736 万円</td><td>972 万円</td></tr><tr><td>4 人（児童 3 人＋年収 103 万円以下の 配偶者の場合 等）</td><td>774 万円</td><td>1,010 万円</td></tr><tr><td>5 人（児童 4 人＋年収 103 万円以下の 配偶者の場合 等）</td><td>812 万円</td><td>1,048 万円</td></tr></table>			扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得制限額(1)	所得制限額(2)	0 人（前年末に児童が生まれていない 場 合 等）	622 万円	858 万円	1 人（児童 1 人の場合 等）	660 万円	896 万円	2 人（児童 1 人＋年収 103 万円以下の 配偶者の場合 等）	698 万円	934 万円	3 人（児童 2 人＋年収 103 万円以下の 配偶者の場合 等）	736 万円	972 万円	4 人（児童 3 人＋年収 103 万円以下の 配偶者の場合 等）	774 万円	1,010 万円	5 人（児童 4 人＋年収 103 万円以下の 配偶者の場合 等）	812 万円	1,048 万円
扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得制限額(1)	所得制限額(2)																						
0 人（前年末に児童が生まれていない 場 合 等）	622 万円	858 万円																						
1 人（児童 1 人の場合 等）	660 万円	896 万円																						
2 人（児童 1 人＋年収 103 万円以下の 配偶者の場合 等）	698 万円	934 万円																						
3 人（児童 2 人＋年収 103 万円以下の 配偶者の場合 等）	736 万円	972 万円																						
4 人（児童 3 人＋年収 103 万円以下の 配偶者の場合 等）	774 万円	1,010 万円																						
5 人（児童 4 人＋年収 103 万円以下の 配偶者の場合 等）	812 万円	1,048 万円																						
支 給 月	6 月, 10 月, 2 月（各前月までの分を支給）																							

オ 新たな子育て家庭支援の基盤の早急な整備（予算額 43,639 千円）

妊産婦, 子育て世帯, 子供への一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。（令和 3 年度創設）

3 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境

(1) 児童虐待防止対策の充実

ア 児童虐待防止に向けた理解の促進

(ア) オレンジリボンキャンペーンの展開（予算額 7,182 千円）

児童虐待防止及び里親制度等，社会的養護についての広報啓発を行い，虐待通告及び被害児への支援についての県民の理解促進を図る。

(イ) 児童福祉月間行事の実施

毎年5月を児童福祉月間と定め，この期間に各種行事を実施し，児童福祉の理念の普及啓発を図っている。（昭和53年度創設）

イ こども家庭センター（児童相談所）の機能強化

(ア) こども家庭センターの設置運営（予算額 346,932 千円）

県内3か所（西部，東部，北部）にこども家庭センターを設置し，子供と家庭に関する諸問題の相談に応じ，必要な調査・判定を行い，その結果に基づいて児童や保護者を支援する。（昭和22年度創設）なお，平成17年7月に児童相談所，知的障害者更生相談所，婦人相談所の機能を統合した，子供と家庭に関する総合的な相談支援機関として「こども家庭センター」を開設した。

第23表 こども家庭センターの相談対応の状況（単位 件）

区 分	養 護 (うち虐待)	保 健	障 害	非 行	育 成	そ の 他	計
令和3年度	3,698 (2,956)	0	1,754	130	57	34	5,673
令和2年度	3,376 (2,868)	0	1,654	132	101	37	5,300
令和元年度	3,249 (2,787)	0	1,812	173	167	28	5,459

（注）広島市を除く。

(イ) 東部こども家庭センター一時保護所改築事業（予算額 1,017,252 千円）

狭隘化している東部こども家庭センター一時保護所について増改築を行い，適切に被虐待児等を保護できる体制を整えとともに，一時保護の環境の改善を図る。

(ウ) 医療的機能の強化（予算額 1,423 千円）

児童の怪我について診察できる法医学医師を配置するほか，広島県歯科医師会から県内2か所の一時保護所に歯科医師等を派遣し，一時保護児童に対して歯科検診及び歯科保健指導を実施する。

(エ) 法務専門員の配置（予算額 22,780 千円）

常勤弁護士を配置し，法的判断や対応をより迅速・的確に行う。

(オ) 警察との連携強化事業（予算額 7,216 千円）

児童虐待の相談件数の増大、内容の複雑化に伴い、警察とのより一層緊密な連携体制を構築するとともに、困難ケース等へ対応するため、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに現職警察官、警察 OB を配置する。

(カ) 保護者指導支援員の配置（予算額 11,641 千円）

児童福祉司とともに保護者支援等の対応にあたるこども保護者指導支援員を配置する。

(キ) 親子支援推進員の配置（予算額 119,228 千円）

児童虐待の初期対応等強化及び児童虐待防止啓発のためのスタッフを配置する。

(ク) 児童虐待対応体制の強化（予算額 8,361 千円）

職員の資質の向上と専門性を高めるための研修を開催するとともに各種研修会に参加する。

(ケ) 業務改善コンサルティング事業（予算額 9,844 千円）

こども家庭センターの機能強化を図るため、外部人材を活用し、業務改善や人材育成に取り組む。

(コ) 子供の権利擁護事業（予算額 8,175 千円）

社会的養護において子供の最善の利益を考慮した支援を実施するため、一時保護所等に入所する子供の意見を第三者が聞きとり、必要に応じて代弁するアドボカシー制度の仕組みづくりを行う。

(サ) 児童虐待対応業務支援システム（予算額 5,584 千円）

出張先でも安全に情報を確認し、組織へ適宜相談できる仕組みやリスクを適切にアセスメントするための書類作成事務のデジタル化の推進により、業務効率化を図るため、こども家庭センターにタブレット端末を導入し、運用する。

ウ 市町の機能強化の支援

(ア) 市町の在宅支援体制の強化（予算額 4,244 千円）

- a 市町職員等の専門性や実践力の向上のため、要保護児童対策地域協議会の実務者会議等に外部の有識者を派遣する。
- b 市町職員等を対象とした研修を実施する。

(イ) 児童家庭支援センター運営事業の助成（予算額 74,179 千円）

- a 児童家庭支援センター運営事業の助成
- b 地域の相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの運営費を助成する。（平成 23 年度創設）
- c 児童虐待の発生予防の充実を図るとともに、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行う体制の強化を図るため、児童家庭支援センターに児童や保護者への指導を委託する。

(ウ) 児童委員・主任児童委員の設置

近年の出生率の継続的な低下等に伴い、「健やかに子供を生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっている中で、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う児童委員への期待が高まっているため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置し、区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図る。(児童委員：昭和 23 年度創設、主任児童委員：平成 5 年度創設)

主任児童委員：200 名（広島市及び呉市・福山市を除く。）（令和 4 年 3 月末日現在）

(2) 社会的養育の充実・強化

ア 里親委託等の推進

(ア) 里親制度普及促進事業（予算額 1,914 千円）

里親制度の充実・強化を図るため、里親に対する養育技術向上を図る研修を行うとともに、被虐待児の自立を支援する専門里親を育成する研修を行う。(昭和 63 年度創設)

(イ) 里親委託推進支援事業（予算額 15,054 千円）

「里親委託推進員」を各こども家庭センターに配置し、里親委託の一層の推進と里親及び委託児童の支援充実を図る。(平成 21 年度創設)

第 24 表 里親委託の状況

(単位 世帯、人)

区 分		登録里親世帯数		児童が委託されている里親世帯数		委託児童数	新規登録里親世帯数	登録解除した里親世帯数
			(再掲) 専門里親世帯数		(再掲) 専門里親世帯数			
令和 4 年	県 分	164	2	44	0	54	21	9
	広島市分	113	8	40	1	45	16	5
	計	277	10	84	1	99	37	14
令和 3 年	県 分	153	2	51	0	59	28	12
	広島市分	105	8	42	1	46	19	8
	計	231	9	90	2	105	37	19
令和 2 年	県 分	138	2	50	0	54	18	16
	広島市分	94	7	40	2	45	20	4
	計	232	9	90	2	99	38	20

(注) 各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。 [負担割合 国 1/2, 県 1/2]
 [備考] 里親とは、虐待や親の病気、離婚などの様々な事情を抱える児童を一定期間、家庭的な環境の中で養育するため、県知事又は広島市長が登録した者。専門里親とは、児童虐待等で心身に影響を受けた児童や障害を有する児童を養育する里親のうち専門里親として県知事又は広島市長が登録した者。

第 25 表 小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）への委託の状況

(単位 所, 人)

区 分		施 設 数			措 置 人 員		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
令和 4 年	県 所 管	0	4	4	19	2	21
	広 島 市 所 管	0	2	2	0	11	11
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	6	6	19	13	32
令和 3 年	県 所 管	0	4	4	15	1	16
	広 島 市 所 管	0	2	2	0	12	12
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	6	6	15	13	28
令和 2 年	県 所 管	0	3	3	7	1	8
	広 島 市 所 管	0	2	2	0	11	11
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	5	5	7	12	19

(注) 各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2, 県 1/2〕

(ウ) 里親制度推進キャンペーン事業（予算額 1,625 千円）

里親制度の推進に係るキャンペーンを実施し、里親登録者の拡大及び里親制度への県民の理解を図る。(平成 20 年度創設)

イ 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等

(ア) 児童福祉施設への入所措置等（予算額 3,270,035 千円）

家庭での養育が困難な児童について、その児童の健全な育成を図るため、乳児院又は児童養護施設への入所措置や里親への養護委託を行う。(昭和 22 年度創設)

また、入所児童の社会性の涵養等を目的に、正月・盆等に一時的に地域の家庭で預かる「ふれあい里親制度」を実施している。(平成 20 年度創設)

第 26 表 乳児院への入所措置の状況

(単位 所, 人)

区 分		施 設 数			措 置 人 員		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
令和 4 年	県 所 管	0	1	1	15	0	15
	広 島 市 所 管	0	1	1	6	5	11
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	21	5	26
令和 3 年	県 所 管	0	1	1	13	0	13
	広 島 市 所 管	0	1	1	4	14	18
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	17	14	31
令和 2 年	県 所 管	0	1	1	17	0	17
	広 島 市 所 管	0	1	1	7	16	23
	その他の所管	0	0	0	1	0	1
	計	0	2	2	25	16	41

(注) 各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2, 県 1/2〕

第 27 表 児童養護施設への入所措置の状況

(単位 所, 人)

区 分		施 設 数			措 置 人 員		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
令和 4 年	県 所 管	0	9	9	258	51	309
	広 島 市 所 管	0	4	4	65	147	212
	その他の所管	0	0	0	2	2	4
	計	0	13	13	325	200	525
令和 3 年	県 所 管	0	9	9	277	50	327
	広 島 市 所 管	0	4	4	68	151	219
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	13	13	345	201	546
令和 2 年	県 所 管	0	9	9	285	55	340
	広 島 市 所 管	0	4	4	72	156	228
	その他の所管	0	0	0	4	1	5
	計	0	13	13	361	212	573

(注) 各年とも3月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2, 県 1/2〕

(イ) 児童養護施設等の整備 (予算額 1,350 千円)

児童養護施設等入所児童の安全・安心の確保を図るため、計画的な整備を推進する。

第 28 表 令和4年度児童養護施設等整備の計画

(単位 千円)

施設種別	施 設 名	設置主体	整備場所	整備区分	予 算 額
児童養護施設	仁風園	社会福祉法人 呉 同 済 義 会	呉市	防犯	1,350

(注) 次世代育成支援対策施設整備交付金で対応。〔負担割合 国 1/2, 県 1/4, 設置主体 1/4〕

ウ 市町の機能強化の支援

(ア) 市町の在宅支援体制の強化 (予算額 4,244 千円)

- a 市町職員等の専門性や実践力の向上のため、要保護児童対策地域協議会の実務者会議等に外部の有識者を派遣する。
- b 市町職員等を対象とした研修を実施する。

(ウ) 施設入所児童等の育成援助

児童福祉施設入所児童の処遇改善及び健全育成を図るため、次の援助を行う。

- a 児童福祉施設等親善事業への支援
- b 施設入所児童の相互の理解と親善を深めるため、「なかよし運動会」等の各行事を後援する。
(昭和35年創設)

(エ) 児童福祉施設職員の人材育成 (予算額 73,107 千円)

- a 児童福祉施設基幹的職員等研修の実施
児童福祉施設における中核職員に対して専門研修を実施することにより基幹的職員などを養成し、施設内虐待の防止及び入所児童への支援の向上を図る。
- b 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対する

ケアの充実を図る。

c 児童養護施設等の職員人材確保事業

- (a) 児童福祉施設への就職を希望する学生が実習に来る際に、指導する職員にあたる職員の代替職員を雇うことにより、実習生に対する丁寧な指導を行い、将来の人材確保を図る。
- (b) 実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。

d 児童養護施設等体制強化事業

児童指導員等の勤務環境改善に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。

ウ 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

(ア) 児童自立支援施設の設置運営（予算額 190,095 千円）

非行や不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童について、児童自立支援施設（県立広島学園）において、生活指導・学習指導及び職業指導等必要な自立支援を行う。（昭和 23 年度創設）

第 29 表 児童自立支援施設（県立広島学園）入所児童の状況

（単位 人）

区 分		定員 (暫定)	小 学 校						中 学 校			その他	計
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年		
令和 4 年	県 分	16	0	0	0	0	0	0	1	3	5	4	13
	広島市分	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	22	0	0	0	0	0	0	1	3	6	6	16
令和 3 年	県 分	15	0	0	0	1	0	2	1	4	6	2	16
	広島市分	6	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	21	0	0	0	1	2	2	1	7	6	2	19
令和 2 年	県 分	17	0	0	0	0	0	0	3	3	2	2	10
	広島市分	5	0	0	0	0	2	0	2	1	0	2	7
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	22	0	0	0	0	2	0	5	4	2	4	17

（注）各年とも 4 月 1 日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2, 県 1/2〕
暫定定員については、各年とも 3 月末日現在の数値である。

(イ) 家族及び施設入所児童心理療法の実施（予算額 962 千円）

児童虐待等の問題が発生している家庭に対し、西部こども家庭センター医監の指導の下、保護者及び児童へのグループワーク等を実施し、家族再統合を図る。また、児童養護施設等に入所している被虐待児や発達障害児に心理療法を実施し、心のケアや行動改善を図る。

(ウ) 未成年後見人支援事業（予算額 10,393 千円）

親権を行う者がいない児童の日常生活における権利を守るために選任する後見人に対し費用を助成する。

(エ) 親子支援プログラムの実施（予算額 3,002 千円）

虐待歴のある親に対し、措置解除等により児童が家庭復帰する際に、より専門的な育児指導や

研修等を実施する。

(オ) 入所児童等自立支援事業（予算額 16,000 千円）

義務教育終了後、児童養護施設等を退所し就職等する児童等に対し共同生活を営む住居において日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行うための施設開設を支援する。

(カ) 退所児童等アフターケア事業（予算額 15,056 千円）

児童養護施設等退所後の生活上の問題への相談に応じ、地域社会における社会的自立の促進を図る。

(キ) 身元保証人確保対策事業（予算額 397 千円）

児童養護施設の長等が身元保証人となった場合の損害保険会社に支払う保険料を補助する。

(ク) 児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業（予算額 2,138 千円）

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、自立援助ホームの指導員と連携の上、心理面から入居児童等の自立支援を行う。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

令和2年3月に策定した「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、就業支援機関との連携強化や施策・制度に関する情報提供を充実するとともに、ひとり親家庭に対する支援を更に拡充する。

ア ひとり親になる前の親子支援の充実

(ア) 母子家庭等自立支援事業

a ひとり親家庭サポートセンター事業（予算額 12,299 千円）

ひとり親家庭の母等に対して、就業相談、就業支援講習会の実施から雇用先の開拓など、一貫した就業支援サービスを提供する。（平成15年度創設）

ひとり親家庭等における養育費確保促進のため、ひとり親家庭サポートセンターに専任相談員を配置してケース対応による支援や支援者を対象とした講習会を実施する。また、各市町による自立支援プログラム策定などの支援が促進されるよう、市町の母子・父子自立支援員に対する研修などを実施する。（平成27年度創設）

○ 委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会

b 日常生活支援事業等の助成（予算額 5,455 千円）

自立促進に必要な事由（技能習得のための通学等）又は疾病等により一時的に生活援助、保育等のサービスが必要なひとり親家庭等の世帯に対して家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助・保育等の事業を行う市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）に助成する。（昭和50年度～平成15年度は（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会に委託して実施していたものを平成16年度から市町への補助事業として再編。）

c ひとり親家庭等生活向上事業（予算額 5,267 千円）

学生等の学習支援ボランティアを募り、ひとり親家庭の児童の学習指導をする。（平成26年

度創設)ひとり親家庭の児童に、悩み相談を行いつつ、食事の提供や基本的な生活習慣の習得支援を行う。(平成28年度創設)

母子父子寡婦福祉資金の貸付における面接の機会等を活用し、ファイナンシャルプランナーによる家計相談を実施する。(令和2年度創設)

○ 委託先 (一財)広島県ひとり親家庭等福祉連合会等

〈参考 各種自立援助対策〉

(1) 製造たばこ小売販売業許可の促進

母子家庭の経済的自立を図るため、母子家庭の母に製造たばこの小売販売業制度を周知させるとともに、その者が優先的に許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。(昭和28年度創設)

(2) 公共的施設内への売店等の設置許可の促進

母子家庭の母に適当な職場を確保するため、公共的施設内へ売店等の設置が許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。(昭和28年度創設)

(3) 特定者資格証明書等の交付

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当を受給している世帯主又は世帯員に対して、JRの通勤定期券が割引される特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を交付する。(昭和43年度創設)

(4) ひとり親世帯等の公営住宅への入居促進

経済的な理由で住宅に困っているひとり親家庭に対する公営住宅の入居について、優先的措置が図られるよう関係者に働きかける。(昭和28年度創設)

イ ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

(ア) 母子父子寡婦福祉資金の貸付(予算額 353,536千円)

ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

また、母子父子寡婦福祉資金の償還については、借り受け者に対し、償還計画の樹立や償還準備の指導を行い、その償還促進に努める。(昭和28年度創設)

第 30 表 母子父子寡婦福祉資金貸付一覧表（令和 4 年 4 月 1 日現在）

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利 率	違約金
事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体等	1 回につき 3,030,000 円 1 回につき 4,560,000 円	—	貸付の日 から 1 年	7 年以内	保証人有 無 利子 年 保証人無 年 1.0%	※納期限から納入の日まで延滞元利金額につき年三・〇パーセント（令和二年三月三十一日までは五・〇パーセント、平成二十七年三月三十一日までは一〇・七五パーセント）
事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体	1 回につき 1,520,000 円	—	貸付の日 から 6 か月	7 年以内	保証人有 無 利子 年 保証人無 年 1.0%	
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	学校種別・学校別に貸付限度額が異なる。 高等学校、高等専門学校又は専修学校に修学している児童が、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額	修 学 の 期 間 中	修 学 終 了 後 6 か月	10 年以内	無利子	
技能習得資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	月 額 68,000 円 必要に応じて、一括して貸付けることもできる。(81 万 6 千円が限度) (自動車運転免許取得 1 回につき 460,000 円)	習 得 期 間 中の 5 年以内	習 得 期 間 終了後 1 年	20 年以内	保証人有 無 利子 年 保証人無 年 1.0%	
修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	月 額 68,000 円 修業中、児童について 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額 (自動車運転免許取得 1 回につき 460,000 円)	習 得 期 間 中の 5 年以内	習 得 期 間 終了後 1 年	20 年以内	無利子	
就職支度資金	母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童・父母のない児童・寡婦	1 回につき 100,000 円 (自動車購入 1 回につき 330,000 円)	—	貸付の日 から 1 年	6 年以内		
医療介護資金	母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く。)・寡婦	医 療 340,000 円 (所得税非課税 480,000 円) 介 護 500,000 円	—	医 療 又 は 介 護 期 間 終了後 6 か月	5 年以内	保証人有 無 利子 年 保証人無 年 1.0%	
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	(技能習得) 月 額 141,000 円 (そ の 他) 月 額 105,000 円	知識・技能 習得期間中の 3 年以内 又は医療介護期間中の 1 年以内又は離職した 日の翌日から 1 年以内	知識・技能 習得期間又は医療・介護 を受ける期間又は失業 貸付期間終了後 6 か月	20 年以内 (技能習得) 5 年以内 (医療介護) (失業中)	保証人有 無 利子 年 保証人無 年 1.0%	
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父となつて 7 年未満の者	月 額 105,000 円 (貸付合計 252 万円以下)	貸付を受け始めて概ね 3 か月以内	貸付期間終了後 6 か月	8 年以内	保証人有 無 利子 年 保証人無 年 1.0%	

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利 率	違約金
住宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	1 回につき 1,500,000 円 (災害、老朽等による増改築等の場合 2,000,000 円)	—	貸付けの日から 6 か月	6 年以内 特別 7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	※納期限から納入の日までの延滞元利金額につき年三・〇パーセント、平成二十七年三月三十一日までは年三・七五パーセント)
転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	1 回につき 260,000 円	—	貸付けの日から 6 か月	3 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	小学校 64,300 円 中学校 81,000 円 小・中学校の就学支度資金については所得税非課税世帯の場合に限る。 自宅 自宅外 高等学校等 150,000 円 160,000 円 私立の高等学校等 410,000 円 420,000 円 修業施設 (高校卒業後) 272,000 円 282,000 円 国公立の大学等 410,000 円 420,000 円 私立の大学等 580,000 円 590,000 円 国公立の大学院 380,000 円 380,000 円 私立の大学院 590,000 円 590,000 円	—	小学校・中学校・児童が満 15 歳に達した日の属する学年を終了後 6 か月を経過するまで その他・就学又は修業の終了後 6 か月を終了するまで	10 年以内 (就学) 5 年以内 (修業)	無利子	
結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子	婚姻する者一人につき 300,000 円	—	貸付けの日から 6 か月	5 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(イ) 母子家庭等緊急援護資金の貸付 (予算額 12,500 千円)

母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のない児童に対して、生活の安定を図るため緊急に必要とする資金を貸し付ける。(昭和 53 年度創設)

○ 委託先 (一財) 広島県ひとり親家庭等福祉連合会

第 31 表 母子家庭等緊急援護資金の概要

資金の種類		貸付理由	貸付限度額	償還期間
生活安定資金	一般	経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	30,000 円	3 か月以内
	特別	特に経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	50,000 円	6 か月以内
療養資金		母子家庭等の世帯に属する者が負傷し、又は疾病にかかり療養を必要とする場合	50,000 円	3 か月以内 〔特に必要と認められる場合は、6 か月以内〕
結婚資金		母子家庭等の世帯に属する者が結婚する場合	100,000 円	1 年以内

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(ウ) ひとり親家庭等医療費公費負担事業の助成 (予算額 518,079 千円)

ひとり親家庭等の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費を負担する市町 (広島市、呉市及び福山市を含む。) に助成する。(昭和 54 年度創設)

第 32 表 市町への助成状況

区 分	内 容
対象者（児）	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を扶養するひとり親家庭の父又は母及び対象児童並びに父母のない対象児童
対 象 世 帯	前年の所得税が非課税の世帯
助 成 範 囲	医療保険の自己負担相当額。ただし、法令又は他の制度によって医療費の給付があるときは、その額を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 14 日を限度） ・通院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 4 日を限度）

〔負担割合 県 1/2（広島市は 40/100）、市町 1/2（広島市は 60/100）〕

(エ) 母子生活支援施設の利用

生活上の諸問題を抱えている母と子に対して、その自立と福祉の増進を図るため、母子生活支援施設において、生活、住宅、教育及び就職についての援助指導を行う。（昭和 22 年度創設）

第 33 表 母子生活支援施設の利用の状況

(単位 所, 世帯)

区 分		施 設 数			入 所 世 帯 数		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市、呉市、 福山市及び県外	計
令和 4 年	県 所 管	0	4	4	22	29	51
	広島市所管	0	4	4	9	55	64
	呉 市 所 管	0	1	1	1	6	7
	福山市所管	0	0	0	－	－	－
	計	0	9	9	32	90	122
令和 3 年	県 所 管	0	4	4	25	40	65
	広島市所管	0	4	4	4	52	56
	呉 市 所 管	0	1	1	1	7	8
	福山市所管	0	0	0	－	－	－
	計	0	9	9	30	99	129
令和 2 年	県 所 管	0	4	4	31	37	68
	広島市所管	0	4	4	1	56	57
	呉 市 所 管	0	1	1	1	6	7
	福山市所管	1	0	1	0	1	1
	計	1	9	10	33	100	133

(注) 各年とも 4 月 1 日現在の数値である。

(オ) 母子・父子自立支援員等の設置（予算額 19,380 千円）

母子・父子自立支援員をこども家庭課に配置し、ひとり親家庭及び寡婦に対する相談及び自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、福祉の充実を図る。

また、母子父子寡婦福祉資金（昭和 28 年度創設）等の償還指導を行う福祉債権管理協力員（4 人）を配置し、福祉債権の適正な管理及び確保を図る。（平成 17 年度創設）

第 34 表 母子・父子自立支援員の相談受付状況

(単位 件)

区 分	生活一般	児 童	生活援護	そ の 他	計
令和 3 年度	133	28	32	1	194
令和 2 年度	51	24	23	0	98
令和元年度	13	1	13	0	27

(注) 平成 15 年 4 月から「母子相談員」から「母子自立支援員」に名称変更し、市及び福祉事務所を設置する町村も設置主体となり、また平成 26 年 10 月から「母子・父子自立支援員」に名称変更された。

4 若者の結婚支援

〔現況及び施策の方向〕

少子化の急速な進行により、23年後の2045年の広島県の総人口が85.4%(対2015年)となる中で、15歳未満人口は77.2%となると予測されている。また、いずれ結婚するつもりと回答する若者は男女ともに7割以上であるが、未婚率は(広島県35～39歳)男性30.4%、女性21.0%であり、ギャップが生じるなど、未婚化・晩婚化が進行している。

こうした中、少子化対策の一環として、結婚や婚活に関する情報提供により若者の結婚活動を支援し、婚活の一步を踏み出しやすい環境を整えるため、出会いの機会創出や機運醸成に取り組み、若者の結婚の後押しを進めている。

〔事業の内容〕

1 出会い・結婚支援こいのわ事業(予算額 14,682千円)

独身若者を会員登録し、行政の結婚支援事業や民間企業、団体の結婚・婚活イベント等に関する情報を提供することにより、若者の出会いや企業等による出会いの場の創出を支援するため、「こいのわ出会いサポートセンター」の運営を補助する。

また、多様な主体による出会いの場の提供が今後も継続的かつ効果的に実施されるよう、ボランティアの養成を進める。

第1表 ひろしま出会いサポーターズ認定数及びこいのわボランティア登録数

(単位 団体、人)

区 分	ひろしま出会いサポーターズ 認定数	こいのわボランティア 登録数
令和3年度	38	198
令和2年度	37	191
令和元年度	37	177
平成30年度	35	144

2 市町少子化対策支援事業(予算額 13,633千円)

内閣府地域少子化対策重点推進交付金を活用し、少子化対策のため地域の実情に応じて結婚、妊娠、出産、子育て支援に取り組む市町を支援する。(平成26年度創設)

5 不妊治療等支援体制の充実

〔現況及び施策の方向〕

晩婚化の影響等により、不妊に悩む夫婦や不妊治療を受ける夫婦が年々増加している。子供を持ちたいと願う夫婦が妊娠・出産の希望を叶えるため、早期に適切な治療を開始することを支援するとともに、不妊治療に係る経済的・精神的な不安を軽減することで、妊娠・出産しやすい環境づくりに取り組む。

また、将来を担う若年世代に対し、妊娠・出産等に関する正しい知識を啓発し、自らの希望するライフプランを設計し実現していくことを支援する。

〔事業の内容〕

1 不妊治療支援事業

(1) 特定不妊治療支援事業（予算額 157,629 千円）

特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。（平成 16 年度創設）

また、令和 4 年度から不妊治療の保険適用が開始したことに伴い、従来の助成制度は廃止されるため、移行期の治療計画に支障が生じないように、年度をまたぐ 1 回の治療に対して経過措置を講じる。

第 1 表 特定不妊治療費助成状況

（単位 人、件）

区 分	実人員	延件数
令和 3 年 度	689	1,249
令和 2 年 度	489	850
令和 元 年 度	483	796
平成 30 年 度	485	821

（注 1）広島市、呉市、福山市を除く。

（注 2）令和 3 年 1 月から助成額や助成対象を拡大。

(2) 【新】広島県特定不妊治療支援事業（予算額 144,369 千円）

保険適用となった特定不妊治療及び男性不妊治療に併せて行われる先進医療等に要した費用の一部を助成する。（令和 4 年度新設）

(3) 一般不妊治療支援事業（予算額 65,063 千円）

ア 不妊検査・一般不妊治療費の助成

不妊を心配する夫婦に対して、早い段階での不妊検査・治療の開始を促進するため、夫婦が共に不妊検査を受けた場合の検査・一般不妊治療の費用の一部を助成する。（平成 27 年度創設）

また、Web サイト等のデジタルコンテンツを活用し、若い年齢層の夫婦への啓発や男性の不妊に関する当事者意識を高め、早い段階での不妊検査受診を促すと共に、県の助成事業の利用を促進する。

第 2 表 不妊検査費・一般不妊治療費助成状況

（単位 件）

区 分	件 数
令和 3 年 度	955
令和 2 年 度	920
令和 元 年 度	901
平成 30 年 度	721

（注 1）平成 28 年 10 月から助成対象を不妊検査のみから一般不妊治療まで拡大。

（注 2）令和 3 年 1 月から助成対象を事実婚の夫婦にも拡大。

イ 不育症支援事業

保険適用外の不育症検査に係る自己負担額の一部を助成する。(令和3年度創設)

また、不妊症・不育症支援ネットワーク事業を実施し、不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

2 不妊専門相談センター等の運営(予算額 12,590千円)

不妊・不育に悩む夫婦等が気軽に不妊治療に関する適切な情報提供を受け、不妊・不育に関する様々な悩みを相談できるよう、不妊・不育の専門相談等を実施する。(平成16年度創設)

また、妊娠に関する相談支援体制の充実のため、望まない妊娠に悩む妊婦等に対し、メールによる相談を実施する。(平成24年度創設)

第3表 不妊専門相談センター利用状況

(単位 件)

区 分	相談方法別利用状況					
	電話	F A X	電子メール	面接 (医師)	面接 (助産師)	計
令和3年度	188	0	160	－	13	361
令和2年度	131	0	106	－	4	241
令和元年度	119	0	81	0	9	209
平成30年度	126	0	56	2	9	193

(注) 電子メール相談は、平成20年12月22日から開始。

第4表 妊娠110番メール相談実施状況

(単位 件)

区 分	相談件数
令和3年度	115
令和2年度	86
令和元年度	92
平成30年度	101

3 ライフデザイン啓発事業(予算額 3,274千円)

特設Webサイト等のデジタルコンテンツを活用し、ライフイベントの見える化や、結婚・妊娠・出産に関する正しい知識を習得できる啓発ツールを作成、周知することで、20代前半の若者が自身の望むライフデザインを実現できるような環境を整備する。

6 婦人保護対策

〔現況及び施策の方向〕

婦人保護事業は、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に基づき、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落未然防止と保護更生を図ることを目的とした事業であった。

しかし、その後、社会・経済情勢の変化により、女性を取り巻く環境も大きく変化し、対象者を、社会生活を営む上で、困難な問題を抱えた女性へと拡大してきた。

特に近年では、配偶者等からの女性に対する暴力が顕在化し、婦人相談所においても暴力逃避に係る相談件数及び一時保護件数が増加している。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に基づき、県は平成 14 年 4 月から婦人相談所（現西部こども家庭センター）に配偶者暴力相談支援センターとしての機能を付与することとし、暴力被害者への相談・保護・支援体制の充実を図った。

平成 17 年 7 月には、福山こども家庭センター（現東部こども家庭センター）及び備北こども家庭センター（現北部こども家庭センター）で新たに女性相談を開始するとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能を付与した。

配偶者等からの暴力は、家庭などプライベートな状況で生じるため、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があり、令和 3 年度の内閣府調査では、結婚したことのある人の 22.5%がDVの被害経験があると答えているなど、表面化していないDV事案も推定されるほか、「交際相手がいた（いる）」という女性のうち、12.6%が交際相手からの暴力（デートDV）を受けたことがあると答えており、県民の安心・安全な暮らしづくりを進める上で、依然としてDV対策が大きな課題となっている。

これらを踏まえ、県民に暴力を認めない意識が浸透し、誰もが配偶者や交際相手からの暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現を目指し、今後必要なDV対策の取組の方向性を示す「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」を令和 3 年 3 月に策定し、毎年度、施策の実施状況を把握するとともに、計画に設定する目標の達成状況を検証し、状況の変化に応じて必要な見直しを図ることとしている。

〔第4次計画の重点項目と数値目標〕

重点項目	指 標	目標値 (R 7)
(1) DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保	DVと児童虐待が同時に起こっている家庭のうち、要対協においてDV対応部門と虐待対応部門の連携による支援を受けている割合	100%
(2) 若年層からの教育・啓発の充実	デートDVに関する精神的暴力の認識率（高校生）	75%以上
(3) 地域での暴力被害の早期発見・相談	DVを受けたことがある人（直近1年間）のうち、どこに相談したらよいか分からなかった人の割合	0% (R 5)
(4) 関係機関との連携による継続的な支援・見守り	一時保護解除後に地域に戻った人のうち、支援計画に基づき支援を受けている人の割合	100%

〔事業の内容〕

1 相談体制の整備（予算額 34,110 千円）

売春防止法並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性や暴力被害者などからの相談に応じるため、3か所のこども家庭センターに婦人相談員計8人を配置し、必要な相談及び指導を行うとともに、婦人相談所機能を有する西部こども家庭センターでは一時保護を行っている。（昭和31年度創設）

第1表 こども家庭センター及び市婦人相談員の相談受付状況

（単位 件）

区 分	こども家庭センター		市婦人相談員		計	
		うち暴力逃避		うち暴力逃避		うち暴力逃避
令和3年度	2,428	633	4,278	2,341	6,706	2,974
令和2年度	2,389	719	5,379	3,292	7,768	4,011
令和元年度	2,199	671	4,805	2,785	7,004	3,456

（注）市婦人相談員欄の件数は、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市及び東広島市に配置されている市婦人相談員（計16人）が扱った件数合計 [一部1/2の国庫補助あり]

2 婦人保護施設への保護委託（予算額 75,965 千円）

施設入所による更生指導又は保護が必要な者は、婦人保護施設にその保護を委託し、生活指導及び職業指導を行う。（昭和32年度創設）

第2表 婦人保護施設への保護委託状況

（単位 人）

区 分	入 所 実 人 員		入 所 延 人 員		年度末現在入所人員	
	要保護女子	同伴乳幼児	要保護女子	同伴乳幼児	要保護女子	同伴乳幼児
令和3年度	16	6	2,862	1,205	2	3
令和2年度	16	8	3,011	1,265	8	4
令和元年度	16	4	3,018	972	5	3

（注）広島市及び福山市を含む。

[負担割合 国1/2、県1/2]

3 暴力被害女性支援体制整備事業（予算額 27,559 千円）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としてのこども家庭センターの相談・保護・支援体制のより一層の充実を図る。（平成13年度創設）

第3表 暴力被害女性支援体制整備事業の内容

区 分	事 業 内 容
発生予防・早期対応	○DV・デートDVに関する意識啓発
発生後の支援	○休日・夜間電話相談員の配置 ○通訳の確保 ○職員研修等の充実 ○同伴児童対応職員の配置 ○一時保護の実施等 ○一時避難場所を確保する市町への補助 ○被害者移送交通費等 ○人身取引被害者医療費
アフターフォロー	○カウンセリングの実施 ○関係機関連絡会議の開催 ○民間活動団体への補助

[一部1/2の国庫補助あり]

7 適正な医療の確保

〔現況及び施策の方向〕

県内の医療施設及び衛生検査所（医療施設等以外で衛生検査を業として行う場所）の状況は、第1表のとおりであるが、これらの施設において適正な医療や良質な検査の実施を確保するため、医療法に基づく立入検査を実施している。

また、県民に対し、医療機関の機能等に関する情報提供や医療に関する相談事業を実施している。

第1表 医療施設及び衛生検査所の状況

(単位 施設, 床)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設数	病 院	238	237	233
	一 般 診 療 所	2,620	2,603	2,607
	うち有床診療所	188	180	172
	歯 科 診 療 所	1,558	1,542	1,526
	衛 生 検 査 所	28	31	30
病床数	病 院	38,704	37,872	37,593
	一 般 診 療 所	2,795	2,662	2,541
	歯 科 診 療 所	0	0	0

(注) 広島市、呉市、福山市を含む。

〔事業の内容〕

1 医療施設への立入検査

医療施設における適正な医療の確保を図るため、保健所の所長（医師）、保健師、薬剤師、放射線技師、栄養士等でチームを編成し、医療施設への立入検査を実施する。

第2表 医療施設立入検査実施状況

(単位 施設, 件)

区 分	病 院		一 般 診 療 所		歯 科 診 療 所	
	施 設 数	立入検査 延 件 数	施 設 数	立入検査 延 件 数	施 設 数	立入検査 延 件 数
令和3年度	233	254 (180)	2,607	188 (24)	1,526	24 (1)
令和2年度	237	80	2,603	134	1,542	12
令和元年度	238	259	2,620	178	1,558	38

(注) 1 広島市、呉市、福山市実施分を含む。

2 かっこ内の数は、延件数のうち国の事務連絡により立入検査をしたとみなせる書面検査の数

2 衛生検査所への立入検査

衛生検査所における良質の検査を確保し、医療の向上に資するため、保健所の職員等による衛生検査所への立入検査を実施する。

第3表 衛生検査所立入検査実施状況

(単位 施設)

区 分	施設数	立 入 検 査 実 施 施 設 数	
			うち同行検査
令和3年度	30	(29)	0
令和2年度	31	7	0
令和元年度	28	20	7

(注) 1 「同行検査」とは、衛生検査所精度管理専門委員が同行して行った検査をいう。

2 広島市、呉市、福山市実施分を含む。

3 かっこ内の数は、国の事務連絡により立入検査をしたとみなせる書面検査の数

3 医療機能情報提供事業（予算額 7,747 千円）

患者・家族等が医療に関する情報を入手し、適切な医療を選択できるよう支援するため、法に基づいて医療機関から報告された医療機能情報を集約し、インターネットでわかりやすく公表する。（平成 19 年度創設）

4 広島県医療安全支援センターの運営（予算額 3,989 千円）

医療に関する患者・家族等と医療従事者・医療機関との信頼関係の構築の支援と患者サービスの向上を目的として、患者・家族等からの相談に専門の相談員が応じるとともに、医療安全推進方策の検討等を行う「広島県医療安全支援センター」を運営する。（平成 15 年度創設）

第 4 表 広島県医療安全支援センター相談窓口対応状況

（単位 件）

大項目	小項目	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率
1 医療行為・医療内容に関すること	(1) 治療、看護の内容や技術	44	8.1%	40	9.4%	58	10.7%
	(2) 特に医療過誤を疑っているもの	57	10.4%	33	7.7%	60	11.0%
	(3) 転院、退院	35	6.4%	20	4.7%	25	4.6%
	(4) 医療関連法規等に関すること	35	6.4%	15	3.5%	34	6.3%
	(5) その他医療行為・医療内容	54	9.9%	34	8.0%	15	2.8%
2 コミュニケーションに関すること	(1) 説明等に関すること	31	5.7%	28	6.6%	38	7.0%
	(2) 基本的マナーに関すること	47	8.6%	41	9.6%	43	7.9%
	(3) その他コミュニケーションに関すること	30	5.5%	12	2.8%	5	0.9%
3 医療機関の施設・設備・衛生環境	(1) 衛生環境	0	0.0%	5	1.1%	2	0.4%
	(2) その他医療機関の施設に関すること	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
4 医療情報の取扱い	(1) カルテ開示	5	0.9%	7	1.6%	15	2.8%
	(2) セカンドオピニオン	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
	(3) 広告	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	(4) 個人情報・プライバシー	0	0.0%	2	0.5%	1	0.2%
	(5) 診断書等の文書	11	2.0%	19	4.5%	31	5.7%
	(6) その他医療情報の取扱いに関すること	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
5 医療機関の紹介、案内		21	3.8%	13	3.1%	21	3.9%
6 医療費（診療報酬等）、自費診療	(1) 診療報酬等	19	3.5%	19	4.5%	17	3.1%
	(2) 自費診療に関すること	5	0.9%	3	0.7%	4	0.7%
	(3) その他医療費に関すること	7	1.3%	6	1.4%	5	0.9%
7 医療知識等	(1) 健康や病気に関すること	17	3.1%	66	15.5%	56	10.3%
	(2) 薬（品）に関すること	20	3.7%	16	3.8%	13	2.4%
	(3) 制度について尋ねるもの	6	1.1%	9	2.1%	8	1.5%
	(4) その他医療知識を問うもの	1	0.2%	3	0.7%	10	1.8%
8 主訴不明、気持ちの受止め	(1) 主訴不明	2	0.4%	5	1.1%	5	0.9%
	(2) 気持ちの受止め	82	15.0%	17	4.0%	50	9.2%
	(3) その他	15	2.7%	13	3.1%	26	4.8%
計		546	100.0%	426	100.0%	544	100.0%

5 広島県地域保健対策協議会活動の推進（予算額 10,000 千円）

本県の医療及び公衆衛生の向上を期して、地域保健に関する総合的な調査を行うため、県、広島市、広島大学及び（一社）広島県医師会の四者を基本的メンバーとしている広島県地域保健対策協議会の活動を積極的に推進する。（昭和 44 年度創設）

6 広島県医療勤務環境改善支援センターの運営（予算額 10,262 千円）

医療従事者の勤務環境改善に向けた各医療機関の取組を促進し、医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法（平成 26 年 10 月施行）に基づき、医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う「医療勤務環境改善支援センター」を設置し、運営する。（平成 27 年度創設）

8 がん対策

〔現況及び施策の方向〕

第3次「がん対策推進計画」（平成30～令和5年度）に掲げる3つの分野（がん予防・がん検診，がん医療及びがんとの共生）を柱とした総合的な対策を実施する。

〔事業の内容〕

1 がんの予防・がん検診

- (1) 生活習慣の改善，感染症対策等によるがん予防（1次予防）（平成23年度創設）

たばこ対策推進事業（予算額 1,100 千円）

がん対策推進条例に規定する受動喫煙防止対策を推進するとともに，「健康増進法の一部を改正する法律」の普及・啓発を通じ，望まない受動喫煙が生じないように，対策の徹底を図る。

- (2) がんの早期発見，がん検診（2次予防）

ア がん検診受診率向上対策事業（予算額 48,891 千円）

(ア) 職域がん検診推進事業（予算額 17,037 千円）

がん検診を実施していない協会けんぽ加入企業の事業主に対して，企業訪問を行い，検診の実施を促進するなど，職域におけるがん検診の受診勧奨を行う。（平成30年度創設）

(イ) 市町がん検診個別受診勧奨支援事業（予算額 31,854 千円）

職域の被扶養者への勧奨支援など，実際の受診行動につながる取組を推進する。（平成23年度創設）

第1表 がん検診の受診率

（単位：%）

年	区分	胃	肺	大腸	子宮頸	乳
令和元年	広島県	41.3	45.9	41.0	43.6	43.9
	全 国	42.4	49.4	44.2	43.7	47.4
平成28年	広島県	40.5	42.1	38.8	40.2	40.3
	全 国	40.9	46.2	41.4	42.4	44.9

（注）1 対象年齢は40～69歳（子宮頸がんは20～69歳）

（注）2 胃・肺・大腸がんは過去1年以内・子宮・乳がんは過去2年以内の受診状況

【出典】国民生活基礎調査〔厚生労働省〕（3年に1度のサンプル調査）

イ がん検診精度管理推進事業（予算額 5,228 千円）

市町が実施するがん検診の精度向上のため，専門家による評価・助言，研修等を実施するほか，比較的侵襲性の高い胃内視鏡検査について，県内の市町が実施する胃がん検診における胃内視鏡検査の精度を一定に保つため，研修を実施する。（平成23年度創設）

第2表 県内市町が実施するがん検診の精度管理の状況（令和元年度）

（単位：%）

部位		胃	肺	大腸	子宮頸	乳
精密検査 受診率	広島県	85.7	72.8	70.5	70.5	88.3
	全 国	84.1	82.7	69.8	74.6	89.3
精密検査 未把握率	広島県	9.9	21.7	17.3	26.1	9.1
	全 国	10.0	10.7	17.8	19.0	7.6

【出典】厚生労働省「令和2年度地域保健・健康増進事業報告」

2 がん医療

(1) 広島がん高精度放射線治療センター管理運営費(予算額 183,267 千円)

平成 27 年 10 月に運営を開始した、広島がん高精度放射線治療センターについて、指定管理者による管理運営を実施する。(平成 22 年度創設)

第 3 表 施設利用状況

(単位 人)

利用 状況	年度	目標値(事業計画)	新規患者数	対前年度増減
	令和 3 年度	693	626	16
	令和 2 年度	693	610	▲76
	令和 元 年度	643	686	109
	平成 30 年度	610	577	21
	平成 29 年度	602	556	27
	平成 28 年度	588	529	357
	平成 27 年度	259	172	—

(注) 平成 27 年度は平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月末までの利用状況

(2) がん医療連携強化事業(予算額 87,951 千円)

ア がん診療連携拠点病院機能強化事業(予算額 84,000 千円)

がんの専門的医療の実施、地域のかかりつけ医等に対する研修、がん医療に関する情報提供などを行うがん診療連携拠点病院の機能強化を図るため、相談支援、研修に要する経費等について支援する。
(平成 18 年度創設)

第 4 表 がん診療連携拠点病院機能強化事業の補助状況

(単位 か所, 千円)

年 度	施 設 数	補助額(予算額)
令和 4 年度	9	84,000
令和 3 年度	9	92,000
令和 2 年度	11	96,000
令和 元 年度	12	96,000
平成 30 年度	13	100,000
平成 29 年度	13	100,000
平成 28 年度	13	100,000
平成 27 年度	13	100,000

[負担割合：国 1/2, 県 1/2]

第 5 表 がん診療連携拠点病院の指定状況

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

指定区分		圏域名	病 院 名	指定年月日
国指定	県がん診療連携拠点病院	広島	広島大学病院	平成18年8月24日
	地域がん診療連携拠点病院（高度型）		広島市立広島市民病院	令和2年3月27日
		福山・府中	福山市民病院	令和2年3月27日
			広島	県立広島病院
		広島赤十字・原爆病院		平成18年8月24日
		広島市立安佐市民病院		平成22年4月1日
		広島西		厚生連広島総合病院
		呉	呉医療センター	平成18年8月24日
		広島中央	東広島医療センター	平成18年8月24日
		尾三	厚生連尾道総合病院	令和2年7月1日
	福山・府中	福山医療センター	令和2年3月27日	
備北	市立三次中央病院	平成18年8月24日		
県指定	がん診療連携拠点病院	呉	呉共済病院	平成22年11月16日

イ がん医療ネットワーク機能強化事業（予算額 3,951 千円）

県民に最適ながん医療を提供するため、がん診療連携拠点病院を中心とした医療ネットワークの普及及び機能強化を図る。（平成 23 年度創設）

3 がんとの共生

(1) 緩和ケア推進事業（予算額 8,636 千円）

がんと診断された時からの緩和ケア，住み慣れた地域における緩和ケアを受けることができる体制づくりを支援する。（平成 16 年度創設）

第 6 表 緩和ケア研修参加状況

（単位 人）

	平成 26 度	平成 27 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
医療者派遣研修	2	3	3	3	6	6	—	3
看護師研修	290	301	305	352	146	134	92	64
薬剤師研修	27	37	50	44	42	44	48	31
介護・福祉関係者研修	214	131	146	122	1,334	1,136	—	1,117

(2) がん患者・家族相談支援事業（予算額 9,511 千円）（平成 20 年度創設）

がん患者等と同じ立場で相談支援を行う人材としてがん経験者等をがんピアサポーターとして養成し，がん診療連携拠点病院等と連携した相談支援を実施していくとともに，「広島がんネット」や「がん患者さんご家族のためのサポートブックひろしま」により，がんに関する様々な情報を提供する。

また，企業及び医療機関におけるがん治療と仕事の両立支援体制の構築に向けた検討や，がん患者等の妊孕性（妊娠できる能力）温存療法に係る研究促進事業を行う。

第 7 表 がんピアサポーター養成状況

（単位 人）

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
研修修了者数	15	10	6	—	8	—	—	7
（ ）内は累計数	(15)	(25)	(31)	(31)	(39)	(39)	(39)	(46)

第 8 表 がん患者の妊孕性温存治療費助成状況

（単位 人）

年度	女性	男性	合計
令和 3 年度	19	6	25
令和 2 年度	10	11	21
令和元年度	12	6	18
平成 30 年度	21	7	28

（注）広島県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業（令和 3 年度以降）
及び広島県がん患者妊孕性温存治療費助成事業（平成 30～令和 2 年度）における実績

(3) T e a mがん対策ひろしま推進事業（予算額 3,879 千円）

がんの予防・検診，治療と仕事の両立支援，患者団体等の支援に取り組む「T e a mがん対策ひろしま」登録企業の拡大を図るとともに，その取組を支援し，地域全体でのがん対策を推進する。（平成 25 年度創設）

第 9 表 T e a mがん対策ひろしま登録状況

（単位 社）

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
登録企業数	14	11	12	14	30※	18	12	30
（ ）内は累計数	(14)	(25)	(37)	(51)	(81)	(99)	(111)	(141)

※登録時は 31 社。登録企業 2 社が合併したため，合併後の実数に修正している。

(4) 【新】がん患者アピアランスケア推進事業（予算額 38,595 千円）

がん患者の心理的負担を軽減し，社会参画を促進するとともに，療養生活の質の向上を図るため，外見の変化を補完するウィッグの購入費用を一部助成するとともに，がん診療連携拠点病院等における相談支援・情報提供を促進する。（令和 4 年度創設）

9 原爆被爆者支援

〔現況及び施策の方向〕

原子爆弾の特異性により、今なお社会的・医学的・精神的後遺症に苦しむ被爆者に対し、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）及び県独自の施策により、健康の保持と福祉の向上を図るため、事業を実施する。

また、原爆養護ホームの運営・整備を行うとともに、在外被爆者援護対策の推進などに努める。

その他、被爆者医療の長年の実績及び研究成果を活用して、放射線被曝（爆）者医療に関する国際協力の推進を図る。

第1表 原子爆弾被爆者数

（単位 人）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県 分	16,959	15,616	14,375
広島市分	44,836	42,191	39,590
計	61,795	57,807	53,965

- （注） 1 被爆者とは、被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。
2 被爆者数は、各年度末の人数をいう。
3 県分とは広島県の手帳交付者数、広島市分とは広島市の手帳交付者数である。

〔事業の内容〕

1 原爆被爆者健康管理の推進（予算額 182,569千円）

（1）原爆被爆者健康手帳交付事務（予算額 58,685千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者に対し、被爆者健康手帳を交付し、同手帳認定に伴う医療費償還払いを行うほか現物給付対象外の医療費等を支給する。（昭和32年度創設）

また、被爆二世の健康管理に資するため、国からの委託により被爆二世健康診断を実施している。（昭和54年度創設、平成13年度以降県実施）

（2）原爆被爆者健康診断（予算額 110,669千円）

被爆者の健康管理に資するため、毎年定期2回、希望2回を限度とする健康診断（一般検査）を行い、その結果、必要な者に対しては、精密検査を実施している。また、必要に応じて特別検査も行っている。

なお、希望者に対しては、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん及び多発性骨髄腫のがん検査を、希望による健康診断の振替分として年1回実施している。（昭和32年度創設、順次拡充）

第2表 原子爆弾被爆者健康診断等実施状況及び実施計画

（単位 件）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度 （計画）
健康診断受診者証交付者数	県 分	56	53	54
一般健康診断受診者数	県 分	8,559	8,242	9,972
一般健康診断がん検査受診者数	県 分	3,496	3,408	4,798
精密健康診断受診者数	県 分	381	349	608
特別（入院精密）検査受診者数	県 分	28	35	81
交 通 手 当	県 分	1,238	1,170	1,603

(3) 原爆被爆者健康管理推進特別事業（予算額 1,346 千円）

被爆者の様々な不安を払拭するため、健康相談、医療機関との連携、施設入所相談、各種手当・原爆症認定申請の支援等、保健、医療、福祉にわたる総合的な相談を実施する。（平成 8 年度創設）

(4) 原爆体験者等健康意識相談等事業（予算額 11,869 千円）

原爆による黒い雨を体験した影響で健康不安を持つ者に対して、医師等の専門家による保健指導・健康教育を実施することにより、その症状の改善を図る。（平成 25 年度創設）

2 原爆被爆者援護の推進（予算額 8,848,667 千円）

(1) 法に基づく手当等の支給（予算額 8,041,587 千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた被爆者に対して医療特別手当又は特別手当を、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に対して原子爆弾小頭症手当を、特定の疾病にかかっている被爆者に対して健康管理手当を、爆心地から 2 キロメートル以内の直接被爆者に対して保健手当（身体上に一定の障害や傷痕等のある者又は 70 歳以上の身寄りのない高齢者には手当額を増額）を、一定の障害を有し、介護を受けている被爆者に対して介護手当を支給するほか、被爆者が死亡した場合には、その葬祭を行う者に対して葬祭料を支給する。（昭和 43 年度創設）

第 3 表 法定諸手当支給状況

（単位 円、人）

区 分			医療特別 手 当	特別手当	原子爆弾 小 頭 症 手 当	健康管理 手 当	保健手当		介 護 手 当	葬祭料
							一般分	高額分		
支 給 額	令和 4 年度		141,900	52,400	48,840	34,900	17,500	34,900	費用介護 重度 限度月額 105,560 中度 限度月額 70,360 家族介護 22,280	212,000
	令和 3 年度		142,170	52,500	48,930	34,970	17,540	34,970	費用介護 重度 限度月額 105,560 中度 限度月額 70,360 家族介護 22,320	212,000
	令和 2 年度		142,170	52,200	48,930	34,970	17,540	34,970	費用介護 重度 限度月額 105,560 中度 限度月額 70,360 家族介護 22,320	209,000
支 給 状 況 (県分)	令和 3 年度	実人員	528	331	2	12,038	377	112	55	1,235
		延人員	6,764	4,022	24	151,041	4,607	1,293	973	—
	令和 2 年度	実人員	624	302	2	13,161	395	126	67	1,319
		延人員	7,929	3,849	32	164,084	4,915	1,534	1,017	—
	令和元年度	実人員	654	348	3	14,372	426	132	73	1,393
		延人員	8,325	4,288	36	178,852	5,242	1,666	1,244	—

(2) 県独自の援護事業（予算額 806,719 千円）

県独自事業として、広島県原子爆弾被爆者援護要綱等に基づき、各種手当の支給等の事業を実施している。（昭和 42 年度創設）

また、平成 12 年度から、介護保険制度の実施に伴い、居宅で介護保険の訪問介護や通所介護などのサービスを利用している被爆者や介護老人福祉施設に入所している被爆者に対する利用料等の助成事業を実施している。（平成 12 年度創設）

第4表 県独自諸手当等支給状況

(単位 人)

区 分		令和2年度	令和3年度		令和4年度
		支給延人員	広島県分		支 給 額
			支 給 額	支給延人員	
被爆者特別検査促進手当		11	1日500円	11	1日500円
認定被爆者通院交通費		191	実費	191	実費
被爆身体障害者福祉手当		36	17,540円	36	17,500円
被爆者特別福祉手当		47	4,000円	47	4,000円
介護手当付加金		108	月額43,840円以内	108	月額43,840円以内
認定被爆者死亡弔慰金		125	10,000円	125	10,000円
被爆者訪問介護利用助成事業		8,962	同 右	8,513	介護保険給付の対象となる（介護予防）訪問介護サービス等に要した費用の1割、2割又は3割
被爆者通所介護利用助成事業		26,340	同 右	25,089	介護保険給付の対象となる（介護予防）通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護サービスに要した費用の1割、2割又は3割
被爆者短期入所生活介護等利用助成事業		6,421	同 右	6,254	介護保険給付の対象となる（介護予防）短期入所生活介護サービスに要した費用の1割、2割又は3割
被爆者小規模多機能型居宅介護等利用助成事業		2,598	同 右	2,297	介護保険給付の対象となる（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスに要した費用の1割、2割又は3割
被爆者定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用助成事業		280	同 右	279	介護保険給付の対象となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに要した費用の1割、2割又は3割
被爆者複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）利用助成事業		202	同 右	198	介護保険給付の対象となる複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）に要した費用の1割、2割又は3割
認知症対応型共同生活介護利用助成事業		—	同 右	1,825	介護保険給付の対象となる（介護予防）認知症対応型共同生活介護に要した費用の1割、2割又は3割
被爆者介護老人福祉施設等利用助成事業		9,535	同 右	9,425	介護保険給付の対象となる（地域密着型）介護老人福祉施設の入所に要した費用の1割、2割又は3割
		697	同 右	697	養護老人ホーム等に入所した場合の費用徴収額
被爆者療養 保養事業	神田山荘	1,145	同 右	1,145	利用料250円助成
	指定施設	31	同 右	31	休憩1人1回250円以内 宿泊1人1泊500円以内 (1人年1,500円を限度)

(3) 原爆死没者慰霊式典等助成事業（予算額 361千円）

原爆死没者を慰霊し、永遠の平和を祈念するため、慰霊式典、追悼出版などを実施する地域・職域の団体に対し助成する。（平成3年度創設）

3 広島原爆養護ホームの運営・整備（予算額 460,018 千円）

県と広島市が共同で開設した広島原爆養護ホーム（舟入むつみ園・神田山やすらぎ園・倉掛のぞみ園）に、居宅で日常生活の世話や必要な介護を受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う。

なお、養護等は、（公財）広島原爆被爆者援護事業団に委託して実施している。（昭和 45 年度創設）

第 5 表 広島原爆養護ホーム入所状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（単位 人）

区 分	一般養護	特 別 養 護			合 計
	舟入むつみ園	神田山やすらぎ園	倉掛のぞみ園	小 計	
県分入所者数（全体入所者数）	13 (67)	17 (82)	50 (243)	67 (325)	80 (392)
県 分 定 員（全 体 定 員）	19 (100)	20 (100)	60 (300)	80 (400)	99 (500)

4 原爆被爆者関係施設整備（予算額 22,197 千円）

(1) 広島赤十字・原爆病院への助成（予算額 16,000 千円）

広島赤十字・原爆病院（原爆医療部門）の医療の近代化を図るための医療機器の整備等に対して補助する。（昭和 43 年度創設）

第 6 表 広島赤十字・原爆病院に対する助成状況

（単位 千円）

年 度	医療機器整備補助		施設整備補助	
	補助額	対象機器	補助額	対象工事
令 和 3 年 度	16,000	生化学検査自動分析装置システム一式	0	—
令 和 2 年 度	16,000	総合血液検査システム一式	0	—
令 和 元 年 度	16,000	内視鏡システム、人工呼吸器	0	—

(2) その他関係団体への助成等（予算額 6,197 千円）

ア 一般財団法人広島市原爆被爆者協議会

（一財）広島市原爆被爆者協議会が設置している広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）の施設整備事業に対して補助する。（昭和 54 年度創設）

イ その他

広島市、長崎県、長崎市とともに被爆者の援護対策の強化促進を図るため設置している「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協議会）」の費用を負担する。（昭和 42 年度創設）

また、（公財）広島平和文化センターに被爆資料の展示運営を委託し、被爆の実相を幅広く伝承する。（昭和 57 年度創設）

5 在外被爆者援護の推進（予算額 246,070 千円）

在外の被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的として、各種事業を実施する。

第7表 在外における被爆者健康手帳所持者数
(厚生労働省 令和4年3月現在)

国・地域等	所持者数（人）
韓国	1,889
アメリカ	592
ブラジル	76
その他	101
計	2,658

(1) 法に基づく事業

ア 医療費の支給（予算額 35,742 千円）

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を法に基づき支給する。（平成27年度創設）

イ 手帳交付事務（予算額 5,320 千円）

在外からの手帳交付申請に対し、申請者の居住地（地域）へ職員を派遣し、面接調査を行う。（平成14年度創設）

(2) 在外被爆者支援事業実施要綱に基づく事業

ア 手帳交付渡日支援事業（予算額 4,977 千円）

新たに手帳の交付を受けようとする者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、渡日できない者には、被爆確認証を交付する。（平成14年度創設）

イ 健康相談等事業（予算額 57,343 千円）

在外被爆者の居住する北米又は南米へ隔年で専門医等を派遣し、現地で健康相談等を行う。令和3年度は、南米へ派遣する。（平成14年度創設）

ウ 現地健康診断事業（予算額 13,163 千円）

令和3年度に健康相談等事業を実施しない北米で健康診断を行う。（平成25年度創設）

エ 渡日治療支援事業（予算額 4,134 千円）

渡日して治療を受けようとする在外被爆者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、医療機関のあっせん等を行う。（平成14年度創設）

オ 保健医療助成事業（予算額 125,391 千円）

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を助成する。（平成16年度創設）

6 放射線被曝者医療国際協力の推進（予算額 16,033 千円）

広島が有する被曝者医療や放射線障害の研究成果を活用して、世界の放射線被ばく者への医療に貢献することにより、広島の世界への貢献と国際協力の推進に資する放射線被曝者医療国際協力推進協議会（HICARE：ハイケア）が実施する次の事業に対し負担金（広島県 1/2，広島市 1/2）を交付する。

平成 26 年 5 月に IAEA の協働センターに指定，平成 29 年と，令和 3 年に協働センターの指定が更新され，国際医療研修，共同研究等の協働事業を実施している。（平成 3 年度創設）

- (1) 医師等受入研修・派遣事業
- (2) 放射線被ばく者医療普及啓発事業
- (3) 調査検討事業
- (4) 人材育成事業
- (5) 共同研究事業
- (6) 福島支援事業

第 8 表 医師等受入研修・派遣状況

（単位 件，人）

区 分			件数	人数	内 容
令和3 年度	受入研修		—	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	派 遣		—	—	
令和2 年度	受入研修		—	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	派 遣		—	—	
令和元 年度	受入研修	単独受入 （※1）	7	29	韓国 19人 ラトビア 1人 アメリカ 6人 ブラジル 3人
		協働事業受入 （※2）	2	20	インドネシア 3人 モンゴル 3人 シンガポール 2人 タイ 3人 ヨルダン 2人 シリア 3人 イエメン 1人 フィリピン 1人 アメリカ 1人 マラウイ 1人
		他団体受入 （※3）	1	2	スイス 2人
		計	10	51	
	派 遣		1	2	アメリカ 1件2人（カリフォルニア州での現地被爆者医療研修）

※1 HICARE 単独で研修を実施するもの

※2 IAEA 等と協働で研修を実施し，IAEA 等の費用負担を伴うもの

※2－1 外務省から IAEA への特別拠出金により，国内から初めて受け入れたもの

※3 JICA 等の他団体が実施する研修において，HICARE が研修の一部を受け持つもの

10 毒ガス障害者支援

〔現況及び施策の方向〕

旧大久野島毒ガス工場従事者等は、毒ガスの影響により、いまなお健康上特別の状態にある。これら毒ガス従事者等のうち、旧陸軍共済組合員であった者については財務省が、それ以外の者については厚生労働省が、各々救済制度を設けている。

県は、財務省所管事業に関しては健康診断を、厚生労働省所管事業に関しては事業全般を受託しており、国の事業及び県独自の施策により、毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。

第1表 健康管理手帳所持者数（財務・厚生労働省）

（単位 人）

区 分	財 務 省			厚 生 労 働 省			財務・厚生労働省合計		
	県内 居住者	県外 居住者	小計	県内 居住者	県外 居住者	小計	県内 居住者	県外 居住者	合計
令和3年度	116	38	154	570	200	770	686	238	924
令和2年度	146	53	199	660	232	892	806	285	1,091
令和元年度	168	65	233	745	261	1,006	913	326	1,239

（注）各年度末現在の所持者数である。

第2表 厚生労働省所管手帳・手当等受給者数

（単位 人）

区 分	医 療 手 帳			特 別 手 当			健康管理手当			保 健 手 当		
	県内 居住者	県外 居住者	計	県内 居住者	県外 居住者	計	県内 居住者	県外 居住者	計	県内 居住者	県外 居住者	計
令和3年度	556	171	727	20	5	25	516	121	637	1	1	2
令和2年度	640	191	831	23	6	29	600	129	729	1	1	2
令和元年度	714	217	931	23	6	29	657	141	798	1	2	3

（注）各年度末現在の受給者数である。

〔事業の内容〕

1 健康診断及び相談事業（予算額 36,544 千円）

毒ガス従事者等に対し、健康管理手帳を交付し、一般検査を行い、更に必要な者に対しては精密検査を実施して毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。（昭和49年度創設）

また、広島県毒ガス障害者相談室（呉共済病院忠海分院敷地内）及び県被爆者支援課に相談員を配置し、毒ガス従事者等の相談に応じる。

第3表 健康診断実施状況

（単位 人）

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
一 般 検 査	財 務 省	45	56	59
	厚 生 労 働 省	183	286	234
	計	228	342	293
精 密 検 査	財 務 省	0	3	1
	厚 生 労 働 省	3	2	1
	計	3	5	2

2 医療費及び各種手当の支給（予算額 314,999 千円）

厚生労働省所管の毒ガス従事者等のうち、ガス障害に罹患している者に対し、医療手帳を交付し、医療費（自己負担分）、健康管理手当、保健手当及び介護手当を支給している。

平成 13 年度から、財務省所管の者と同様に、ガス障害者のうち当該ガス障害が毒ガス等の影響を強く受け、かつ、重篤である者に特別手当、医療手当を支給している。

第 4 表 厚生労働省所管手当等の種類及び支給月額

（単位 円）

区 分	医療費	特別手当	医療手当	健康管理手当	保健手当	介 護 手 当			
令和 4 年度	実 費	104,660	37,350 ～ 34,900	34,900	17,500	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,560 70,360 22,320
令和 3 年度	実 費	104,860	37,420 ～ 34,970	34,970	17,540	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,560 70,360 22,320
令和 2 年度	実 費	104,860	37,420 ～ 34,970	34,970	17,540	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,560 70,360 22,320
令和元年度	実 費	104,260	37,210 ～ 34,770	34,770	17,440	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,460 70,300 22,190

第 5 表 厚生労働省所管手当等の支給状況

（単位 人，千円）

区 分		医 療 費	特別手当	医療手当	健康管理手当	保健手当	介護手当
令和 3 年度	延人数	5,196	332	280	8,196	24	0
	金 額	10,237	35,023	11,209	286,474	421	0
令和 2 年度	延人数	5,838	353	290	9,155	30	0
	金 額	12,447	36,630	10,340	320,394	527	0
令和元年度	延人数	7,057	368	323	10,036	36	0
	金 額	14,642	38,264	11,409	348,292	628	0

3 県独自の援護事業（予算額 1,386 千円）

県独自の援護事業として、死亡弔慰金、通院交通費及び介護手当附加金を支給するとともに、毒ガス従事者等療養保養事業を実施し、国の施策を補完する。（昭和 56 年度創設）

また、大久野島毒ガス障害者対策連絡協議会が行う援護事業（大久野島毒ガス障害死没者慰霊式典）に対して助成を行う。（昭和 42 年度創設）

第 6 表 県独自の援護措置による手当等支給状況

（単位 件，円）

区 分	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	支 給 額
死 亡 弔 慰 金	76	760,000	63	630,000	78	780,000	10,000 円
通 院 交 通 費	717	948,040	530	657,760	245	249,674	認定額支給
介護手当附加金	0	0	0	0	0	0	限度月額 43,840 円
毒ガス従事者等療養保養事業	0	0	0	0	0	0	休憩 1 回 250 円， 宿泊 1 日 500 円以内， 年 1,500 円を限度
計	793	1,708,040	593	1,287,760	323	1,029,674	

1 1 感染症対策

〔現況及び施策の方向〕

1 感染症予防事業

エボラ出血熱，中東呼吸器症候群，鳥インフルエンザ等の新興感染症及びジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症も世界的な脅威となっている。本県では，ノロウイルス等の感染性胃腸炎，季節性インフルエンザ，腸管出血性大腸菌による集団感染が発生している。

重大な感染症の疑いがある場合に，的確で迅速な対応により県民の安全安心を確保するため，平成 25 年 4 月に「感染症・疾病管理センター（ひろしま CDC）」を開設した。

感染症の集団発生時には，平成 31 年 3 月に改正した広島県感染症危機管理マニュアルに基づき，患者に対する医療の提供及びまん延防止対策を講じる。

また，新型コロナウイルス感染症については，令和元（2019）年 12 月以降，世界的に感染が拡大し，本県でも令和 2 年 3 月 7 日に初めての感染者が確認された。その後，繰り返される感染拡大の波に対応するため，PCR 検査の推進や医療機関への患者搬送・入院の調整，ワクチン接種の準備等に取り組んできた。令和 3 年 1 月には，さらなる感染拡大に備えて，感染症・疾病管理センター（ひろしま CDC）を包含した「新型コロナウイルス感染症対策担当」を新設し，複数部署で分担していた業務を一元化するなど体制強化を図っている。

2 結核予防事業

本県では，結核の新登録患者数が着実に減少しているが，令和 2 年の罹患率（人口 10 万対）は 9.1 であり，目標値の 9.0 を上回っている。平成 29 年 3 月に改定した「結核予防推進プラン」に基づき，高齢者に重点を置いた早期発見・早期治療によるまん延防止や，患者の生活環境に応じた医療・支援（DOTS（直接服薬確認療法）等），外国人に対する結核の啓発・支援体制の整備，高齢者関係施設等に対する啓発活動等，重点的かつきめ細やかな結核対策を推進する。

3 エイズ予防事業

本県における新規感染者等の数は減少傾向にあるが，近年，エイズを発症して初めて HIV 感染が判明する者の割合が高くなっている。引き続き，早期治療・感染拡大防止に結びつけるため，早期発見の啓発活動への取組や検査体制を強化する。また，抗 HIV 薬の進歩によりエイズが予後不良の疾患から慢性疾患へと移行しつつあり，エイズ患者の長期療養に対する支援等，効果的なエイズ対策を推進する。

4 新型コロナウイルス感染症対策

本県における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに，検査体制の強化や医療提供体制の確保，社会福祉施設等への支援など，様々な課題に迅速かつ適切に対処する。

〔事業の内容〕

1 感染症予防対策

(1) 感染症・疾病管理センター事業（予算額 11,617 千円）

平成 25 年 4 月 1 日に設置した広島県感染症・疾病管理センターの各種事業及び運営を行う。（平成 25 年度創設）

(2) 感染症予防対策事業（予算額 83,279 千円）

ア 感染症対策事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症に対する正しい知識の普及啓発、感染症診査協議会の設置及び感染症の患者に対する良質かつ適正な医療の提供等を推進する。（平成 11 年度創設）

イ 感染症発生動向調査事業

コンピューターオンラインを活用して、医療機関・保健所・県による発生動向調査及び病原体検査を実施し、結核発生状況の把握、感染症発生状況の把握、解析と流行予測を行い、効果的な予防対策を推進する。（昭和 61 年度創設）

ウ 防疫体制整備事業

保健所等の防疫にかかる活動体制、検査体制、研修体制の機能強化を図る。（平成 9 年度創設）

(3) 新型インフルエンザ対策事業（予算額 12,667 千円）

新型インフルエンザの感染拡大を可能な限り抑制するとともに、重症患者への適切な医療を確保し、健康被害を最小限にとどめること等を目的に、新型インフルエンザ対策の更なる推進を図るための諸施策を実施する。（平成 18 年度創設）

(4) 予防接種の推進（予算額 42,540 千円）

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づいた適切な予防接種の普及啓発を図るとともに、市町村を超えた広域予防接種を推進する。また、予防接種要注意者に対する定期的な予防接種や地域のかかりつけ医からの医療相談等を実施する「広島県予防接種相談支援センター」の運営や予防接種法に基づく健康被害について救済給付を行う。（平成 18 年度創設）

(5) ハンセン病対策（予算額 2,304 千円）

ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、専門医による在宅回復者の検診、療養所入所者に対する訪問、里帰り・社会復帰支援、郷土産品の送付を実施する。（昭和 38 年度創設）

第1表 一類～三類感染症患者発生状況

(単位 人)

		令和元年		令和2年		令和3年	
		広島県	全国	広島県	全国	広島県	全国
一類	エボラ出血熱	0	0	0	0	0	0
	クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0	0
	痘そう	0	0	0	0	0	0
	南米出血熱	0	0	0	0	0	0
	ペスト	0	0	0	0	0	0
	マールブルグ病	0	0	0	0	0	0
	ラッサ熱	0	0	0	0	0	0
二類 ※1	急性灰白髄炎	0	0	0	0	0	0
	ジフテリア	0	0	0	0	0	0
	重症急性呼吸器症候群	0	0	0	0	0	0
	中東呼吸器症候群	0	0	0	0	0	0
	鳥インフルエンザ (H5N1)	0	0	0	0	0	0
三類	鳥インフルエンザ (H7N9)	0	0	0	0	0	0
	コレラ	0	5	0	1	0	0
	細菌性赤痢	1	140	0	87	0	7
	腸管出血性大腸菌感染症	53	3,744	67	3,094	101	3,237
	腸チフス	0	37	0	21	0	4
	パラチフス	1	21	1	7	0	0

- (注) 1 広島市、呉市、福山市を含む。
2 令和3年は、速報値である。(無症状病原体保有者を含む。)
3 ※1：結核を除く。

2 結核予防対策

(1) 予防活動（予算額 18,087 千円）

患者接触者に対する健康診断を実施することにより患者の早期発見に努めるとともに、結核患者に対する良質かつ適正な医療の提供等を推進する。(昭和26年度創設)

第2表 結核患者等の登録状況

(単位 人)

区 分		活動性肺結核			活動性 肺外結核	不活動性 そ の 他	計
		登録時喀痰 塗 抹 陽 性	登録時その他 の結核菌陽性	登録時菌陰 性・その他			
新登録患者	令和3年度	91	55	17	76	—	239
	令和2年度	103	51	26	74	—	254
	令和元年度	97	60	28	68	—	253
登 録 患 者	令和3年度	57	39	17	49	387	549
	令和2年度	69	32	20	50	438	609
	令和元年度	64	32	9	50	428	583

- (注) 1 広島市、呉市、福山市を含む。
2 登録患者は、各年末現在の数である。
3 令和3年は、速報値である。

第3表 健康診断、管理検診実施状況

(単位 人, %)

区 分		対象人員	実施人員	受 診 率
令和3年度	接 触 者 健 診	641	621	96.9
	集 団 健 診	17	16	94.1
	管 理 検 診	335	298	89.0
令和2年度	接 触 者 健 診	699	672	96.1
	集 団 健 診	10	10	100.0
	管 理 検 診	372	328	88.2
令和元年度	接 触 者 健 診	772	719	93.1
	集 団 健 診	43	36	83.7
	管 理 検 診	369	335	90.8

- (注) 1 広島市、呉市、福山市を除く。
2 令和3年度は、速報値である。

(2) 結核患者医療費の給付（予算額 20,425 千円）

結核患者に対して医療費公費負担を行い、適正医療の確保を図る。（昭和 26 年度創設）

第 4 表 結核医療費公費負担実施状況

（単位 人、千円）

区 分		対 象 人 員	公費負担額
令和 3 年度	一般患者（37 条の 2）	1,062	3,233
	入 院 患 者（37 条）	118	15,119
	計	1,180	18,352
令和 2 年度	一般患者（37 条の 2）	1,005	1,475
	入 院 患 者（37 条）	151	16,640
	計	1,156	18,115
令和元年度	一般患者（37 条の 2）	1,302	2,034
	入 院 患 者（37 条）	152	11,441
	計	1,454	13,475

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(3) 結核対策特別促進等事業（予算額 12,785 千円）

結核予防思想の普及啓発、直接服薬確認療法（DOTS）の推進など地域の実情に配慮したきめ細かな結核対策特別促進事業（昭和 61 年度創設）を実施するとともに、事業者等が実施した健康診断の費用を補助する等、結核予防対策を推進する。（昭和 49 年度創設）

3 エイズ予防対策

(1) 推進体制等の整備（予算額 227 千円）

行政機関の連携を強化するとともに、経済界、マスコミ等広く関係団体の協力を得て、県民総ぐるみとなったエイズ対策を推進する。

また、予防の徹底と患者・感染者に対する差別や偏見を生まない状況を醸成するため、各種普及啓発資料を活用するとともに、講演会や研修会を通じて正しい知識の普及を図る。（昭和 62 年度創設）

(2) 相談体制の充実（予算額 407 千円）

患者・感染者をはじめ広く県民を対象として、各保健所において、カウンセリングによる相談支援体制を確立している。（平成 4 年度創設）

また、保健所職員に対する研修会等を実施する。

○ 広島県エイズホットライン

日 時：毎週日曜日（ただし、12 月 28 日から 1 月 4 日を除く。）9：00～16：00

電話番号：(082)227-2355

(3) 検査体制の充実（予算額 3,895 千円）

保健所の他、夜間・休日等、受検者にとって利便性の高い検査窓口を開設し、検査体制の充実を図る。（平成5年度創設）

○ HIV 抗体検査（無料）

日 時：平日（実施機関で異なるため事前に問い合わせが必要。）

場 所：各保健所（支所）、保健センター

○ 広島県エイズ日曜検査（無料）

日 時：毎月第3日曜日、ただし、6・12月は第1・3日曜日（要予約）13：00～16：00

場 所：県立広島病院内（広島市南区宇品神田一丁目 5-54）

予約電話：(082)227-2355

受付時間：毎週日曜日（ただし、12月28日から1月4日を除く。）9：00～16：00

○ クリニック検査（要検査料）

ア おだ内科クリニック

場 所：広島市中区幟町 13-4

予約電話：(082)502-1051

予約受付時間：9:00～12:00、14:00～18:00

（ただし、水・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

イ 藏本内科

場 所：広島市中区大手町三丁目 8-4

予約電話：(082)504-7311

予約受付時間：9:00～12:45（ただし、土曜日は～11:45）、15:00～18:45

（ただし、木・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

ウ 医療法人おかざき泌尿器科

場 所：東広島市西条栄町 10-30

予約電話：(082) 431-3876

予約受付時間：9:00～12:30（ただし、土曜日は～12:30）、15:00～18:30

（ただし、木・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

エ みやの耳鼻咽喉科

場 所：尾道市高須町 5737

予約電話：(0848)47-3387

予約受付時間：9:00～12:30（ただし、土曜日は～12:00）、14:30～18:00

（ただし、木・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

オ いそだ病院

場 所：福山市松浜町 1-13-38

予約電話：(084)922-3346

予約受付時間：9:00～12:00、15:00～18:00

（ただし、木・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

カ セントラル病院

場 所：福山市住吉町 1-26

予約電話：(084)924-4141

予約受付時間：9:00～12:00, 14:00～17:30

(ただし、土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。)

○ 広島市エイズ夜間検査（無料）

日 時：毎週月曜日（ただし、休日、祝日を除く。要予約）18:00～19:40

場 所：広島市中保健センター（広島市中区大手町四丁目 1-1）

予約電話：(082)504-2528

受付時間：月～金曜日（ただし、休日、祝日を除く。）8:30～17:15

○ 福山市エイズ夜間検査（無料）

日 時：毎月第3木曜日（ただし、休日、祝日を除く。要予約）17:40～20:30

場 所：福山すこやかセンター（福山市三吉町南二丁目 11-22）

予約電話：(084)928-1127

受付時間：実施月の1日より予約を受け付け 8:30～17:15

(1日が土曜日や休日、祝日の場合には、実施月の最初の開所日より受け付け)

(4) 医療体制の充実（予算額 87,767 千円）

医療機関との連携を強化し、患者・感染者が安心して適切な医療を受けることができる体制を確立する。（昭和62年度創設）

抗 HIV 薬の進歩によりエイズが予後不良の疾患から慢性疾患へと移行しつつあることから、エイズ患者の長期療養支援及び緩和ケアなどを取り入れた、エイズ治療中核拠点病院、エイズ治療拠点病院及びエイズ受療協力医療機関による連絡協議会及び医師研修会を開催する。また、中国・四国ブロック拠点病院による研修事業、調査研究事業等により中国・四国ブロックのエイズ医療水準の向上・均てん化を図る。

第5表 エイズ患者・HIV感染者数

(単位 人)

区 分		患 者	感 染 者	計
広島県	令和3年度	7	4	11
	令和2年度	7	5	12
	令和元年度	2	13	15
	累 計	147	261	408
全国累計（令和2年）		9,991	22,489	32,480

(注) 1 血液凝固因子製剤によるものを除く。

(注) 2 令和3年は速報値。

3 広島県累計は昭和60年から令和3年までの合計値。

4 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染拡大防止対策

ア PCR検査体制強化事業（予算額 5,676,306 千円）

（ア）PCRセンターの設置・運営など，早期の感染連鎖の遮断に必要な対策を継続して実施するとともに，医療機関における検査自己負担分を補助する。（令和2年度創設）

（イ）感染拡大地域において医療機関，介護施設等の職員を対象にスクリーニング検査を行い，感染拡大を防止する。（令和2年度創設）

イ 感染症対策急性期医療チーム等派遣事業（予算額 6,010 千円）

感染症に対応する医療チームや看護師等をクラスター発生施設等に派遣する際に必要な活動費及び損害補償保険料を補助する。（令和2年度創設）

ウ 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業（予算額 94,150 千円）

保健所機能の維持・強化を図るため，相談窓口の設置，検体搬送業務の外部委託等を継続するとともに，積極的疫学調査の体制を強化する。（令和2年度創設）

エ 自宅療養者等健康観察等フォローアップ事業（予算額 303,639 千円）

自宅療養者等に対する保健所の健康観察業務等を民間事業者へ委託し，保健所の業務負担の軽減及び自宅療養者等に対する体制の強化を図る。（令和3年度創設）

オ 感染拡大防止支援事業（予算額 116,254 千円）

感染症診療体制が維持できるよう，医療資材のひっ迫に備え，医療資材の備蓄や配送について，業務委託等を行う。（令和元年度創設）

カ 入所児童等自立支援事業（予算額 24,003 千円）

児童養護施設等で生じた人件費等のかかり増し経費を支援する。（令和2年度創設）

キ オンライン診療活用検討事業（予算額 11,679 千円）

新興感染症や災害発生時に活用が見込まれるオンライン診療・服薬指導について，セミナーの開催等により普及を図り，有事においても必要な医療を受けられる体制を構築する。（令和3年度創設）

ク 飲食店における感染予防対策事業（予算額 118,858 千円）

「広島積極ガード店ゴールド」の認証を引き続き実施するとともに，質の担保のための再調査を実施する。（令和2年度創設）

ケ 介護施設等整備事業（予算額 47,997 千円）

高齢者施設における感染拡大防止を図るため，簡易陰圧装置の設置やゾーニング整備等の整備等を行う事業者に対して補助する。（令和2年度創設）

(2) 医療提供体制の確保

ア 医療提供体制強化事業（予算額 20,722,634 千円）

医療機関による患者等を受け入れる入院病床の確保に対する支援（空床補償）を実施する。（令和 2 年度創設）

イ 宿泊療養施設等確保事業（予算額 12,909,318 千円）

軽症患者が療養するための宿泊療養施設等を確保・運営する。（令和 2 年度創設）

ウ 軽症患者等搬送業務委託事業（予算額 739,977 千円）

新型コロナウイルス感染症軽症患者等の搬送業務を民間事業者に委託する。（令和 2 年度創設）

エ 医療提供体制確保事業（予算額 143,718 千円）

（ア）患者受入病床を確保する医療機関等の個人防護具の補助及び、重症患者に対応する医療従事者養成研修を実施する。（令和 2 年度創設）

（イ）入院医療費・自宅療養者等の自己負担分について公費で補助する。（令和 2 年度創設）

オ 危機発生時における医療体制強化事業（予算額 20,592 千円）

広島大学と連携して新興感染症、災害医療及び救命救急医療など、有事に焦点を置いた、県の危機医療の体制強化を図る。（令和 2 年度創設）

カ 薬局等に対する継続再開支援事業（予算額 4,113 千円）

新型コロナウイルス感染等で業務を行えない薬剤師が勤務する医療機関・薬局への代替薬剤師の派遣や、業務の継続・再開に対して支援する。（令和 2 年度創設）

キ 在宅障害者医療等提供体制確保事業（予算額 9,025 千円）

在宅の重症心身障害児（者）や、介護者等が感染した場合に、継続した医療的ケアや障害福祉サービスの提供を行うための体制を整備する。（令和 2 年度創設）

(3) その他（安心・安全な県民生活）

ア 妊産婦総合支援事業（予算額 60,600 千円）

希望者に対し分娩前に PCR 検査等を実施するとともに、強い不安を抱える産前や出産直後の母子が心身のケアや家事・育児のサポートを受けやすい環境を整備する。（令和 2 年度創設）

イ 子育て環境改善事業（相談・交流支援）（予算額 15,309 千円）

子育て家庭が安心して気軽に相談・交流できるよう、市町や地域子育て支援拠点においてオンライン相談・交流の支援体制を確保する。（令和 2 年度創設）

ウ 市町子育て支援事業（特殊措置分）（予算額 100,422 千円）

地域子ども・子育て支援事業を行う事業所において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために係る経費等を補助する。（令和 2 年度創設）

エ 子供の緊急一時預かり支援事業（予算額 3,936 千円）

親が感染してしまい、子供の行き場がなくなってしまうことを防ぐため、一時保護所等で子供を預かり保護できる環境を整備する。（令和2年度創設）

オ 地域医療介護総合確保基金積立事業（新型コロナ対応）（予算額 110,701 千円）

地域医療介護総合確保基金を活用する新型コロナウイルス感染症対策について、所要額を積み立てる。（令和2年度創設）

カ 介護サービス継続事業（予算額 86,160 千円）

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービス事業所・施設等におけるかかり増し経費等に対する支援を行うとともに、緊急時の応援派遣に係る体制を構築する。（令和2年度創設）

キ 障害福祉サービス提供体制確保事業（予算額 11,549 千円）

新型コロナウイルス感染症の影響により、障害福祉サービス等事業所におけるかかり増し経費等に対する支援を行うとともに、緊急時の応援派遣に係る体制を構築する。（令和2年度創設）

12 精神保健福祉対策

〔現況及び施策の方向〕

平成31年3月に策定した「第4次広島県障害者プラン」に基づき、「相談体制の充実」、「精神疾患の早期発見、治療体制の充実」、「社会復帰対策等の充実」を柱に、保健、医療、福祉施策の総合的な取組を行っている。

あわせて、依然深刻な自殺問題に対し、平成31年3月に見直した「いのち支える広島プラン（広島県第2次自殺対策推進計画）見直し版」に基づき、地域自殺対策強化交付金を活用した総合的な自殺対策を展開するほか、外傷性脳損傷、脳血管障害等の後遺症により認知障害等を呈する高次脳機能障害者に対する医療・福祉対策を推進している。

第1表 精神疾患を有する者の県内推計値

(単位 人)

血管性及び 詳細不明の 認知症	精神作用物 質使用によ る精神及び 行動の障害	統合失調 症、統合失 調症型障 害及び妄 想性障害	気分〔感情〕 障害(躁うつ 病を含む。)	神経症性障 害、ストレス 関連障害及 び身体表現 性障害	その他の 精神及び 行動の障 害	アルツハイ マー病	てんかん	合 計
5,000	1,000	12,000	29,000	12,000	6,000	16,000	5,000	86,000

(注) 平成29年の厚生労働省患者調査による。

第2表 精神科病床を有する病院及び精神科を標榜する病院・診療所の状況

(単位 床, 人, %)

区 分	精神科病床を有する病院				その他の病院 ・ 診療所数
	病院数	病床数(床)	入院患者数(人)	病床利用率(%)	
令和3年度	28	5,853	4,976	85.0	80
令和2年度	28	5,877	5,125	87.2	87
令和元年度	28	5,982	5,158	86.2	89

(注) 1 広島市を除く。

(注) 2 各年度とも6月30日現在の数である。

(注) 3 その他の病院・診療所とは、精神科を標榜する病院・診療所のうち精神科病床を有さない機関。

第3表の1 精神科病院入院患者の状況(疾患別)

(単位 人)

区 分	症状性を含 む器質性精 神障害	精神作用物 質による精 神及び行動 の障害	統合失調症、 統合失調症 型障害及び 妄想性障害	気分(感情) 障害	神経症性障 害、ストレス 関連障害及 び身体表現 性障害	てんかん	その他の 精神及び 行動の障 害	合 計
令和3年度	1,530	414	2,208	400	54	41	329	4,976
令和2年度	1,594	443	2,287	429	67	42	263	5,125
令和元年度	1,571	438	2,383	420	62	39	245	5,158

(注) 1 広島市内の精神科病院に入院中の者を除く。

(注) 2 6月30日現在の数である。

第3表の2 精神科病院入院患者の状況(入院形態別)

(単位 人)

区 分	措置入院	医療保護入院	任意入院	そ の 他	合 計
令和3年度	42	2,284	2,611	39	4,976
令和2年度	46	2,668	2,377	34	5,125
令和元年度	36	2,333	2,760	29	5,158

(注) 1 広島市内の精神科病院に入院中の者を除く。

(注) 2 各年度とも6月30日現在の数である。

〔事業の内容〕

1 医療対策

精神障害者の人権に配慮した適正な医療を確保する。

(1) 医療費公費負担事業（予算額 182,025 千円）

精神保健福祉法第 27 条による診察の実施及び措置入院者の医療費の公費負担等を行う。

（昭和 25 年度創設）

第 4 表 措置診察及び措置入院実施状況

（単位 件、人）

区 分	診 察 件 数	入院者数
令和 3 年度	142	123
令和 2 年度	145	127
令和元年度	116	95

（注）1 広島市を除く。（広島市内の精神科病院に入院中の者を含む。）

（注）2 入院者数は各年度中に新規入院となった数である。

(2) 入院者処遇向上対策事業（予算額 13,344 千円）

精神医療審査会において、精神科病院入院者病状報告等を審査するほか、退院及び処遇改善請求の可否を審査することにより、入院患者の処遇向上を図る。（昭和 63 年度創設）

第 5 表 精神医療審査会審査実績

（単位 件）

区 分	医 療 保 護 入 院		措置入院 定期報告	退院請求	処遇改善 請求
	入 院 届	定期報告			
令和 3 年度	2,341	1,659	74	25	7
令和 2 年度	2,412	1,739	67	26	0
令和元年度	2,325	1,564	56	17	2

（注）広島市を除く。

(3) 精神科救急医療システム運営事業（予算額 36,446 千円）

緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するため、365 日 24 時間体制で精神科救急医療システムの運営を行い、精神障害者が安心して地域で生活できる基盤を整備する。（平成 8 年度創設）

第 6 表 精神科救急医療システム運営状況

◇ 精神科救急情報センター

（単位 人）

区 分	相 談	医療機関等紹介	医 療 相 談	救急連絡	合 計
令和 3 年度	1,123	62	0	74	1,259
令和 2 年度	680	418	8	74	1,180
令和元年度	1,127	160	0	12	1,299

（注）広島市を含む。

◇ 精神科救急医療施設

（単位 件、人）

区 分	相談のみ	診 療	診療のうち入院	合 計	うち搬送件数
令和 3 年度	2,833	743	304	3,576	304
令和 2 年度	2,101	753	287	2,854	287
令和元年度	1,634	1,116	324	2,750	324

（注）広島市を含む。

◇ 精神科救急医療センター

区 分	入院件数（人）
令和 3 年度	168
令和 2 年度	166
令和元年度	152

（注）広島市を含む。

2 保健対策

精神障害者の早期治療を促進するとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図る。

(1) 精神保健福祉相談指導事業（予算額 2,437 千円）

保健所において、専門医や精神保健福祉相談員による一般精神保健や認知症、うつ病等に関する相談・指導のほか、ひきこもりに対する相談・家庭訪問指導等を実施する。

第7表 保健所における精神保健福祉相談支援事業の実施状況

(単位 人)

区 分	来所相談	訪問指導	電話相談等
令和2年度	198	68	3,319
令和元年度	273	75	2,460
平成30年度	320	74	3,112

(注) 1 相談、訪問指導は実人員である。

(注) 2 電話相談等は、電話及び電子メールによる相談で延人員である。

(2) こころの電話相談事業（予算額 2,500 千円）

一般社団法人広島県精神保健福祉協会に委託して、こころの電話相談事業を実施し、広く県民の心の悩みに対応する。(昭和58年度創設)

- ・電話番号 (082)892-9090
- ・相談時間 月・水・金曜日(ただし、休日、祝日、12月29日～1月3日を除く。) 9:00～16:30(ただし、12:00～13:00を除く。)
- ・医療相談 第2・4金曜日

第8表 電話相談事業の実施状況

(単位 件)

区 分	こころの電話相談			
	本 人	家 族	そ の 他	合 計
令和3年度	1,233	79	6	1,318
令和2年度	1,432	40	4	1,476
令和元年度	1,236	63	2	1,301

(3) ひきこもり地域支援センターの設置（予算額 10,428 千円）

ひきこもりに特化した相談窓口を開設。本人や家族の支援を行うとともに、関係機関との連携や情報共有を図り、広域的・専門的なひきこもり支援体制を構築する。(平成24年度創設)

第9表 広島ひきこもり相談支援センター相談事業の実施状況

(単位 件)

区 分	電話相談	メール相談	来所相談	その他(訪問等)	合 計
令和3年度	2,344	715	2,344	1,079	6,482
令和2年度	1,731	690	1,956	775	5,152
令和元年度	1,678	1,018	2,125	370	5,191

(4) いのち支える広島プラン推進事業（予算額 81,233 千円）

平成31年3月に見直した「いのち支える広島プラン(広島県第2次自殺対策推進計画)見直し版」に基づき、地域自殺対策強化交付金を活用して、人材育成、相談支援事業や市町の自殺対策への支援などを実施するほか、自殺リスクの高い自殺未遂者への支援を行う。また、自殺対策推進センターによる情報発信及び関係機関連携の強化等により自殺対策の一層の推進を図る。(平成19年度創設)

第 10 表 自殺者数及び自殺死亡率

区 分	自殺者数（人）	自殺死亡率
令和 2 年度	401	14.6
令和元年度	410	14.8
平成 30 年度	428	15.4

(注) 1 自殺死亡率は人口 10 万対

【出典】厚生労働省人口動態統計

(5) 高次脳機能障害支援体制整備事業（予算額 9,005 千円）

県立障害者リハビリテーションセンターに、中核的支援機関として高次脳機能センターを設置するとともに、二次医療圏ごとに指定する地域支援センター等と連携することにより、高次脳機能障害に対する医療からリハビリテーション・社会復帰までの一貫した支援を行う体制を整備する。

（平成 18 年度創設）

(6) 認知症医療・介護連携強化事業（予算額 40,847 千円）

早期に専門的な医療が提供できるよう、専門医療相談等を行う「認知症疾患医療センター」を設置・運営する。

また、この取組を通じて医療機関が介護関係機関等と連携することにより、認知症の医療と介護の切れ目のない提供体制を構築する。（平成 22 年度創設）

(7) アルコール健康障害対策推進事業（予算額 1,943 千円）

平成 29 年 3 月に策定した「広島県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、人材育成や相談拠点機関の充実（アルコール健康障害に関する相談件数 令和 5 年度目標 2,400 件）、民間団体等の関係機関と連携した支援体制を整備することで、アルコール健康障害及び密接に関連する重大な社会問題の発生の低減を図る。（平成 29 年度創設）

(8) 精神障害者地域生活支援事業（予算額 35,570 千円）

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

- ・保健・医療・福祉関係者による協議会開催
- ・精神障害者の家族支援に係る事業
- ・措置障害者の地域生活支援に係る事業
- ・精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- ・精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- ・ピアサポートの活用に係る事業
- ・包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

3 地域福祉対策

精神障害者は日常生活への援助が必要な福祉の対象者であることから、地域生活に必要な諸施策を推進する。

(1) 地域精神保健福祉対策事業（予算額 12,814 千円）

税制上の優遇措置、県立施設使用料の減免、一部公共交通機関の運賃割引等が受けられる精神障害者保健福祉手帳の交付（平成 7 年度創設）、地域における障害者の活動を支える家族会への助成、精神障害に対する県民の理解を深めるための普及啓発を行う。（平成 15 年度創設）

第 11 表 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
令和 3 年度	929	11,933	6,568	19,430
令和 2 年度	933	11,382	5,963	18,278
令和元年度	1,005	11,249	5,689	17,943

(注) 広島市を除く。

第 12 表 精神障害者保健福祉手帳新規交付数

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
令和 3 年度	76	853	948	1,877
令和 2 年度	43	807	824	1,674
令和元年度	81	890	958	1,929

(注) 広島市を除く。

4 技術支援活動

総合精神保健福祉センターでは、保健所や市町など地域における関係機関と連携しながら、精神保健の向上及び精神障害者福祉の増進を図っている。

(1) 地域支援活動 (予算額 34,941 千円)

精神保健福祉施策の動向を踏まえ、精神保健福祉相談事業のほか、思春期精神保健事業、地域依存症対策事業、自殺対策事業などを実施している。

また、県内の保健所や市町など関係機関を対象とした人材育成や事業の企画運営などの技術指導、調査研究、普及啓発を推進している。

(2) リハビリテーション事業 (予算額 26,080 千円)

対象を特化した 2 コースの精神科デイケア (青年期、リカバリー) と併せて、通所者家族への心理教育として家族教室を行っている。

また、令和 2 年度より少人数グループでの活動や学習を行うデイケア導入プログラム (プティパ) を実施している。

ア 青年期コース (定員 35 人、週 4 日：月・火・木・金曜日、火曜日は短期セミナー実施期間のみ)

精神疾患、ひきこもり及び発達障害等により青年期の発達課題達成に困難があり、精神科通院治療を受けている概ね 15 歳から 30 歳までの人を対象に、対人関係や社会生活のスキルを伸ばし、社会参加できることを目標にしたリハビリテーションを行う。

イ リカバリーコース (定員 15 人、週 4 日：月・火・木・金曜日、火曜日は短期セミナー実施期間のみ)

うつ状態や社会不安症等 (統合失調症は除く) で精神科通院治療を受けている概ね 25 歳から 55 歳までの人を対象に、対人関係や社会生活のスキルを伸ばし、復職準備、再就職や自立的生活を目標にしたリハビリテーションを行う。

ウ デイケア導入プログラム (プティパ)

対人関係上の不安や難しさ (社会不安障害やコミュニケーション困難) を感じており、主治医と当センター医師が集団活動を有効と判断した人を対象に、小人数で同じ時間を過ごしつつ、ゆっくりと自己表現など様々な活動の体験を重ね自己肯定感を育み、デイケア青年期コースやリカバリーコースへのスムーズな移行を目指す。(現在、随時開催)

第 13 表 総合精神保健福祉センター相談指導状況

(単位 回, 人)

区 分		令 和 元 年 度			令 和 2 年 度			令 和 3 年 度		
事 業 名		開設回数	実人数	延人数	開設回数	実人数	延人数	開設回数	実人数	延人数
個別	総 数	480	-	5,394	484	-	4,591	484	-	4,494
	面接相談	240	391	3,747	242	322	2,427	242	307	2,008
	電話相談	240	-	1,647	242	-	2,164	242	-	2,486
集団	総 数	186	205	949	121	137	514	106	212	415
	思春期精神保健事業	14	29	136	13	25	113	6	25	66
	地域依存症対策事業	139	99	547	92	77	308	86	68	222
	自殺対策事業	6	15	39	5	9	21	5	9	17
	デイケア事業	27	62	227	11	26	72	9	110	110

第 14 表 総合精神保健福祉センター活動状況

(単位 回, 人)

区 分		令 和 元 年 度		令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
		実施回数	参延人数	実施回数	参加延人数	参加延人数	参加延人数
センター 部 門	技術指導・技術援助	112	1,765	99	1,500	205	2,367
	教 育 研 修	28	1,034	22	544	29	1,089
	広 報 普 及	1	4	0	0	0	0
	調 査 研 究	4	121	1	11	5	91
	相 談 指 導	666	6,343	25	108	57	101
	組 織 育 成	4	72	9	47	3	16
	各 種 委 員 会 等	54	1,328	21	341	25	487
リハビリ 部 門	デ イ ケ ア	136	1,979	110	1,227	84	771
	家 族 教 室	15	77	8	27	3	14
	0 B 会	12	150	3	45	4	59
	デイケア導入プログラム	-	-	28	32	3	3

1 3 難病対策

〔現況及び施策の方向〕

原因が不明で、治療方法が確立されていない、いわゆる難病は、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となっている。

また、単に経済的な問題のみならず、介護など家族の負担も重く、患者及び家族は精神的にも不安が大きい。

このため、難病患者・家族の負担の軽減を図るため医療費の公費負担を行うとともに、疾病等に関する知識の普及啓発及び相談機能の充実を図りながら、患者・家族の不安解消を図り、在宅ケアを推進する。

〔事業の内容〕

1 医療費の給付（予算額 2,669,534 千円）

(1) 小児慢性特定疾病医療支援事業（予算額 313,602 千円）

治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となり、病気を放置することが児童の健全な育成を阻害することとなる疾病（小児慢性特定疾病）に罹患した者に対し、医療費を公費負担することにより患者・家族の負担軽減を図る。（昭和 49 年度創設）

なお、平成 27 年 1 月から、対象疾病が 11 疾患群・514 疾病から 14 疾患群・704 疾病に、平成 30 年 4 月から 16 疾患群・756 疾病に、令和元年 7 月からは 16 疾患群・762 疾病に、令和 3 年 11 月からは 16 疾患群・791 疾病に拡充された。

第 1 表 小児慢性特定疾病医療支援事業承認数

（単位 件）

対象疾患群	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
悪性新生物	123 (317)	142 (333)	129 (316)
慢性腎疾患	57 (133)	59 (139)	52 (120)
慢性呼吸器疾患	24 (86)	27 (88)	27 (77)
慢性心疾患	257 (517)	294 (562)	220 (466)
内分泌疾患	241 (745)	287 (841)	262 (759)
膠原病	35 (67)	35 (74)	26 (90)
糖尿病	60 (119)	67 (131)	60 (133)
先天性代謝異常	25 (56)	27 (58)	26 (54)
血液疾患	29 (56)	31 (63)	31 (57)
免疫疾患	12 (24)	13 (26)	10 (22)
神経・筋疾患	99 (209)	110 (229)	100 (231)
慢性消化器疾患	54 (137)	59 (152)	59 (147)
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	13 (49)	19 (56)	23 (53)
皮膚疾患	5 (18)	7 (19)	6 (21)
骨系統疾患	20 (22)	23 (28)	22 (30)
脈管系疾患	1 (8)	1 (9)	2 (9)
計	1,055 (2,563)	1,201 (2,808)	1,055 (2,585)

（注）表中の（ ）内は、広島市、福山市及び呉市承認分で外数である。

(2) 特定医療費（指定難病）支給認定事業（予算額 2,320,166 千円）

原因が不明で、治療方法が確立されていない、いわゆる難病のうち、医療費も高額である特定疾患に罹患した者に対し、特定疾患治療研究事業として指定された 56 疾病について、医療費の公費負担を行い負担の軽減を図る。（昭和 47 年度創設）

なお、平成 27 年 1 月から、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行となり、対象となる疾病は、56 疾病から 110 疾病に拡充され、さらに、平成 27 年 7 月から 306 疾病、平成 30 年 4 月から 331 疾病、令和元年 7 月から 333 疾病、令和 3 年 11 月から 338 疾病が対象となった。

第2表 特定医療費（指定難病）等支給認定承認数

(単位 件)

告示コード	対 象 疾 病	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(001)	球脊髄性筋萎縮症	18 (10)	18 (12)	16 (13)
(002)	筋萎縮性側索硬化症	169 (98)	166 (98)	160 (86)
(003)	脊髄性筋萎縮症	17 (8)	16 (11)	17 (12)
(004)	原発性側索硬化症	0 (0)	0 (0)	0 (2)
(005)	進行性核上性麻痺	157 (75)	168 (70)	165 (65)
(006)	パーキンソン病	1,999 (1,234)	2,057 (1,297)	2,060 (1,311)
(007)	大脳皮質基底核変性症	65 (27)	70 (33)	64 (35)
(008)	ハンチントン病	16 (4)	13 (5)	11 (9)
(009)	神経有棘赤血球症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(010)	シャルコー・マリー・トゥース病	8 (4)	10 (7)	7 (5)
(011)	重症筋無力症	297 (217)	312 (224)	315 (236)
(012)	先天性筋無力症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(013)	多発性硬化症／視神経脊髄炎	242 (183)	246 (192)	256 (209)
(014)	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	47 (27)	54 (35)	53 (39)
(015)	封入体筋炎	5 (6)	7 (9)	6 (10)
(016)	クロウ・深瀬症候群	1 (1)	2 (1)	2 (2)
(017)	多系統萎縮症	132 (92)	132 (87)	144 (79)
(018)	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	356 (218)	359 (213)	357 (214)
(019)	ライソゾーム病	17 (15)	18 (14)	18 (13)
(020)	副腎白質ジストロフィー	5 (1)	6 (1)	6 (1)
(021)	ミトコンドリア病	22 (12)	24 (12)	24 (13)
(022)	もやもや病	215 (174)	233 (185)	226 (191)
(023)	プリオン病	5 (3)	5 (1)	7 (0)
(024)	亜急性硬化性全脳炎	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(025)	進行性多巣性白質脳症	0 (2)	0 (2)	1 (4)
(026)	HTLV-1 関連脊髄症	5 (4)	5 (4)	4 (5)
(027)	特発性基底核石灰化症	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(028)	全身性アミロイドーシス	44 (44)	55 (53)	65 (53)
(029)	ウルリッヒ病	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(030)	遠位型ミオパチー	2 (5)	2 (6)	1 (5)
(031)	ベスレムミオパチー	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(032)	自己食食空胞性ミオパチー	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(033)	シュワルツ・ヤンペル症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(034)	神経線維腫症	50 (48)	57 (49)	56 (45)
(035)	天疱瘡	35 (44)	42 (50)	36 (42)
(036)	表皮水疱症	3 (1)	3 (2)	3 (2)
(037)	膿疱性乾癬（汎発型）	33 (16)	39 (15)	36 (16)
(038)	スティーヴンス・ジョンソン症候群	2 (0)	2 (0)	3 (0)
(039)	中毒性表皮壊死症	0 (0)	0 (1)	0 (0)
(040)	高安動脈炎	43 (29)	44 (31)	43 (33)
(041)	巨細胞性動脈炎	16 (13)	21 (12)	26 (15)
(042)	結節性多発動脈炎	21 (24)	23 (24)	21 (25)
(043)	顕微鏡的多発血管炎	134 (52)	148 (58)	146 (57)
(044)	多発血管炎性肉芽腫症	35 (16)	35 (22)	43 (24)
(045)	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	46 (49)	54 (54)	61 (68)
(046)	悪性関節リウマチ	66 (44)	65 (45)	61 (43)
(047)	バージャー病	41 (32)	44 (31)	35 (29)
(048)	原発性抗リン脂質抗体症候群	4 (11)	5 (12)	7 (15)
(049)	全身性エリテマトーデス	754 (569)	783 (590)	794 (592)
(050)	皮膚筋炎／多発性筋炎	309 (166)	339 (176)	332 (175)
(051)	全身性強皮症	363 (243)	374 (250)	363 (243)
(052)	混合性結合組織病	132 (74)	133 (80)	123 (84)
(053)	シェーグレン症候群	109 (80)	120 (93)	132 (110)
(054)	成人スチル病	47 (30)	51 (39)	51 (35)
(055)	再発性多発軟骨炎	14 (5)	15 (5)	13 (6)
(056)	ベーチェット病	174 (130)	185 (140)	175 (135)
(057)	特発性拡張型心筋症	216 (139)	227 (142)	219 (133)

告示コード	対 象 疾 病	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(058)	肥大型心筋症	47 (19)	50 (21)	51 (22)
(059)	拘束型心筋症	2 (2)	3 (0)	3 (0)
(060)	再生不良性貧血	108 (70)	114 (68)	101 (62)
(061)	自己免疫性溶血性貧血	9 (7)	13 (9)	10 (5)
(062)	発作性夜間ヘモグロビン尿症	5 (4)	5 (4)	7 (3)
(063)	特発性血小板減少性紫斑病	204 (123)	233 (140)	206 (137)
(064)	血栓性血小板減少性紫斑病	6 (5)	6 (6)	5 (6)
(065)	原発性免疫不全症候群	27 (22)	29 (23)	28 (21)
(066)	IgA 腎症	176 (168)	221 (212)	231 (223)
(067)	多発性嚢胞腎	135 (86)	149 (99)	150 (103)
(068)	黄色靱帯骨化症	96 (44)	120 (62)	102 (65)
(069)	後縦靱帯骨化症	496 (183)	583 (226)	509 (193)
(070)	広範脊柱管狭窄症	105 (90)	142 (121)	129 (96)
(071)	特発性大腿骨頭壊死症	399 (322)	443 (355)	419 (365)
(072)	下垂体性 ADH 分泌異常症	34 (27)	38 (28)	40 (26)
(073)	下垂体性 TSH 分泌亢進症	2 (3)	2 (3)	2 (2)
(074)	下垂体性 PRL 分泌亢進症	32 (22)	37 (30)	28 (29)
(075)	クッシング病	9 (5)	11 (8)	10 (11)
(076)	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0 (0)	0 (0)	0 (1)
(077)	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	37 (21)	45 (23)	40 (18)
(078)	下垂体前葉機能低下症	216 (177)	232 (187)	226 (199)
(079)	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	4 (4)	4 (4)	4 (3)
(080)	甲状腺ホルモン不応症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(081)	先天性副腎皮質酵素欠損症	17 (10)	19 (8)	21 (9)
(082)	先天性副腎低形成症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(083)	アジソン病	9 (1)	9 (1)	5 (3)
(084)	サルコイドーシス	123 (80)	145 (92)	139 (92)
(085)	特発性間質性肺炎	217 (112)	242 (110)	240 (144)
(086)	肺動脈性肺高血圧症	61 (47)	65 (49)	64 (48)
(087)	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	0 (0)	1 (0)	0 (0)
(088)	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	75 (43)	80 (44)	77 (43)
(089)	リンパ脈管筋腫症	9 (10)	9 (11)	9 (10)
(090)	網膜色素変性症	299 (182)	307 (195)	279 (201)
(091)	バッド・キアリ症候群	7 (2)	7 (2)	6 (2)
(092)	特発性門脈圧亢進症	3 (4)	3 (6)	4 (5)
(093)	原発性胆汁性胆管炎	272 (279)	279 (294)	276 (305)
(094)	原発性硬化性胆管炎	9 (10)	10 (12)	11 (13)
(095)	自己免疫性肝炎	95 (87)	117 (105)	111 (109)
(096)	クローン病	578 (456)	613 (480)	635 (498)
(097)	潰瘍性大腸炎	1,605 (1,181)	1,749 (1,316)	1,747 (1,295)
(098)	好酸球性消化管疾患	14 (11)	15 (15)	19 (19)
(099)	慢性特発性偽性腸閉塞症	3 (2)	4 (2)	3 (2)
(100)	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(101)	腸管神経節細胞僅少症	0 (0)	0 (0)	1 (0)
(102)	ルビンシュタイン・テイビ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(103)	CFC 症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(104)	コステロ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(105)	チャージ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(106)	クリオピリン関連周期熱症候群	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(107)	若性特発性関節炎年	10 (6)	10 (9)	16 (9)
(108)	TNF 受容体関連周期性症候群	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(109)	非典型溶血性尿毒症症候群	2 (1)	2 (1)	2 (0)
(110)	ブラウ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(111)	先天性ミオパチー	5 (5)	6 (5)	5 (5)
(112)	マリネスコ・シェーグレン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(113)	筋ジストロフィー	42 (48)	46 (61)	51 (68)
(114)	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(115)	遺伝性周期性四肢麻痺	0 (2)	0 (2)	0 (2)
(116)	アトピー性脊髄炎	3 (0)	3 (0)	3 (0)

告示コード	対 象 疾 病	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(117)	脊髄空洞症	6 (3)	8 (4)	7 (5)
(118)	脊髄髄膜瘤	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(119)	アイザックス症候群	3 (1)	4 (1)	3 (2)
(120)	遺伝性ジストニア	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(121)	神経フェリチン症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(122)	脳表ヘモジデリン沈着症	3 (2)	4 (2)	5 (2)
(123)	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0 (1)	0 (1)	0 (0)
(124)	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	4 (1)	5 (2)	7 (2)
(125)	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	3 (0)	4 (0)	3 (0)
(126)	ペリー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (1)
(127)	前頭側頭葉変性症	10 (10)	11 (12)	14 (17)
(128)	ビッカースタッフ脳幹脳炎	0 (1)	0 (1)	0 (0)
(129)	痙攣重積型（二相性）急性脳症	1 (0)	1 (0)	3 (0)
(130)	先天性無痛無汗症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(131)	アレキサンダー病	0 (0)	0 (1)	0 (1)
(132)	先天性核上性球麻痺	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(133)	メビウス症候群	1 (1)	1 (1)	1 (1)
(134)	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	0 (0)	1 (0)	0 (0)
(135)	アイカルディ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(136)	片側巨脳症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(137)	限局性皮質異形成	1 (0)	2 (0)	1 (0)
(138)	神経細胞移動異常症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(139)	先天性大脳白質形成不全症	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(140)	ドラベ症候群	1 (0)	1 (0)	0 (1)
(141)	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(142)	ミオクロニー欠神てんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(143)	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(144)	レノックス・ガストー症候群	6 (6)	5 (9)	5 (10)
(145)	ウエスト症候群	1 (4)	1 (4)	2 (3)
(146)	大田原症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(147)	早期ミオクロニー脳症	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(148)	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(149)	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(150)	環状 20 番染色体症候群	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(151)	ラスムッセン脳炎	0 (0)	0 (0)	0 (1)
(152)	PCDH19 関連症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(153)	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0 (1)	0 (1)	0 (0)
(154)	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(155)	ランドウ・クレフナー症候群	0 (0)	1 (0)	1 (0)
(156)	レット症候群	0 (2)	0 (2)	0 (2)
(157)	スタージ・ウェーバー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (1)
(158)	結節性硬化症	15 (4)	18 (7)	17 (10)
(159)	色素性乾皮症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(160)	先天性魚鱗癬	1 (2)	1 (2)	1 (3)
(161)	家族性良性慢性天疱瘡	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(162)	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	13 (21)	23 (25)	27 (27)
(163)	特発性後天性全身性無汗症	5 (2)	9 (2)	6 (5)
(164)	眼皮膚白皮症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(165)	肥厚性皮膚骨膜炎	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(166)	弾性線維性仮性黄色腫	1 (3)	1 (3)	1 (3)
(167)	マルファン症候群	14 (13)	14 (14)	14 (16)
(168)	エーラス・ダンロス症候群	1 (2)	1 (1)	1 (1)
(169)	メンケス病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(170)	オキシピタル・ホーン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(171)	ウィルソン病	6 (3)	7 (6)	9 (7)
(172)	低ホスファターゼ症	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(173)	VATER 症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(174)	那須・ハコラ病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(175)	ウィーバー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)

告示コード	対 象 疾 病	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(176)	コフィン・ローリー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(177)	ジュベール症候群関連疾患	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(178)	モワット・ウィルソン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(179)	ウィリアムズ症候群	2 (0)	2 (0)	3 (1)
(180)	ATR-X 症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(181)	クルーゾン症候群	0 (0)	1 (1)	1 (1)
(182)	アペール症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(183)	ファイファー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(184)	アントレー・ビクスラー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(185)	コフィン・シリズ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(186)	ロスムンド・トムソン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(187)	歌舞伎症候群	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(188)	多脾症候群	0 (2)	0 (2)	2 (1)
(189)	無脾症候群	2 (0)	2 (0)	2 (1)
(190)	鰓耳腎症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(191)	ウェルナー症候群	3 (0)	3 (0)	3 (0)
(192)	コケイン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(193)	ブラダー・ウィリ症候群	1 (1)	1 (1)	1 (1)
(194)	ソトス症候群	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(195)	ヌーナン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(196)	ヤング・シンプソン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(197)	1 p36 欠失症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(198)	4 p 欠失症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(199)	5 p 欠失症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(200)	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(201)	アンジェルマン症候群	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(202)	スミス・マギニス症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(203)	22q11.2 欠失症候群	0 (0)	1 (1)	1 (1)
(204)	エマヌエル症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(205)	脆弱X 症候群関連疾患	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(206)	脆弱X 症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(207)	総動脈幹遺残症	0 (1)	0 (1)	1 (1)
(208)	修正大血管転位症	0 (1)	1 (1)	1 (3)
(209)	完全大血管転位症	0 (1)	0 (1)	1 (1)
(210)	単心室症	6 (2)	8 (3)	10 (10)
(211)	左心低形成症候群	0 (0)	0 (1)	0 (1)
(212)	三尖弁閉鎖症	1 (0)	1 (0)	2 (0)
(213)	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1 (0)	1 (0)	2 (0)
(214)	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0 (1)	0 (2)	1 (2)
(215)	ファロー四徴症	2 (2)	2 (4)	3 (5)
(216)	両大血管右室起始症	2 (2)	1 (3)	1 (3)
(217)	エプスタイン病	0 (1)	0 (1)	0 (2)
(218)	アルポート症候群	3 (2)	3 (3)	3 (3)
(219)	ギャロウェイ・モワト症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(220)	急速進行性糸球体腎炎	25 (15)	25 (17)	24 (16)
(221)	抗糸球体基底膜腎炎	4 (5)	5 (7)	5 (6)
(222)	一次性ネフローゼ症候群	161 (121)	177 (143)	179 (147)
(223)	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	3 (1)	3 (1)	3 (0)
(224)	紫斑病性腎炎	13 (5)	15 (11)	13 (13)
(225)	先天性腎性尿崩症	1 (0)	0 (0)	0 (0)
(226)	間質性膀胱炎（ハンナ型）	10 (10)	12 (11)	13 (13)
(227)	オスラー病	7 (6)	9 (6)	8 (6)
(228)	閉塞性細気管支炎	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(229)	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	0 (0)	1 (1)	2 (0)
(230)	肺胞低換気症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(231)	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(232)	カーニー複合	0 (1)	0 (1)	1 (1)
(233)	ウォルフラム症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(234)	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	0 (0)	0 (0)	0 (0)

告示コード	対 象 疾 病	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(235)	副甲状腺機能低下症	2 (1)	2 (1)	2 (2)
(236)	偽性副甲状腺機能低下症	4 (0)	4 (0)	5 (0)
(237)	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0 (0)	0 (0)	1 (0)
(238)	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	7 (5)	8 (5)	9 (4)
(239)	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(240)	フェニルケトン尿症	1 (2)	1 (2)	2 (2)
(241)	高チロシン血症1型	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(242)	高チロシン血症2型	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(243)	高チロシン血症3型	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(244)	メーブルシロップ尿症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(245)	プロピオン酸血症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(246)	メチルマロン酸血症	2 (0)	2 (0)	2 (0)
(247)	イソ吉草酸血症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(248)	グルコーストランスポーター1欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(249)	グルタル酸血症1型	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(250)	グルタル酸血症2型	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(251)	尿素サイクル異常症	2 (0)	4 (0)	3 (0)
(252)	リジン尿性蛋白不耐症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(253)	先天性葉酸吸収不全	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(254)	ポルフィリン症	0 (0)	0 (0)	0 (2)
(255)	複合カルボキシラーゼ欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(256)	筋型糖原病	0 (0)	0 (0)	1 (0)
(257)	肝型糖原病	0 (1)	0 (2)	0 (3)
(258)	ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(259)	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(260)	シトステロール血症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(261)	タンジール病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(262)	原発性高カイロミクロン血症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(263)	脳腱黄色腫症	1 (0)	1 (0)	4 (0)
(264)	無βリポタンパク血症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(265)	脂肪萎縮症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(266)	家族性地中海熱	1 (3)	3 (3)	1 (3)
(267)	高IgD症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(268)	中條・西村症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(269)	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(270)	慢性再発性多発性骨髄炎	0 (1)	0 (1)	1 (1)
(271)	強直性脊椎炎	37 (29)	48 (34)	45 (41)
(272)	進行性骨化性線維異形成症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(273)	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(274)	骨形成不全症	4 (1)	3 (2)	4 (1)
(275)	タナトフォリック骨異形成症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(276)	軟骨無形成症	1 (3)	1 (3)	1 (2)
(277)	リンパ管腫症／ゴーハム病	0 (0)	0 (0)	1 (0)
(278)	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	1 (1)	1 (1)	1 (0)
(279)	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	0 (1)	0 (1)	0 (0)
(280)	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	1 (1)	1 (1)	2 (2)
(281)	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	3 (2)	3 (1)	4 (1)
(282)	先天性赤血球形成異常性貧血	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(283)	後天性赤芽球癆	6 (4)	7 (5)	8 (5)
(284)	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(285)	ファンconi貧血	0 (0)	0 (0)	1 (0)
(286)	遺伝性鉄芽球性貧血	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(287)	エプスタイン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(288)	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	3 (4)	6 (4)	5 (6)
(289)	クローンカイト・カナダ症候群	2 (0)	2 (0)	1 (0)
(290)	非特異性多発性小腸潰瘍症	2 (1)	2 (1)	2 (1)
(291)	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(292)	総排泄腔外反症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(293)	総排泄腔遺残	0 (0)	0 (0)	0 (1)

告示コード	対 象 疾 病	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(294)	先天性横隔膜ヘルニア	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(295)	乳幼児肝巨大血管腫	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(296)	胆道閉鎖症	9 (4)	9 (6)	11 (9)
(297)	アラジール症候群	0 (0)	0 (0)	1 (0)
(298)	遺伝性膵炎	1 (0)	2 (0)	2 (0)
(299)	嚢胞性線維症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(300)	IgG4 関連疾患	27 (20)	34 (25)	45 (32)
(301)	黄斑ジストロフィー	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(302)	レーベル遺伝性視神経症	2 (0)	2 (0)	2 (0)
(303)	アッシャー症候群	0 (0)	0 (1)	0 (1)
(304)	若年発症型両側性感音難聴	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(305)	遅発性内リンパ水腫	0 (0)	1 (0)	0 (0)
(306)	好酸球性副鼻腔炎	162 (111)	223 (161)	295 (210)
(307)	カナバン病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(308)	進行性白質脳症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(309)	進行性ミオクロームスてんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(310)	先天異常症候群	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(311)	先天性三尖弁狭窄症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(312)	先天性僧帽弁狭窄症	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(313)	先天性肺静脈狭窄症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(314)	左肺動脈右肺動脈起始症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(315)	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/L MX 1 B 関連腎症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(316)	カルニチン回路異常症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(317)	三頭酵素欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(318)	シトリン欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(319)	セピアプテリン還元酵素 (S R) 欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(320)	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (G P 1) 欠乏症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(321)	非ケトーシス型高グリシン血症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(322)	β -ケトチオラーゼ欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(323)	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(324)	メチルグルタコン酸尿症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(325)	遺伝性自己炎症疾患	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(326)	大理石骨病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(327)	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	1 (2)	3 (3)	3 (5)
(328)	前眼部形成異常	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(329)	無虹彩症	1 (0)	1 (0)	0 (0)
(330)	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(331)	特発性多中心性キャッスルマン病	10 (7)	11 (8)	14 (9)
(332)	膠様滴状角膜炎ジストロフィー	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(333)	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(334)	脳クレアチン欠乏症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(335)	ネフロン癆	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(336)	家族性低 β リポタンパク血症 1 (ホモ接合体)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(337)	ホモシスチン尿症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(338)	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	指定難病計	12,742 (8,742)	13,798 (9,550)	13,690 (9,727)
—	スモン	43	42	32
—	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0
—	重症急性膵炎	1	1	1
	特定疾患計	44	43	33
	合計	12,786 (8,742)	13,841 (9,550)	13,723 (9,727)

(注) 表中の () 内は、広島市承認分で外数である。

- (3) スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業（予算額 2,760 千円）
スモン患者に対し、はり、きゅう及びマッサージの施術費用を公費負担し、患者の負担軽減を図る。
（昭和 53 年度創設）

第 3 表 はり、きゅう及びマッサージ治療研究事業対象者数

（単位 人）

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数	17	19	11

（注）広島市、福山市を含む。

- (4) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業（予算額 33,006 千円）
先天性血液凝固因子障害等の患者に対し、医療費の公費負担を行い患者の負担軽減を図る。
（平成元年度創設）

第 4 表 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業対象者数

（単位 人）

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数	129	116	106

（注）広島市、福山市を含む。

2 普及啓発（予算額 510 千円）

- (1) 広島難病団体連絡協議会の育成指導（予算額 110 千円）
県内の難病患者団体が相互支援を目的として設立した団体であり、活動が円滑に行われるよう支援する。（平成 4 年度創設）
- (2) 難病講演相談会（予算額 400 千円）
一般県民を対象に講演会を開催し、疾患の正しい理解の促進を図る。（平成 4 年度創設、広島難病団体連絡協議会へ事業委託）

3 相談機能の充実（予算額 17,512 千円）

- (1) 難病相談・支援センターの運営（予算額 8,946 千円）
難病患者及びその家族の抱える保健、医療、福祉等に係る各種の心配ごと、悩みごとに対する相談に応じ、患者及び家族の不安の解消を図る。（平成 16 年度創設）
また、難病医療関係者の研修を実施することにより、難病患者の在宅医療を推進するための難病医療のネットワークを構築する。
- ・ 委 託 先 広島大学病院
 - ・ 事 業 内 容 相談事業（医療、福祉、生活） 重症難病患者入院施設確保事業
難病に関する情報管理事業 医療従事者対象の研修等
 - ・ 相談電話番号 (082) 252-3777
 - ・ 相談日時等

区 分	相談日	相談時間	相談員
一般相談	月曜日～金曜日	10 時～16 時	看護師（社会福祉士）

第 5 表 難病相談・支援センターの相談状況

（単位 件）

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数	964	908	729

- (2) 難病ピアサポート事業（予算額 970 千円）
難病患者及び家族の抱える悩みに対して、患者や家族の立場で相談に対応し、患者本人や家族の不安の解消を図る。（平成 27 年度移行）

- ・委託先 広島難病団体連絡協議会
- ・相談電話番号 (082)236-3186
- ・相談日時等

区 分	相談日・相談時間	相談員
患者（家族）による相談	定例日（13時～15時）	難病患者家族会

第6表 広島難病団体連絡協議会の相談状況

(単位 件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
患者（家族）による相談	185	113	187

(3) 小児難病相談事業（予算額 7,440 千円）

小児難病患者及びその家族の総合的な支援を図るため、広島大学病院内に小児難病相談室を設置し、地域で生活する患者等の日常生活における相談支援等を行う。（平成17年度創設）

第7表 小児難病相談室の相談状況

(単位 人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	655	584	555

(4) 難病相談会の開催（予算額 156 千円）

県内各地域における難病患者家族を支援するため、保健所において難病相談会を開催する。
（昭和63年度創設）

第8表 難病相談会の実施状況

(単位 回, 人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数	13	4	5
相談者数	193	75	131

4 在宅ケアの推進（予算額 6,244 千円）

(1) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業（予算額 299 千円）

在宅人工呼吸器使用特定疾患患者に対し、診療報酬で定められている回数を超える訪問看護を実施することにより、当該患者の在宅療養の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行う。
（平成10年度創設）

(2) 難病患者地域支援事業（予算額 367 千円）

在宅の重症難病患者に対し、各種サービスの効果的な提供を行うための計画策定を行い、訪問指導及び訪問看護により安定した療養生活の確保を図る。

- ・難病対策推進協議会運営事業（198 千円）
- ・在宅療養支援計画策定・評価事業（86 千円）
- ・訪問診療・指導事業（83 千円）

(3) 神経難病患者在宅医療支援事業（予算額 42 千円）

神経難病患者の診断の支援及び在宅医療支援チームの派遣体制を整備し、当該患者の療養上の不安を解消し、安定した療養生活の確保を図る。

(4) 在宅難病患者一時入院事業（予算額 5,029 千円）

在宅の重症難病患者が、家族等介護者の病気治療や冠婚葬祭、休息（レスパイト）等の理由により一時的に在宅での介護等を受けることが困難になった場合に一時的に入院することが可能な病床を確保する。（平成30年度創設）

第9表 在宅難病患者一時入院事業の実施状況

(単位 人, 日)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	9	10	7
利用日数	93	106	86

(5) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業（予算額 507 千円）

小児慢性特定疾患児に対し，日常生活用具を給付することにより，日常生活の便宜を図る。

（平成 17 年度創設）

1 4 栄養改善対策

〔現況及び施策の方向〕

エネルギーの過剰摂取や栄養バランスの偏りなどによる、生活習慣病の増加や、高齢期においても生活習慣病予防のための食生活を必要以上に継続することによる低栄養など、「食」をめぐる課題は多様化している。

人生 100 年時代を健やかに過ごすためには、食に関する適切な判断力、選択力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現するために食育を推進する必要がある。

このため、給食施設に対する栄養管理の指導や市町の栄養改善事業への支援、各種啓発活動、食品の適正表示の推進等を通じ、県民の栄養・食生活の改善や食育の推進を図る。

〔事業の内容〕

1 栄養改善対策（予算額 8,348 千円）

“食”をめぐる環境が多様化する中で、エネルギーの過剰摂取や栄養バランスの偏りなどにより、肥満、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病が増加している。

このため、給食施設に対する栄養管理の指導や市町の栄養改善事業への支援等を通じて、県民の栄養・食生活の改善や食育の推進を図る。

(1) 市町栄養士等の育成（予算額 276 千円）

地域における栄養指導業務を効果的に展開するために、市町栄養士等の資質向上のための支援を行う。（昭和 53 年度創設）

第 1 表 市町栄養士・非常勤栄養士への指導・支援状況
(単位 回, 人)

区 分	保健所(支所)単位研修会等 (保健所栄養士実施)	
	回 数	延 人 員
令和 3 年度	24	37
令和 2 年度	63	115
令和元年度	83	182

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

第2表 栄養及び食生活改善指導状況

上段：県保健所活動分 下段：市町活動分 (単位 人)

区 分	個 別 指 導											
	指 導 対 象					指 導 内 容						
	妊産婦	乳幼児	20 歳 未 満	20 歳 以 上	計	栄養指導			運動指導		休養指導	禁煙指導
							病態別再掲	訪 問 再 掲		病態別再掲		
令和3年度	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	685	7,508	15	4,463	12,671	12,671	1,786	701	0	0	0	0
令和2年度	0	1	1	6	8	3	3	0	0	0	0	12
	822	7,779	21	4,553	13,175	13,175	2,199	673	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	45	45	17	8	0	0	0	0	28
	810	12,746	62	7,476	21,094	21,094	3,426	919	0	0	0	0

上段：県保健所活動分 下段：市町活動分 (単位 回, 人)

区 分	集 団 指 導									
	指 導 対 象									
	妊産婦		乳幼児		20 歳未満		20 歳以上		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	76	499	303	2,904	17	1,195	823	13,064	1,219	17,662
令和2年度	0	0	0	0	0	0	5	87	5	87
	78	481	340	2,881	22	1,679	756	9,268	1,196	14,309
令和元年度	0	0	0	0	0	0	11	291	11	291
	174	1,363	714	10,142	107	3,167	1,409	24,754	2,404	39,426

上段：県保健所活動分 下段：市町活動分 (単位 回, 人)

区 分	集 団 指 導											
	指 導 内 容											
	栄養指導				運動指導				休養指導		禁煙指導	
	回数	人数	病態別再掲		回数	人数	病態別再掲		回数	人数	回数	人数
			回数	人数			回数	人数				
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1,190	17,268	151	2,348	28	391	0	0	0	0	0	0
令和2年度	5	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1,938	13,379	921	1,780	151	176	4	51	0	0	0	0
令和元年度	11	291	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0
	2,373	38,974	278	3,975	31	452	2	17	0	0	0	0

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 食生活改善推進員の育成 (予算額 134 千円)

市町との密接な連携を図り、望ましい食生活の実践活動を地域において展開する食生活改善推進員の育成を促進するとともに、市町の推進員組織を構成メンバーとする広島県食生活改善推進員団体連絡協議会が、自主的に組織活動を展開するための研修活動を支援する。

食生活改善推進員は、令和3年4月末現在、14市町(1,363人)で組織化されており、地区組織活動の推進が図られている。(昭和51年度創設)

第3表 食生活改善推進員養成講座開設状況及び研修会等実施状況

(単位 回, 人)

区 分	県単位研修会		保健所(支所)単位 個別・集団指導		市 養成講座		町 研修会		食生活改善推進員 による地区講習会	
	回数	延人員	回数	延人員	開設数	修了者数	回数	延人員	回数	延人員
令和3年度	0	0	0	0	3	29	113	1,889	2,018	21,795
令和2年度	0	0	0	0	3	22	120	2,058	2,222	20,601
令和元年度	2	223	2	83	7	96	247	5,348	20,525	149,089

(3) 公衆栄養学臨地実習（予算額 24 千円）

実践活動の場での課題発見，解決を通して，栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントの実施に必要な専門的知識及び技術の統合を図るため，集合実習を取り入れた２段階の実習を行う。（平成 14 年度創設）

(4) 栄養士・調理師免許交付業務及び調理師試験の実施（予算額 7,914 千円）

栄養士・調理師の免許事務，調理師試験の実施及び栄養士・調理師養成施設の指導を行う。

第 4 表 免許交付状況

（単位 件）

年 度	栄養士	調理師	管理栄養士
令和 3 年度	601	488	301
令和 2 年度	607	510	371
令和元年度	574	546	354

第 5 表 調理師試験実施状況

（単位 人）

年 度	受験者	合格者	合格率(%)
令和 3 年度	404	273	67.6
令和 2 年度	410	284	69.3
令和元年度	494	278	56.3

2 栄養改善指導・普及（予算額 329 千円）

(1) 給食施設指導（予算額 149 千円）

給食施設における栄養管理の充実及び食育の推進を図るため，個別巡回指導及び研修会等の集団指導を実施するとともに，管理栄養士等の配置促進についても指導する。（昭和 27 年度創設）

第 6 表 給食施設の栄養指導状況

（単位 施設，回）

区 分	特 定 給 食 施 設			その他の給食施設			集 団 指 導	
	施設数	個 別 指 導		施設数	個 別 指 導			
		栄養士の いる施設数	栄養士の いない施設数		栄養士の いる施設数	栄養士の いない施設数	回数	延施設数
令和 3 年度	340	103	15	432	78	41	3	73
令和 2 年度	350	171	26	394	125	56	0	0
令和元年度	346	235	13	393	110	59	9	443

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

(2) 専門的栄養指導

アレルギー疾患，難病，小児療育等の対象者に対する保健指導と連携を図り，専門的栄養指導を実施する。（昭和 22 年度創設）

(3) 栄養表示・誇大表示禁止の普及啓発（予算額 15 千円）

栄養表示等の望ましい運用を図るため，消費者及び食品関係業者に対して普及啓発を図る。（平成 8 年度創設）

(4) 栄養表示・誇大表示禁止にかかる監視指導（予算額 152 千円）

食品表示を規制する食品表示法，健康増進法等を所管する関係機関が連携し，食品関係事業者に対する一斉点検の他，表示の監視を実施し，食品表示の適正化を推進する。（平成 15 年度創設）

(5) 栄養成分の検査（予算額 13 千円）

食品表示の適正化と、食品の安全・安心確保のため、栄養成分表示に係る買上検査を実施する。
県内 3 保健所（支所）で実施。

3 国民健康・栄養調査（予算額 2,551 千円）

国が指定する調査地区において、住民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を調査する。

15 歯科保健等

〔現況及び施策の方向〕

平成 23 年 3 月 14 日施行の「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、関連分野の施策と連携して、総合的・計画的に歯と口腔の健康づくりを推進するため、「第 2 次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」（以下「計画」という。）を平成 30 年 3 月に策定した。

この計画の目的である 8020 の実現のため、市町が実施する歯科疾患の予防等各種事業を支援するとともに、広島県歯科衛生連絡協議会など関係機関とも連携しながら、普及啓発事業など地域における歯科保健活動の充実を図る。

また、高齢者や障害のある人の生活の質の向上をめざした口腔ケアの充実が重要であり、このための歯科保健体制の拡充を図る。

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患により医療機関を受診する患者数は、全国的に増加傾向にあり、乳幼児から高齢者まで国民の約 2 人に 1 人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われている。

すべての県民が、住居地域にかかわらず適正なアレルギー疾患医療を受けられ、適正なアレルギー疾患情報の入手ができる体制及びアレルギー疾患の発症や重症化に影響する様々な生活環境を維持向上するための支援体制の構築を図る。

〔事業の内容〕

1 歯科保健の推進（予算額 41,512 千円）

(1) 歯科保健対策（予算額 7,926 千円）

「生涯を通じた歯と口腔の健康づくり」を推進するため、80 歳で 20 本以上の歯を保つことを目標として厚生労働省及び日本歯科医師会が提唱している 8020（ハチマル・ニイマル）運動を推進する。

（平成 5 年度創設）

このため、「8020 運動推進事業」（一部広島県歯科衛生連絡協議会委託、平成 15 年度創設）等を実施し、8020 運動の積極的な展開等を図るとともに、「歯と口の健康週間（6 月 4 日～10 日）」を実施するほか、はつらつ家族表彰等の普及啓発事業を行う。

さらに、歯科口腔保健に関する普及啓発を行うため、広島県口腔保健支援センター（平成 24 年 3 月 1 日設置）を運営する。

(2) 在宅歯科診療設備整備事業（予算額 4,166 千円）

「地域医療介護総合確保基金」を活用して、在宅歯科診療に必要な設備整備費を補助する。（平成 26 年度創設）

(3) 在宅歯科医療推進のための歯科医師・歯科衛生士の資質向上事業（予算額 11,993 千円）

「地域医療介護総合確保基金」を活用して、認知症高齢者を含む要介護者等への特別な配慮（スペシャルニーズ）に対応できる歯科医師・歯科衛生士の養成研修会の開催経費を補助する。（平成 30 年度創設）

(4) 歯科衛生士修学支援事業（予算額 1,715 千円）

「地域医療介護総合確保基金」を活用して、中山間地域等に就業する歯科衛生士を確保するため、それらの地域に就業を希望する歯科衛生士への奨学金貸与等の経費を補助する。（平成 30 年度創設）

(5) 心身障害者等歯科診療確保対策事業（予算額 15,712 千円）

心身障害者及び休日の歯科医療を確保するため、広島口腔保健センターで行う診療業務に対して助成する。（平成 17 年度創設）

2 アレルギー疾患対策事業（予算額 1,262 千円）

(1) アレルギー疾患医療連絡協議会の開催（予算額 368 千円）

地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を推進するため、アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供及び人材育成等の施策の企画・立案を行う。（平成 30 年度創設）

(2) アレルギー疾患対策研修事業（予算額 894 千円）

医療従事者等の知識や技術の向上に資する人材育成研修を行う。（平成 30 年度創設）

16 生活衛生対策

〔現況及び施策の方向〕

1 生活衛生対策

県民の日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生環境を確保するため、監視指導を実施するとともに、公益財団法人広島県生活衛生営業指導センターを通じて生活衛生関係営業者の経営の健全化を促進し、併せて、消費者の利益の擁護に努める。

公衆浴場は住民の保健衛生上欠くことのできない施設であるため、設備改善資金などの助成を行うことにより、経営の安定化と公衆浴場の確保に努める。

2 水道整備対策

本県における水道普及率は、令和2年度末94.9%で、全国平均の98.1%に比べ3.2ポイント下回っている。

このため、市町が水道未普及地域解消のために行う水道施設整備については、国庫補助及び交付金制度の活用により促進を図る。

また、水の安全・安心や安定給水を確保するため、地震や渇水など災害に強い水道施設整備の促進を図るとともに、水道施設等の立入検査を実施し、適正な施設管理、水質管理等について指導を行う。

第1表 水道普及率の推移

(単位 %)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
普及率	県	94.3	94.4	94.5	94.8	94.9
	全 国	97.9	97.9	98.0	98.1	98.1

3 動物愛護対策

動物愛護思想の普及啓発、動物による人身等への危害防止、野犬の保護、動物取扱業の監視指導及び危険な動物（特定動物）の飼養施設の監視指導等を行い、住み良い生活環境づくりを図る。

〔事業の内容〕

1 生活衛生対策（予算額 41,106千円）

(1) 生活衛生関係施設の監視指導（予算額 13,475千円）

理容所、美容所、興行場、旅館、届出住宅、公衆浴場、クリーニング所、特定建築物及び墓地等の監視指導を計画的に実施し、衛生水準の向上を図る。

なかでも、レジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場、旅館業の入浴施設について、重点的に指導することとする。(昭和22年度創設)

第2表 生活衛生関係施設監視指導状況（令和4年3月31日現在）

(単位 か所, 件)

年度	区 分	理 容 所	美 容 所	興 行 場	旅 館	公衆浴場	ク リ ー ニ ン グ 所	特 建 定 建 物	墓 地 其 他
R3	施 設 数	138	286	1	36	16	62	40	4,332
	監視指導延件数	0	11	0	14	8	8	1	7
R2	施 設 数	139	281	1	38	17	65	40	4,325
	監視指導延件数	5	21	1	10	12	27	1	8
R1	施 設 数	142	271	1	42	17	70	39	4,325
	監視指導延件数	2	13	0	18	14	3	2	17

(注) 1 大竹市、府中町、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町が対象。ただし、墓地その他には、大竹市を含まない。

(注) 2 その他とは、火葬場及び納骨堂をいう。

(2) 生活衛生関係営業の育成指導（予算額 23,894 千円）

生活衛生関係営業の経営の健全化，振興等を通じて，その衛生水準の向上を図るとともに，消費者等の利益を擁護するため，（公財）広島県生活衛生営業指導センターが行う事業に対し助成する。（昭和 56 年度創設）

○ 生活衛生営業指導センター補助金

（公財）広島県生活衛生営業指導センターが生活衛生営業相談室を設置し，経営指導員，経営特別相談員による経営，融資，衛生面等の相談指導を行うとともに，講習会の開催，消費者からの苦情処理，広報紙の発行による情報提供等を行う事業に助成する。

第 3 表 生活衛生営業指導センターへの補助金交付状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（単位 千円）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度（予定）
生活衛生営業指導センター補助金	24,106	23,774	23,988

〔負担割合 県 1/2，国 1/2〕

（ただし，補助額のうち 948 千円については，単県補助分である。）

(3) 公衆浴場確保対策事業（予算額 3,571 千円）

公衆浴場の確保を図るため，設備改善補助，施設整備資金利子補給費補助等の措置を講じ，経営の安定化，衛生水準の維持向上に努める。（昭和 48 年度創設）

第 4 表 一般公衆浴場利用者及び入浴料金状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（単位 施設，人，円）

区 分	施設数	平均入浴 人 員	入 浴 料 金（円）			
			大 人	中 人	小 人	施行日
令和 3 年度	51	108.7	450	200	100	R1.10.1
令和 2 年度	48	106.3	450	200	100	R1.10.1
令和元年度	52	110.4	430	150	70	H27.9.1

（注）1 広島市，呉市，福山市を含む。

（注）2 施設数は年度末数を示す。

（注）3 入浴人員は，1 施設 1 日当たりの平均人員（前年度実績）

第 5 表 一般公衆浴場施設整備資金利子補給費補助金交付状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（単位 件，円）

区 分	件 数	補助金額
令和 4 年度（予定）	12	566,000
令和 3 年度	4	457,767
令和 2 年度	4	493,751

第 6 表 一般公衆浴場設備改善補助金交付状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（単位 円）

区 分	件数	補助金額	摘 要
令和 4 年度（予定）	19	3,006,000	給湯用ボイラー 2 件 ろ過機 3 件 温水器 3 件 煙突 2 件 配管設備 2 件 浴室タイル 2 件 空調設備 2 件 パーナー 1 件 熱交換器 2 件
令和 3 年度	1	41,250	空調設備 1 件
令和 2 年度	9	2,161,368	給湯用ボイラー 4 件 配管設備 1 件 空調設備 4 件

（注）広島市，呉市，福山市を含む。

〔負担割合 県 1/4，市町 1/4，設置者 1/2〕

(4) クリーニング師の試験及び免許（予算額 166 千円）

クリーニング師の免許取得に係る試験を実施するとともに，合格者に免許を与える。（昭和 26 年度創設）

第7表 クリーニング師試験結果及び年度別新規免許交付者数

(単位 人, %)

区 分	受 験 者	合 格 者	合 格 率	免許交付者
令和3年度	28	24	85.7	22
令和2年度	30	22	73.3	21
令和元年度	25	22	88.0	22

2 水道整備対策（予算額 3,124,651 千円）

(1) 水道事業の認可等

県内の水道事業（給水人口5万人以下に限る。）の創設認可、変更認可及び廃止許可を行う。

また、事業内容の軽微な変更、事業全ての譲り受けに伴う事前届出及び事業の譲り渡しに伴う事業廃止届の受理を行う。

第8表 水道事業の認可等の状況（令和4年3月31日現在）

(単位 件)

区 分	上 水 道					簡 易 水 道				
	創設	変 更		廃 止		創設	変 更		廃 止	
		認可	届出	許可	届出		認可	届出	許可	届出
令和3年度	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0

(2) 水道施設管理指導（予算額 4,200 千円）

ア 水道施設維持管理指導

水道施設等の適正な維持管理を行い、安全な水の安定供給を確保するため、立入検査等を計画的に実施し、衛生対策や危機管理対策の強化を図る。

(ア) 水道施設の適正管理指導

水道水の安全性と安定的な供給の確保を図るため、水道施設（専用水道を含む。）に対する立入検査を実施し、適正な施設の維持管理及び水道法の遵守について指導する。

(イ) 簡易専用水道の適正管理指導

適正な維持管理を確保するため、簡易専用水道に対する立入検査及び定期検査の受検指導を実施する。

(ウ) 飲用井戸等の衛生対策指導

飲用に供する井戸及び水道法の規制対象とならない小規模水道施設の衛生確保を図るため、市町と協力して啓発・指導を実施する。

イ 水道水質管理指導

水道水質基準の確保等を図るため、広島県水道水質管理計画（平成16年2月改定）に基づく水質の監視、県と水道事業者との化学物質情報共有体制の整備など、円滑な水質管理を指導する。

(3) 水道施設整備指導等（予算額 2,041 千円）

ア 水道整備計画調査指導等

水道普及の促進を図るため、水道整備計画等に係る市町への助言・指導を行う。

(ア) 水道整備基本構想及び広域的水道整備計画調査指導等

水道事業者等に対し、水道を整備するための基本計画、施設形態、建設財源等について技術的な助言・指導を行う。

(イ) 水道普及促進指導等

衛生的な飲用水の確保が必要な地域において、水道施設の整備を推進しようとする市町に対し、水道法上の手続きや国庫補助及び交付金制度の活用等について助言・指導を行う。

イ 水道施設整備事業指導監督

地方公共団体等が実施する国庫補助及び交付金対象施設整備事業の円滑・適切な執行を図るため、指導監督を行う。

(ア) 簡易水道等施設整備事業

a 一般簡易水道等施設整備事業

市町が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業（昭和 27 年度創設）

対象：2 町（3 事業）

b 離島簡易水道等施設整備事業

離島市町が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業（昭和 32 年度創設）

対象：なし

第 9 表 簡易水道等施設整備事業実施状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、千円）

区 分	一般簡易水道等施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和 4 年度	3	76,051	30,419
令和 3 年度	2	46,200	18,480
令和 2 年度	2	12,650	5,060

[負担割合 国 1/4～4/10, 市町 6/10～3/4]
(令和 4 年 4 月 1 日現在)

(イ) 水道水源開発等施設整備事業

a 水道水源開発施設整備事業（昭和 42 年度創設）

ダム等水道水源開発のための施設及び関連施設の整備事業

対象：なし

b 高度浄水施設等整備事業（平成 3 年度創設，平成 7 年度改正）

対象：1 市（1 事業）

c 水道施設機能維持整備事業（平成 30 年度創設）

(a) 浸水対策事業 対象 なし

(b) 土砂対策事業 対象 1 市（1 事業）

(c) 停電対策事業 対象 2 市（2 事業）

第 10 表 水道水源開発等施設整備事業

（単位 件、千円）

区 分	水道水源開発等施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和 4 年度	4	96,000	24,750
令和 3 年度	1	179,166	59,722
令和 2 年度	2	72,727	24,242

[負担割合 国 1/4～1/3, 市町 2/3～3/4]

(ウ) 水道施設耐震化等交付金事業（平成 28 年度創設）

a 水道事業運営基盤強化推進等事業

(a) 水道広域化施設整備事業

対象：県（1 事業）

(b) 遠隔監視システム整備事業

対象：なし

b 水道施設等耐震化事業

(a) 簡易水道再編推進事業

対象：なし

(b) 生活基盤近代化事業

対象：1 市 1 町（2 事業）

(c) 緊急時給水拠点確保等事業

対象：5 市（9 事業）

(d) 水道管路耐震化等推進事業

対象：県及び 6 市（9 事業）

(e) 高度浄水施設等整備事業

対象：なし

c 官民連携等基盤強化推進事業

対象：なし

d 水道事業における IoT 活用推進モデル事業

(a) 水道事業における IoT 活用推進モデル事業

対象：県（3 事業）

(4) 水道施設耐震化等交付金事業（予算額 3,118,410 千円）

水道施設の耐震化の取組や老朽化対策，水道事業の広域化の取組を支援するため，国から交付される生活基盤施設耐震化等交付金を地方公共団体等に補助する。（平成 28 年度から，国から市町等への直接補助から，県を通じた間接補助となった。）

第 11 表 水道施設耐震化等交付金事業実施状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（単位 件，千円）

区 分	水道事業運営基盤強化推進等事業			水道施設等耐震化事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和 4 年度	1	2,570,137	856,712	20	3,424,903	1,096,811
令和 3 年度	1	2,123,773	707,924	23	2,851,515	850,829
令和 2 年度	1	2,883,747	961,248	22	2,324,899	687,654

区 分	水道事業における IoT 活用推進モデル事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和 4 年度	3	1,395	465
令和 3 年度	—	—	—
令和 2 年度	—	—	—

(注) 1. 負担割合 国 1/4～1/2，市町 1/2～3/4

2. 令和 4 年度は令和 4 年 4 月 1 日現在を掲載。

3. 令和 4 年度水道施設耐震化等交付金事業の実施市町数等は，「(3)水道施設整備指導等」イ(ウ)に記載。

(5) 広島県水道整備基本構想（第2次）～広島県水道ビジョン～＜平成23年3月改定＞の推進

将来にわたり持続可能な水道を構築するため、広島県水道ビジョンにおいて年次目標を定めてその達成を図った。平成30年4月に市町と県による広島県水道広域連携協議会を設置し、令和2年5月まで5回の協議会を開催し、令和2年6月に広島県水道広域連携推進方針（水道広域化プラン）を策定した。令和3年4月に県と企業団への参画に賛同する15市町の間で基本協定を締結し、今後は令和4年11月に企業団を設立し、令和5年度から企業団としての事業を開始する予定である。

3 動物愛護対策（予算額 171,561 千円）

令和3年9月に改定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に努める。

(1) 動物保護管理事業

ア 野犬の保護等

野犬の保護業務により、犬による危害防止に努めるとともに、負傷疾病犬等の収容措置を実施する。

第12表 負傷疾病犬等収容措置の状況（令和4年3月31日現在）

（単位 頭）

区 分	犬	猫	計
令和3年度	17	70	87
令和2年度	12	38	50
令和元年度	7	81	88

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 動物愛護事業

ア 犬・猫の引取等

動物愛護センター（昭和55年度創設）において、犬・猫の引取りを実施し、動物の適正な取扱いの徹底を期する。また、動物愛護思想の普及啓発を図るため、動物愛護教室を拡充強化する。

第13表 犬・猫引取等実施状況（令和4年3月31日現在）

（単位 頭）

区 分		定点	持参	センター動物保護		合 計	返 還	譲 渡	その他※
				保護	引取				
令和3年度	犬		463	178	460	1,101	26	986	48
	猫		230		63	293	5	240	22
	計		693	178	523	1,394	31	1,226	70
令和2年度	犬		475	156	541	1,172	41	1,159	46
	猫		386		7	393	4	343	37
	計		861	156	548	1,565	45	1,502	83
令和元年度	犬		702	208	601	1,511	44	1,238	216
	猫		952		66	1,018	3	907	104
	計		1,654	208	667	2,529	47	2,145	320

（注）広島市、呉市、福山市を除く。なお、定時定点引取りについては、平成27年3月31日で廃止した。

（注）※譲渡することが適切でない（治癒見込がない病気や、攻撃性がある等）ため安楽死した犬猫、収容中に自然死した犬猫等の計

イ 特定動物の飼養許可指導

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、特定動物の飼養を許可するとともに、適切な飼養を指導する。（平成18年度創設）

第14表 特定動物飼養状況（令和4年3月31日現在）

（単位 件、頭）

区 分	おながざる科	かみつきがめ科	にしきへび科	ボア科	くさりへび科	どくとかげ科	計
許可件数	4	8	1	1	1	1	16
飼養頭数	5	7	1	1	100	2	116

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

ウ 動物取扱業の登録指導

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づき、動物取扱業者に対し、動物の適正な取扱いを指導する。（平成 12 年度創設）

第 15 表 第一種動物取扱業登録施設数（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、施設）

区 分	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	実施設数
令和 3 年度	175	224	7	36	40	1	367
令和 2 年度	174	221	6	36	40	1	363
令和元年度	169	222	6	35	39	0	323

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

第 16 表 第二種動物取扱業登録施設数（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、施設）

区 分	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	実施設数
令和 3 年度	16	6	1	0	2	17
令和 2 年度	15	4	1	0	0	16
令和元年度	13	2	1	0	0	5

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

(3) 「いのちを守る！」動物愛護強化推進事業

ア 動物愛護センター整備事業

犬猫の収容頭数削減対策及び返還譲渡促進対策の実施に必要な施設機能を強化し、新たに P F I 手法により移転整備する動物愛護センターについて、P F I 事業者による土地造成及び建設工事の確認業務等を行う。

イ 野良犬・野良猫等対策事業

動物愛護センターに収容される犬猫の削減対策を強化する。定時定点引取を廃止して全ての引取り依頼に動物愛護センターが相談・対応できる体制を確保する（平成 27 年度創設）とともに、野良犬・野良猫対策に取り組む市町に対する助成（平成 27 年度創設）及び地域猫活動の不妊支援制度（平成 28 年度創設）により、地域・自治会単位で行う野良犬・野良猫対策を促進する。

また、返還促進対策のため、個人に譲渡する全ての犬猫に対しマイクロチップ装着（平成 30 年度開始）を行う。

第 17 表 野良犬・野良猫対策市町補助金交付状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（単位 件，千円）

区 分	利用市町数	補助金額	補助対象事業			
			野良対策普及啓発	野良猫対策協議会	猫忌避対策道具貸出	その他※
令和 3 年度	14	2,168	5	1	1	8
令和 2 年度	11	1,865	2	0	3	9
令和元年度	8	1,370	3	0	3	5

（注）広島市，呉市，福山市を除く。予算額 4,000 千円（1 市町 200 千円）

※保護機（大型サークル）購入，犬猫譲渡会の開催，地域猫活動補助等

第 18 表 地域猫活動実施状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（単位 件，頭）

区 分	承認箇所数	手術頭数
令和 3 年度	31	721
令和 2 年度	50	742
令和元年度	23	382

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

第 19 表 マイクロチップ装着の状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（単位 頭）

区 分	犬	猫	計
令和 3 年度	155	72	227
令和 2 年度	164	57	221
令和元年度	131	81	212

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

17 食品衛生対策

〔現況及び施策の方向〕

1 食品衛生対策

食品の製造加工技術の高度化、多様化、国際化が進む中で、食品衛生対策は、ますますその重要性を増している。

腸管出血性大腸菌 0157、ノロウイルス等による食中毒など、食品による危害を未然に防止するため、食品関係営業施設の監視指導の強化や、食品等の収去検査による不良食品の排除に努めるとともに、食中毒警報による食品関係営業者や消費者に対する注意喚起及び講習会等の開催やマスメディアを介しての食品衛生意識の普及・啓発を行う。

2 乳肉水産食品衛生対策

乳・乳製品、食肉とその加工品及び水産食品による食中毒等の危害防止のため、監視指導及び収去検査の徹底を図るとともに、乳肉水産食品における抗菌性物質、PCB等の検査を実施し、食品衛生上の安全性の確保に努める。

〔事業の内容〕

1 食品衛生対策（予算額 203,522 千円）

(1) 食品衛生監視指導（予算額 41,255 千円）

ア 食品関係施設の監視指導

食品製造業、仕出し・弁当製造業等の主要な営業施設の監視指導を行うほか、夏期、年末等の時期に集中的な監視を実施し、食品の安全確保に努める。（昭和 22 年度創設）

第 1 表 監視指導の状況

（単位 施設、件）

区 分	食品関係施設数	監視延件数
令和 3 年度	29,434	14,672
令和 2 年度	29,681	23,506
令和元年度	30,189	24,149

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

第 2 表 行政処分の状況

（単位 件）

区 分	総 数	営業の禁・停止	廃棄命令	改善命令	その他
令和 3 年度	4	4	—	—	—
令和 2 年度	0	0	—	—	—
令和元年度	3	3	—	—	—

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

イ 食品適正表示強化事業

表示に関する各法令を所管する県、国、市町担当者による対策チームを編成し、食品不適正表示事案発生時における立入調査、広域流通食品製造施設に対する合同監視を行うとともに、食品適正表示推進者育成講習会を開催し、食品事業者の自主管理を推進する人材を育成する。（平成 21 年度創設）

ウ 食品衛生監視員の研修

広島県食品衛生監視員等業績発表会，中国地区食品衛生監視員研究発表会，全国食品衛生監視員研修会，HACCP監視員養成講習会への参加等により食品衛生監視員の資質向上を図る。

(昭和 35 年度創設)

エ 食品衛生関係団体の指導育成

食品関係営業者の自主的な衛生管理を推進するため，一般社団法人広島県食品衛生協会，広島県健康食品協会の指導育成を図る。(昭和 24 年度創設)

(2) 食品添加物等対策 (予算額 120,368 千円)

ア 食品添加物等の検査

食品添加物の使用基準及び食品の成分規格検査を実施し，違反品の排除に努める。

(昭和 22 年度創設)

イ 食品衛生検査施設の信頼性確保

食品衛生検査施設の業務管理基準に基づき，保健所，県立総合技術研究所保健環境センター及び食肉衛生検査所の食品等に係る検査体制及び精度の管理・運営を行う。(平成 10 年度創設)

第 3 表 食品等の収去検査結果

(単位 件)

区 分		収去検査 検 体 数	不 良 検 体 数	不 良 理 由 (延 数)			
				大腸菌 (群)	異 物	添加物使用基準	その他
令和 3 年度	添加物等	2,771	4	—	—	2	2
	残留農薬	130	0	—	—	—	—
令和 2 年度	添加物等	3,375	0	—	—	—	—
	残留農薬	141	0	—	—	—	—
令和元年度	添加物等	3,068	2	1	—	—	1
	残留農薬	135	0	—	—	—	—

(注) 広島市，呉市，福山市を除く。

(3) 輸入食品等対策事業 (予算額 1,838 千円)

市場に流通している輸入食品の成分規格検査を実施し，違反品の排除に努める。(昭和 59 年度創設)

第 4 表 輸入食品の収去検査結果 (再掲)

(単位 件)

区 分		収去検査 検 体 数	不 良 検 体 数	不 良 理 由 (延 数)			
				大腸菌 (群)	異 物	添加物使用基準	その他
令和 3 年度	添加物等	116	2	—	—	2	—
	残留農薬	40	0	—	—	—	—
令和 2 年度	添加物等	239	0	—	—	—	—
	残留農薬	45	0	—	—	—	—
令和元年度	添加物等	252	0	—	—	—	—
	残留農薬	43	0	—	—	—	—

(注) 広島市，呉市，福山市を除く。

(4) 製菓衛生師の試験及び免許（予算額 1,516 千円）

製菓衛生師の試験を実施及び製菓衛生師免許事務を行う。（昭和 42 年度創設）

第 5 表 製菓衛生師試験結果及び年度別新規免許交付者数

（単位 人，％）

区 分	受 験 者	合 格 者	合 格 率	免許交付者
令和 3 年度	190	146	76.8	127
令和 2 年度	208	169	81.3	137
令和元年度	233	152	65.2	132

(5) 食中毒対策事業（予算額 8,527 千円）

ア 食中毒警報の発令

食中毒の発生予測式により，毎年 5 月 1 日から 10 月末日までの間に，食中毒の発生が予測される気象条件等になった際，食中毒警報を発令し，関係営業者のほか広く県民に対して注意を喚起する。

（昭和 44 年度創設）

第 6 表 食中毒警報の発令状況

（単位 日）

区 分	発令期間	計
令和 3 年度	6 月 9 日～10 月 18 日	131
令和 2 年度	6 月 9 日～10 月 1 日	114
令和元年度	6 月 24 日～10 月 18 日	116

イ 食中毒発生時の調査

食中毒発生時に被害の拡大防止と原因究明のため，疫学調査，微生物学的調査及び理化学的調査等を実施する。（昭和 22 年度創設）

第 7 表 食中毒の発生件数

（単位 件，人）

区 分	発生件数	有症者数	死 亡
令 和 3 年	11	128	0
集団事例	4	119	0
散発事例	7	9	0
令 和 2 年	5	57	0
集団事例	2	53	0
散発事例	3	4	0
令 和 元 年	3	57	0
集団事例	3	57	0
散発事例	0	0	0

（注）1 有症者数が 6 人以上の事案を集団事例として計上。

（注）2 広島市，呉市，福山市を除く。

(6) 食品の安全確保対策の推進事業（予算額 4,597 千円）

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」に基づき，生産から消費に至る総合的な食品の安全確保に努める。（平成 14 年度創設）

(7) カネミ油症・森永ひ素ミルク患者対策（予算額 25,421 千円）

ア カネミ油症患者対策

認定患者及び潜在患者を対象に検診を実施し，油症治療法解明の研究と治療の促進を図るとともに，健康実態調査を実施し，カネミ油症患者への支援を行う。（昭和 44 年度創設）

油症相談支援員を設置し，認定患者等に対する相談体制の充実を図る。（平成 28 年度創設）

イ 森永ひ素ミルク患者対策

公益財団法人ひかり協会が実施している患者救済事業等に対し、指導助言等を行うとともに、飲用申立者の認定促進に努める。(昭和 49 年度創設)

2 乳肉水産食品衛生対策 (予算額 43,242 千円)

(1) 乳肉水産食品衛生対策

ア 監視、収去検査の強化

乳肉水産食品関係施設の監視指導及び収去検査を実施し、違反食品の排除に努める。
(昭和 22 年度創設)

イ 食肉の抗生物質残留調査

食肉の抗生物質残留検査により実態を把握し、食肉の安全確保に努める。

第 8 表 食肉の抗生物質残留調査

(単位 検体)

区 分	抗 生 物 質	
	検 体 数	結 果
令和 3 年度	3	不検出
令和 2 年度	3	不検出
令和元年度	3	不検出

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

ウ 鶏肉及び鶏卵の P C B 残留検査

鶏肉及び鶏卵の P C B 検査を実施し、その実態を把握するとともに、これらの安全性の確保に努める。(昭和 47 年度創設)

第 9 表 鶏肉及び鶏卵の PCB 検査結果

(単位 検体)

区 分	鶏 肉	鶏 卵	検 査 結 果
令和 3 年度	2	1	いずれも不検出
令和 2 年度	2	1	いずれも不検出
令和元年度	2	1	いずれも不検出

(注) 1 暫定的規制は鶏肉 0.5ppm, 鶏卵 0.2ppm

(注) 2 広島市、呉市、福山市を除く。

エ 乳及び乳製品の検査

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」に基づき、乳等関係施設を対象に収去検査を実施し、違反食品の排除に努める。(昭和 26 年度創設)

第 10 表 乳及び乳製品等の検査結果 (学校給食を含む)

(単位 件)

区 分	件 数	違 反 件 数	営業禁・停止件数
令和 3 年度	96	0	0
令和 2 年度	173	0	0
令和元年度	205	0	0

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

オ 魚介類の検査

県内主要魚介類卸売市場に入荷する魚介類について、水銀、P C Bの検査を行い、その実態を継続調査するとともに、県内に流通する魚類について、抗生物質、合成抗菌剤の薬剤残留検査を実施する。(昭和 54 年度創設)

第 11 表 魚介類の検査結果

(単位 検体)

区 分	総 水 銀			P C B			抗 生 物 質			合 成 抗 菌 剤		
	検体数	≤0.4	0.4<	検体数	≤0.5	0.5<	検体数	+	－	検体数	+	－
令和 3 年度	5	5	0	5	5	0	3	0	3	3	0	3
令和 2 年度	6	6	0	6	6	0	3	0	3	3	0	3
令和元年度	6	6	0	6	6	0	3	0	3	3	0	3

(注) 1 暫定的規制値 総水銀 0.4ppm, PCB 遠洋沖合魚介類 0.5ppm, 内海内湾魚介類 3ppm

(注) 2 広島市, 呉市, 福山市を除く。

(2) かきの衛生対策

本県特産のかきは全国生産量の約 6 割を占めていることから、食品衛生上の安全確保のため、養殖海域の安全と、かきの清浄化対策を強力に推進し、かきの衛生及び品質の向上に努める。(昭和 33 年度創設)

ア 監視指導

かきによる危害防止のため、かき作業場の監視指導の徹底を図る。

また、かき作業場及び販売店において収去検査を行い、違反品の排除に努める。

第 12 表 監視指導状況

(単位 件)

区 分	対象施設数	監視延件数	規 格 基 準 違 反 件 数		
			成 分 規 格	加 工 基 準	保 存 基 準
令和 3 年度	201	622	1	－	－
令和 2 年度	233	1,049	0	－	－
令和元年度	232	1,320	1	－	－

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

第 13 表 かきの収去検査結果

(単位 検体)

区 分		検体数	E. coli 最確数 (/100g)		細菌数 (/g)		腸炎ビブリオ最確数 (/g)	
			≤230	230<	≤50,000	50,000<	≤100	100<
令和 3 年度	生食用	14	14	0	14	0	10	0
	加熱調理用	113	111	2	107	6	43	3
令和 2 年度	生食用	54	54	0	54	0	28	0
	加熱調理用	223	221	2	220	3	103	1
令和元年度	生食用	117	95	22	114	2	46	12
	加熱調理用	295	276	19	287	9	84	0

(注) 1 広島市, 呉市, 福山市を除く。

(注) 2 生食用かき成分規格 E. coli 最確数 230/100g 以下 細菌数 50,000/g 以下 腸炎ビブリオ最確数 100/g 以下

イ かきの養殖海域調査

養殖海域の衛生状態を把握するため、海水等の細菌検査、食中毒起因菌検査を行い、かきの衛生及び品質の向上に資する。

また、かき採取作業を巡視し、適正出荷の指導を行う。

第 14 表 かきの養殖海域調査結果

(単位 日, 検体)

区 分	調査及び 巡視日数	海水の大腸菌群最確数			かきの重金属 (7 項目)	
		検体数	≤70	70<	検体数	検査結果
令和3年度	23	410	385	25	12	いずれも通常値
令和2年度	20	380	359	21	12	いずれも通常値
令和元年度	25	431	406	25	12	いずれも通常値

(3) 貝類の貝毒検査

広島県海域における貝毒による貝類の毒化状況の検査を行い、毒化した貝類の流通を防止するとともに衛生上の危害防止を図る。(平成2年度創設)

第 15 表 貝類の貝毒検査結果 (令和3年度実績)

(単位 検体, MU/g)

区 分		3 月		4 月		5 月		10 月		11 月		12 月		1 月	
		検体	結果	検体	結果	検体	結果	検体	結果	検体	結果	検体	結果	検体	結果
麻痺性貝毒	カ キ	26	ND	25	ND	12	ND	13	ND	14	ND	4	ND～ 3.00	2	ND～ 1.91
	ア サ リ	6	ND	6	ND	3	ND	2	ND	2	ND	—	—	—	—
	ムラサキ イ ガ イ	2	ND	2	ND	1	ND	1	ND	1	ND	—	—	—	—

(注) 1 広島市を除く。

(注) 2 ND は、不検出を示す。— は、欠測を示す。

(注) 3 下痢性貝毒は不検出～0.03 (計 17 検体)

(4) 食肉衛生対策

ア と畜衛生対策

管内と畜場の廃止に伴い、平成30年度からと畜検査の「と畜場内と畜検査」「食肉衛生検査所と畜試験室内検査」「牛海綿状脳症スクリーニング検査」実績はない。

イ 食鳥衛生対策

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、食鳥肉による危害防止のため食鳥検査体制の充実を図り、より厳正で最新の科学技術に立脚した食鳥検査を実施するとともに、食鳥処理場の整備を推進し、監視、指導及び収去検査の徹底を図り、食鳥肉の衛生及び安全確保に努める。

第 16 表 食鳥検査羽数及び処分羽数

(単位 羽)

区 分			ブロイラー	成 鶏
令和 3 年度	検 査 羽 数		3,731,279	0
	処 分 実 羽 数	禁 止	0	0
		全 部 廃 棄	81,743	0
		一 部 廃 棄	133,270	0
令和 2 年度	検 査 羽 数		3,669,961	0
	処 分 実 羽 数	禁 止	0	0
		全 部 廃 棄	62,892	0
		一 部 廃 棄	194,760	0
令和元年度	検 査 羽 数		3,570,008	0
	処 分 実 羽 数	禁 止	0	0
		全 部 廃 棄	56,548	0
		一 部 廃 棄	152,817	0

(注) あひる及び七面鳥の検査はなかった。

18 薬事衛生対策

〔現況及び施策の状況〕

1 医薬品、医療機器等の安全性確保対策

医薬品、医療機器等は、医療に不可欠なものである反面、副作用もあるため、その品質、有効性及び安全性の確保が非常に重要である。

県民が安全な医薬品、医療機器等を安心して使用できるように、関係施設等に対する監視指導の徹底を図るとともに、医薬品の適正使用の推進、緊急医薬品の確保及び在宅医療の推進などに努める。

2 医薬品関連産業の活性化対策

医薬品関連産業は、知識集約型、高付加価値型の産業として今後の成長が大いに期待されているところであり、その健全な育成を図ることは、本県の産業振興はもとより、県民医療の面からも極めて重要である。このため、薬事指導体制の充実、講習会の開催などの活性化対策に取り組むとともに、薬事経済調査による医薬品関連産業の実態把握に努める。また、医療関連産業クラスター形成事業の一環として、治験等を県内で活性化させることを目的とし、「広島県治験等活性化事業」を実施する。

3 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ発生時に備え、平成18年度から抗インフルエンザウイルス薬を備蓄している。抗インフルエンザ薬の備蓄については、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、全り患者（被害想定において全人口の25%が罹患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量が目標とされ、これに基づき国と各都道府県の備蓄目標が設定されている。本県においても、国から示された都道府県別の備蓄薬及び備蓄量を目標として備蓄を進める。

4 薬物乱用防止対策

覚醒剤等の薬物の乱用は、暴力団関係者のみならず、一般県民にまで広がっており、特に大麻の乱用が若者を中心に増加が懸念されるなど、深刻な社会問題となっているため、関係機関と連携して啓発活動や薬物依存者等の相談業務などに取り組む。

5 血液事業対策

輸血用血液製剤は国内自給で賄えるようになったが、血漿分画製剤は一部の製剤を除き未だに輸入に頼っている。また、少子化の進展による献血可能人口の減少を考えると、将来の献血を支える若年層への対策が、これまで以上に重要となっている。このため、若年層への献血思想の普及啓発や献血組織の育成強化など、献血者の確保対策に積極的に取り組むとともに、貴重な血液を大切に使うための適正使用の推進に努める。

6 温泉事業対策

現在、広島県内には368の源泉（令和4年3月31日現在）がある。近年、健康志向の高まりから温泉に対する需要が増大しており、温泉資源の保護と適正利用の推進に努める。

7 シックハウス対策

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用などにより、新築・改装後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染が原因とみられる様々な体調不良が居住者に生じている状態（シックハウス症候群）が報告されている。

症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分も多く、また様々な複合要因が考えられることから、情報収集に努め、関係機関と連携して県民からの相談に応じるとともに、広報啓発を推進する。

8 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

新型コロナウイルスワクチンを円滑に接種できる体制を整備する。

〔事業の内容〕

1 医薬品、医療機器等の安全性確保対策（予算額 38,398千円）

(1) 薬事等監視指導事業（予算額 4,493千円）

ア 医薬品、医療機器等の監視指導

薬局、医薬品販売業、医療機器販売業、再生医療等製品販売業及び医薬品等を業務上取り扱う施設の立入検査、収去検査を実施し、医薬品等の適正な管理、取扱い等を指導する。また、医薬品等製造販売業及び製造業の施設の立入検査、収去検査を実施し、医薬品等の有効性・安全性の確保に努める。（昭和35年度創設）

第1表 薬事監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対 象 施 設 数	監 視 延 件 数
令 和 3 年 度	18,695	2,528
令 和 2 年 度	18,502	2,398
令 和 元 年 度	18,370	3,111

イ 無承認無許可医薬品等の監視指導

いわゆる健康食品について、容器包装やチラシ、パンフレット等の監視指導を行うとともに、試買検査を実施し、国及び他都道府県と連携して無承認無許可医薬品に該当するものを排除する。（昭和52年度創設）

また、平成19年から規制対象となった指定薬物についても、販売店等に対して監視指導を行っており、平成24年度には指定薬物が検出されたことから販売中止等の指示を行った。

今後も関係機関と連携して排除に努める。

第2表 無承認無許可医薬品の監視指導状況

（単位 件）

区 分	店 頭 等 調 査		
	監 視 件 数	不 適 正 数	違 反 件 数
令 和 3 年 度	2,520	1	0
令 和 2 年 度	4,787	1	0
令 和 元 年 度	2,459	16	0

ウ 毒物劇物の監視指導

毒物劇物の製造業、輸入業、販売業及び業務上取扱施設等の立入検査、収去検査を実施し、毒物劇物による危害の防止等安全確保に努める。（昭和25年度創設）

第3表 毒物劇物監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対 象 施 設 数	監 視 延 件 数
令 和 3 年 度	1,742	723
令 和 2 年 度	1,967	640
令 和 元 年 度	1,999	826

エ 農薬の危害防止

6月1日から8月31日までを農薬危害防止運動月間とし、農林水産局と連携して広報活動、講習会、立入検査及び現地講習を実施し、農薬に対する正しい知識を普及して、農薬による危害を防止する。(昭和44年度創設)

第4表 農薬による事故発生状況

					(単位 件)
区 分	自 殺	事 故	自殺未遂	そ の 他	計
令和3年度	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0

オ 家庭用品の監視指導

規制対象家庭用品の試買検査を実施し、不良製品の排除に努める。(昭和45年度創設)

(2) 薬事等許可登録事務事業 (予算額 24,726千円)

薬務課及び各保健所・支所において医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法等に基づく許可及び登録等を行う。(昭和35年度創設)

一般用医薬品の販売制度の改正に伴う登録販売者試験を行うとともに、その合格者の登録を行う。(平成20年度創設)

(3) 医薬品の適正使用推進事業 (予算額 432千円)

ア 薬事関係の啓発

県民に対し、薬の正しい知識の普及を図るため、(公社)広島県薬剤師会が「くすりと健康の週間」の行事の一環として行う「くすりと健康の相談窓口事業」に対し助成する。また、同会が地域の保健衛生の向上を図るための制度として設けている、薬事衛生指導員の資質向上と育成に努める研修会活動に助成する。(昭和48年度創設)

イ 医薬品の適正使用の推進

医薬品の適正使用を普及、推進するため、「かかりつけ薬局」の機能を活用し、県民が安心して医薬品等を使用できる体制を構築するため、広島県地域保健対策協議会において、ポリファーマシー改善に向けた取組について検討する。(平成14年度創設)

ウ 適正な医薬分業の推進

近年の医薬分業の進展など薬局を取り巻く環境の変化をふまえ、薬局の地域住民に信頼される「かかりつけ薬局」としての機能を充実するため、平成29年度に改訂した「広島県薬局業務運営ガイドライン」に基づいた指導を行い、良質な医療の提供に寄与する。(平成6年度創設)

(4) 薬剤師の在宅チーム医療連携事業 (予算額 4,540千円)

地域包括ケアシステムの深化を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用し、在宅医療を担う薬剤師の更なる資質向上を図る。(令和3年度創設)

(5) 薬局機能情報提供事業

薬局から報告を受けた薬局機能情報を県ホームページで公表し、県民・患者による薬局の適切な選択を支援する。(平成19年度創設)

- (6) 予防医材需給調整事業（予算額 2,920千円）
医療機関に対して感染症の予防に必要なワクチン及び緊急時用の治療血清等の円滑な供給を行う。
また、そのための需給量調査を行う。（昭和53年度創設）
- (7) 毒物中毒治療薬備蓄事業（予算額 1,287千円）
毒物中毒患者発生時に、速やかに治療薬を医療機関に供給する。（平成10年度創設）

2 医薬品関連産業の活性化対策（予算額 10,355千円）

- (1) 医薬品関連産業活性化対策推進事業（予算額 5,237千円）
医薬品関連産業の育成振興のため、各種事業を行う。

第5表 医薬品等製造販売（製造）業者施設数（令和3年度末）

（単位 施設）

実 態 \ 業 種	製造販売業	製造業	計
医 薬 品	10	27	37
医 薬 部 外 品	11	17	28
化 粧 品	34	34	68
医療機器（医療機器修理業）	33 (209)	60	93 (209)
体外診断用医薬品	1	1	2
計	89 (209)	139	228 (209)

ア 薬事指導機能の強化

県内医薬品等製造販売（製造）業者を対象として、保健環境センターの協力を得てバリデーション適合性等の実地指導を実施するとともに、全国薬事指導協議会へ参画する。（昭和39年度創設）

第6表 実地指導実施状況（令和3年度）

実 施 回 数	調 査 品 目 数	対 象 施 設
0 回	0 品目	0 施設

（注）実地指導：医薬品の製造管理及び品質管理等の方法が適正である旨の検証の正確性に関する指導
※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から未実施

イ 講演会、講習会の開催

医薬品等製造販売（製造）業者を対象に、最新かつ適正な薬事情報を提供するため、講習会を開催する。（昭和61年度創設）

第7表 講習会の開催状況（令和3年度）

開 催 回 数	対 象 者	参 加 者 数
0	医薬品等製造販売・製造業者	-

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から未実施

- (2) 薬事経済調査事業（予算額 280千円）
医薬品等の適正な生産と健全で円滑な流通を確保するため、厚生労働省の委託を受け、各種調査を実施する。（昭和55年度創設）

ア 医薬品価格信頼性調査（他計調査）

薬価本調査及び経時変動調査の信頼性を確保するため、医薬品を販売している卸売販売業者に対して、実勢価格及び取引数等を調査する。

第8表 医薬品価格信頼性調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 対 象	調 査 品 目 数
令和3年度	0	-

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から未実施

イ 医薬品価格調査客体精密化調査

医療用医薬品価格調査の調査客体を的確に把握するため、事業所名称、所在地、電話番号等を調査する。

第9表 医薬品価格調査客体精密化調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 客 体
令和3年度	189
令和2年度	190

ウ 材料価格・再生医療等製品経時変動調査（他計調査）

市場の実勢価格を的確に材料価格基準に反映させるために、特定保険材料・再生医療等製品の販売業者を対象とし、市場価格の変動を調査する。

第10表 材料価格・再生医療等製品経時変動調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 対 象	調 査 品 目 数
令和3年度	0	-

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から未実施

エ 材料価格・再生医療等製品調査客体精密化調査

材料価格本調査の調査客体を的確に把握するため、事業所名称、所在地、電話番号等を調査する。

第11表 材料価格・再生医療等製品調査客体精密化調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 客 体	
	医科向販売業者	歯科向販売業者
令和3年度	175	17
令和2年度	179	16

(3) 広島県治験等活性化事業（予算額 4,838千円）

広島市内4基幹病院（広島大学病院、広島赤十字・原爆病院、広島市立広島市民病院、県立広島病院）での症例集積性の向上、手続きの効率化、人材育成・臨床研究支援等を通じて、医薬品・医療機器等の開発を実施しやすい環境を整備し、地域医療の質の向上及び県内の医療関連産業活性化を目指す。（平成25年度創設）

3 新型インフルエンザ対策（予算額 1,784千円）

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（予算額 1,784千円）

新型インフルエンザ発生時に備え、国の備蓄方針に基づき、本県においても当該薬を行政備蓄している。

平成30年6月に示された国の備蓄方針（タミフル10.55万人分、タミフルドライシロップ5.08万人分、リレンザ3.91万人分、ラピアクタ1.96万人分、イナビル17.59万人分）に基づき、既存の備蓄薬の使用期限切れになる時期を勘案しながら順次切換えを進める。

第12表 抗インフルエンザウイルス薬備蓄状況（年度末数量）

（単位 万人分）

区分	平成 22 年度	平成 23～25 年度	平成 26～27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
タミフル	38.9	53.9	53.9	42.0	30.1	30.1	15.0	10.55	10.66
リレンザ	3.0	3.0	12.0	12.0	12.0	12.0	10.0	9.0	9.0
タミフルドライシロップ	-	-	-	1.23	1.23	2.98	5.08	5.08	5.08
ラピアクタ	-	-	-	2.13	2.13	2.13	2.13	2.13	1.96
イナビル	-	-	-	0	0	3.50	6.88	12.33	12.50
計	41.9	56.9	65.9	57.36	45.46	50.71	39.09	39.09	39.20

4 薬物乱用防止対策（予算額 11,025 千円）

(1) 麻薬覚醒剤等監視指導事業（予算額 5,989千円）

ア 麻薬取扱者への監視指導

家庭麻薬製造業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設等に対する監視指導を行い、医療用麻薬の適正な保管・管理等の徹底を図る。（昭和28年度創設）

第13表 麻薬取扱者監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対 象 施 設 数	監視指導延件数
令 和 3 年 度	3,064	885
令 和 2 年 度	3,060	1,023
令 和 元 年 度	3,059	1,135

イ 向精神薬取扱者への監視指導

向精神薬卸売業者、向精神薬試験研究施設、医療機関、薬局等に対する監視指導を行い、向精神薬の保管・管理等の徹底を図る。（平成2年度創設）

第14表 向精神薬取扱者監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対 象 施 設 数	監視指導延件数
令 和 3 年 度	6,689	853
令 和 2 年 度	6,712	926
令 和 元 年 度	6,754	1,146

ウ 覚醒剤等取扱者への監視指導

覚醒剤等取扱者への監視指導を行い、覚醒剤等の適正な保管・管理等の徹底を図る。（昭和26年度創設）

第15表 覚醒剤等取扱者監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対 象 施 設 数	監視指導延件数
令 和 3 年 度	6,367	698
令 和 2 年 度	6,387	787
令 和 元 年 度	6,387	967

エ 薬物中毒者等に対する指導

麻薬中毒者の早期発見と精神保健指定医による診療及び措置入院等、中毒者の医療保護に努める。
また、広島刑務所における薬物事犯による受刑者に対して、薬物精神衛生講座を実施し、再犯防止に努める。（昭和38年度創設）

オ 不正大麻・けし及び自生けし撲滅運動の実施

大麻及び麻薬成分を含むけしは一般に栽培が禁止されており、不正栽培防止の徹底を図る。特に、鑑賞を目的としたけしの不正栽培を撲滅するため、開花期に合わせて栽培防止に努めるとともに、自生けしの撲滅にも努める。(昭和35年度創設)

〔不正大麻・けし撲滅運動 令和4年4月1日から6月30日まで〕

第16表 けし・大麻除去状況

(単位 本)

区 分	不正けし	不正大麻	自生けし	自生大麻
令和3年度	0	0	27,128	0
令和2年度	0	0	65,657	0
令和元年度	0	0	22,030	0

カ 薬物乱用対策推進本部の設置・運営

薬物乱用対策を効果的、効率的に推進するため、県内の関係機関・団体(19機関・2団体)で構成する広島県薬物乱用対策推進本部を設置し、総合的、一体的な広報啓発活動、取締活動等を行う。(昭和28年度創設)

(2) 覚醒剤等薬物乱用防止対策事業(予算額 5,036千円)

ア 薬物乱用防止広報強化等の月間の実施

次の期間を啓発月間等と定め、この期間に各種啓発事業を実施し、薬物乱用による弊害の恐ろしさを広く訴える。(昭和28年度創設)

第17表 啓発月間等の期間

区 分	期 間
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	令和4年6月20日から7月19日まで
麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動	令和4年10月1日から11月30日まで

・啓発用ポスターの掲示

薬物乱用防止を訴えるポスターを掲示し、啓発に努める。

・懸垂幕の掲示

県庁及び関係機関の庁舎に懸垂幕を掲示し、薬物乱用防止を訴える。

・ラジオ等の広報媒体を利用した啓発活動

ラジオ等を利用して、薬物乱用の弊害を広く訴える。

・キャンペーン

ポスターの掲示、リーフレットの配架を行うとともに、「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金に協力する。

令和3年度626ヤング街頭キャンペーンは新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み中止。

・注射器取扱者、シンナー販売業者に対する指導

注射器取扱者及びシンナー販売業者に対して、注射器等の適正な保管管理を指導する。

イ 保護者対象薬物乱用防止教室の開催

中学生の保護者を対象とした薬物乱用防止教室を開催し、家庭における薬物乱用防止機能の強化を図る。(平成14年度創設)

ウ 啓発用資料の作成・配布及び啓発用視聴覚教材の整備・貸出

県内の中学生、高校生等から募集した図案を採用してポスター、チラシを作成し、配布すると

もに、ビデオ等を整備し、県民に貸出しを行う等広く啓発に努める。(昭和62年度創設)

エ 薬物専門講師の養成

地域、学校、家庭における薬物乱用防止教育啓発事業の質的向上を図るため、薬物乱用防止指導員、学校薬剤師等から薬物専門講師を養成する。(平成11年度創設)

令和3年度専門講師講習会は新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み中止。

オ 薬物乱用防止指導員の配置

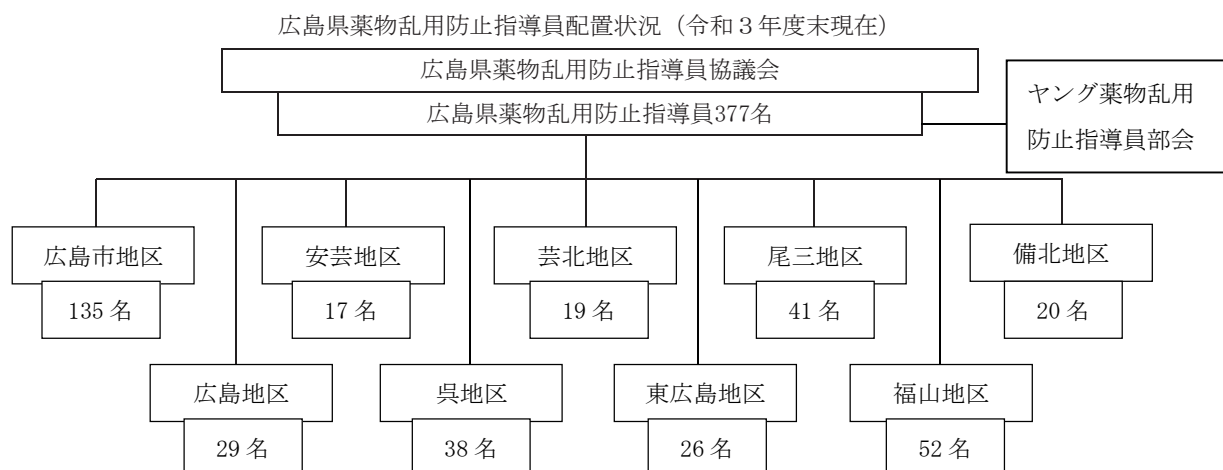
地域で保健衛生や健全な社会環境づくりを推進するため、薬物乱用防止に熱意と理解のある県民に広島県薬物乱用防止指導員を委嘱し、地域に根差した啓発活動の展開を図る。

また、平成元年度に県内5地区に協議会を設置し、その後4地区を加え、地域の実情に応じた啓発活動を展開してきた。

なお、平成11年度から指導員の活動に相談指導を加え、薬物乱用者及びその家族に対する相談指導の充実強化を図っている。(昭和62年度創設)

カ ヤング薬物乱用防止指導員の委嘱

大学からの推薦に基づき、要件を満たす学生をヤング指導員として委嘱し、ライオンズクラブ及び広島県薬物乱用防止指導員と連携し、薬物乱用防止教室の開催をはじめとした種々の薬物乱用防止啓発活動を行う。(平成29年度創設)



キ 薬物依存者等再乱用防止

(ア) 県立総合精神保健福祉センター等における薬物相談

県立総合精神保健福祉センター等において、薬物依存者及びその家族に対する相談指導等を実施する。(平成11年度創設)

・薬物相談事業推進連絡会議の設置

相談窓口を有する関係機関による、相談・指導業務のネットワーク化を図る。(平成11年度創設)

・家族教室の開催

薬物依存者の家族に対して、薬物依存・中毒に対する正しい知識を普及するとともに、依存者の回復を支援するための基本的・具体的な対応方法について指導する。(平成12年度創設)

・個別相談窓口の設置

薬物依存者及びその家族に対し、精神科医等の専門家による継続的な個別指導を行う。(平成11年度創設)

- ・再乱用防止対策

薬物乱用経験者に対し、再乱用防止プログラムを実施する。(平成21年度創設)

(イ) 保健所等における薬物相談

県保健所・支所に覚醒剤等相談窓口を設置し、地域住民からの薬物乱用に関する相談に応じ、正しい知識の普及に努める。(昭和63年度創設)

なお、広島市、呉市、福山市保健所にも同様に相談窓口が設置されている。

(ウ) 薬物依存症専門医療機関等の選定

薬物依存症に関する治療を行う専門医療機関及び治療機関となる医療機関を選定し、依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにする。(平成29年度創設)

5 血液事業対策 (予算額 5,589千円)

(1) 献血思想普及啓発事業 (予算額 5,340千円)

各種事業を展開し、医療に必要な血液の確保に努める。(昭和40年度創設)

第18表 保健所(支所)及び政令市等献血参加実績

(単位 人)

区分	年度別実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度
	保健所・保健所支所				
移動 献血	西部広島支部	3,067	2,823	2,785	
	西部広島支所	5,850	5,835	5,700	
	西部呉支所	764	813	756	
	西部支部	5,305	5,692	6,153	
	東部支部	3,104	3,852	3,880	
	東部福山支所	545	720	679	
	北部支部	1,267	1,191	1,044	
	広島市	25,264	25,774	25,406	
	呉市	5,413	5,001	5,212	
	福山市	4,233	6,810	6,857	
	計	54,812	58,511	58,472	
献血 ルーム	本通出張所（献血ルーム「もみじ」）	33,323	32,686	31,546	
	紙屋町出張所（献血ルーム「ピース」）	31,801	32,125	31,567	
	福山市出張所（献血ルーム「ばら」）	8,426	—	—	
	計	73,550	64,811	63,113	
合 計		128,362	123,322	121,585	

ア 広島県献血推進功労者等表彰伝達式の開催

毎年7月の「愛の血液助け合い運動」と1月及び2月の「はたちの献血」キャンペーンに呼応して、市町等の協力を得て、ポスター、チラシ等の作成・配布や県ホームページ、SNSを含むインターネット等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。

また、「愛の血液助け合い運動」の一環として、県、日本赤十字社広島県支部及び広島県赤十字血液センターが共催し、献血功労者及び献血推進ポスター入賞者の表彰を行うなど献血意識の高揚に努める。(昭和47年度創設)

イ 広島県献血推進審議会の開催

昭和39年8月の閣議決定に基づき、昭和40年2月に献血推進協議会が設置された。平成26年4月1日からは県の附属機関設置条例に基づいた献血推進審議会として、翌年度の広島県献血推進計画の策定等を協議する。

ウ 献血推進担当者会議の開催

市町等の献血推進担当者を対象に会議を開催し、移動献血計画の策定及び関係団体との意見交換を積極的に行い、地域における献血推進運動の活性化を図る。(昭和61年度創設)

エ 若年層への普及啓発

若年層への普及啓発の一環として、献血への理解を促す啓発資材を作成し、教育委員会等と連携して県内の高校3年生に配付する。

また、献血の正しい知識の普及啓発を図るため、血液センター開催の「献血セミナー」への協力について依頼するとともに、献血への関心を高めるため県内の中学校・高等学校及び特別支援学校（中学部・高等部）の生徒を対象に、献血推進ポスターの図案を募集する。（平成12年度創設）

オ 複数回献血の推進

献血者に対して次回の献血を促す啓発資材の作成及び配布等を通じて、採血業者による複数回献血への呼びかけ等に協力する。

カ 献血推進組織の活動支援

各市町献血推進協議会と協力して、県内各地で開催されている行事と連動した献血のイベントを啓発資材の提供等を通じて支援するとともに、参加団体の拡大に向けた取組に協力する。

(2) 血液製剤使用適正化事業（予算額 249千円）

昭和61年度から行っているこの事業を発展させ、平成23年度から医療関係者、医療関係団体及び学識経験者からなる県合同輸血療法委員会を設置し、医療機関における輸血療法委員会相互の情報交換を図り県内輸血医療の標準化に取り組む。（昭和61年度創設）

6 温泉事業対策（予算額 296千円）

(1) 温泉指導事業（予算額 296千円）

ア 温泉掘削等許可・監視指導

温泉の保護及びその利用の適正を図るため、掘削等の許可を行うとともに、監視指導を行う。（昭和23年度創設）

第19表 温泉掘削等許可・監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分			令和元年度	令和2年度	令和3年度
源 泉	総 数		365	367	368
	許 可 数	掘 削	6	—	1
		増 掘	—	—	—
		動力装置	8	3	1
	立入検査回数		9	3	5
利 用 施 設	総 数		168	163	164
	利 用 許 可 数		32	17	21
	立入検査回数		150	112	81

イ 温泉分析機関の登録

温泉の分析機関の登録を行うとともに監視指導を行う。

令和3年度末現在の登録分析機関数は、2件である。（平成14年度創設）

7 シックハウス対策

(1) 保健所等におけるシックハウスに関する相談

県保健所・支所及び薬務課を窓口として、県民からのシックハウスに関する相談に応じ、健康被害の予防及び軽減を図る。(平成12年度創設)

(2) 広報啓発の推進

室内空気汚染による健康被害の予防及び軽減を図るため、県のホームページを活用し、広報啓発を推進する。(平成14年度創設)

第20表 相談受理件数

(単位 件)

区 分	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
相 談	1	4	12

8 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（予算額 5,203,532 千円）

新型コロナウイルスワクチンの接種促進と市町の接種体制整備等への支援を行う。

19 肝炎対策

〔現況及び施策の方向〕

肝炎ウイルス持続感染者（以下「キャリア」という。）はB型、C型合わせて国内に300万人から370万人程度存在すると推定され、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんに移行することが指摘されている。

しかし、自覚症状に乏しいことから、肝機能に異常が出てから医療機関を受診すると既に肝硬変・肝がんに移行しているケースが少なくなく、県民への正しい知識の普及啓発、検診受診率の向上、検査で要診療と診断された者への保健指導、専門医療機関の整備が必要となっている。

このため、広島県では肝疾患の専門医等で構成する肝炎対策協議会を設置し、広島県の現状と課題を整理し、肝炎対策の諸施策を推進する。

〔事業の内容〕

1 肝炎対策事業（予算額 14,370 千円）

肝炎対策協議会の設置、肝疾患診療支援ネットワーク体制の充実、肝疾患診療連携拠点病院の運営及び県民への普及啓発等、総合的な肝炎対策を推進する。（平成19年度創設）

区 分	内 容
総合的な推進体制の強化	治療・検査・普及啓発に係る総合的な肝炎対策を推進するため「肝炎対策協議会」を設置
肝疾患診療連携拠点病院の機能強化	○肝疾患診療連携拠点病院等連絡会の運営 ○肝疾患相談室の整備
普及啓発活動	○肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及啓発 ○肝炎ウイルス検査の受検促進

第1表 肝炎対策協議会の開催状況

区 分	開催回数	主 な 議 題
令和3年度	2	第4次広島県肝炎対策計画の策定方針（案）等について
令和2年度	1	第3次広島県肝炎対策計画の進捗状況等について
令和元年度	0	（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止）

第2表 肝疾患相談室における相談件数

（単位 件）

区 分	広島大学病院	福山市民病院	合計
令和3年度	5,021	898	5,919
令和2年度	2,858	797	3,655
令和元年度	1,899	961	2,860

2 肝炎ウイルス検査・治療費助成事業（予算額 426,698 千円）

- 早期発見・早期治療体制を充実させるために、保健所で実施している検査に加え、医療機関に委託し肝炎ウイルス検査を実施する。（平成20年度創設）
- B型・C型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）により、肝硬変及び肝がんへの進行を防ぐことが可能な疾患であるが、治療費が高額となることから、治療費の一部を助成してアクセスを改善することにより、早期治療の促進を図る。（平成20年度創設）

- (3) B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の医療費の一部を助成して患者の負担軽減を図るとともに治療の研究促進を図る。(平成30年度創設)

区 分	内 容
制度に係る説明会	○ 肝炎治療費助成制度及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、各種関係機関に説明会を実施（対象：保健所・市町、医療機関、患者）
受給資格の審査・受給者証の発行	○ 当該制度の受給者認定に係る経費 ・ 認定協議会の開催 ・ 申請受付業務等
肝炎ウイルス検査の実施	○ 無料検査の実施 （実施場所：保健所（支所）、委託医療機関）
医療費助成等	○ 患者の所得階層に応じた一定の自己負担額の上限を超えた額の助成等

第3表 肝炎治療受給者証交付件数

(単位 件)

区 分	インターフェロン治療	インターフェロンフリー治療	核酸アナログ製剤治療	合計
令和3年度	1	316	3,388	3,705
令和2年度	1	321	3,455	3,777
令和元年度	12	466	3,301	3,779

第4表 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付件数

(単位 件)

区 分	肝がん	非代償性肝硬変	肝がん・非代償性肝硬変併発	合計
令和3年度	44	0	8	52
令和2年度	7	1	5	13
令和元年度	4	1	4	9

第5表 肝炎ウイルス検査受検者数

(単位 人)

区 分	県保健所（支所）	県委託医療機関	合計
令和3年度	5	1,081	1,086
令和2年度	2	1,435	1,437
令和元年度	6	1,200	1,206

3 ウイルス性肝炎対策（予算額 12,448 千円）

- (1) 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や陽性者に対する医療機関への受診勧奨を一層強化するため、市町の保健師、医療機関の看護師及び企業の健康管理担当者等を対象に肝炎に関する研修を実施し、肝炎患者等の適切な肝炎治療をコーディネートできる者を養成し、「肝疾患コーディネーター」として認定する。既に認定を受けた者に対しても継続的に研修を行い、最新の知見を習得させる。（平成 23 年度創設）

- (2) 「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」を活用した継続的な受診勧奨及び慢性肝炎患者等に対する定期検査費用等の助成及び肝炎重症化・肝がん移行を予防する。

平成 27 年度は定期検査費用の助成回数を年 1 回から 2 回に拡大し、平成 28 年度は所得制限を緩和した。平成 29 年度は自己負担限度額を減額、令和元年度は初回精密検査費用の助成対象者に職域で実施する肝炎ウイルス検査陽性者を追加、令和 2 年度は初回精密検査費用の助成対象者に妊婦健診の肝炎ウイルス検査、手術前の肝炎ウイルス検査陽性者を追加するなど、制度利用の促進を図った。（平成 26 年度創設）

区 分	内 容
肝疾患コーディネーターの養成・活用	○養成講座（2 会場（広島、福山）、各 2 日）200 名養成 ○継続研修（2 会場（広島、福山）、各 1 日 広島会場は 2 回）
肝炎重症化・肝がん予防推進事業	○肝炎ウイルス陽性者のデータベース登録及び受診勧奨 ○慢性肝炎患者等に対する定期検査費用等を助成

第 6 表 肝疾患コーディネーター養成者数

（単位 人）

区 分	養成者数
令和 3 年度	117
令和 2 年度	0 (新型コロナウイルス感染症の影響により中止)
令和 元 年 度	119

第 7 表 フォローアップシステム新規登録者数・検査費用助成利用者数

（単位 人）

区 分	フォローアップシステム 新規登録者数	初回精密検査費用助成 利用者数	定期検査費用助成 利用者数（※）
令和 3 年度	81	17	315
令和 2 年度	132	24	386
令和 元 年 度	159	22	349

※定期検査費用助成利用者数は延べ人数

20 医療提供体制の確保

〔現況及び施策の方向〕

「広島県保健医療計画」及び「ひろしま高齢者プラン」に基づき、質が高く安心できる保健医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を一体的に推進し、医療及び介護の総合的な確保を促進していくとともに、健康寿命の延伸に向け「重症化予防、再発予防」や「介護予防」等の取組を進める。

〔事業の内容〕

1 総合的な施策の企画・調整（予算額 22,342 千円）

(1) 保健医療計画の推進（予算額 20,269 千円）

医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域関係者による協議の場である地域医療構想調整会議を開催し、地域医療構想の実現に向けた協議・検討を行う。

また、7つの二次保健医療圏ごとに策定した広島県保健医療計画の地域計画の着実な推進に向け、各圏域に設置された圏域地域保健対策協議会において必要な調査及び事業を実施するとともに、圏域ごとの連携強化のための合同研修会を実施する。（昭和53年度創設）

(2) 第8期ひろしま高齢者プランの推進及び次期プランの策定（予算額 2,073 千円）

「第8期ひろしま高齢者プラン」（令和3～令和5年度）に基づき、高齢者の健康寿命の更なる延伸や、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの充実を図るための取組を着実に推進していく。（平成12年度創設）

2 医療及び介護の総合的な確保の促進（予算額 2,032,199 千円）

(1) 医療介護総合確保促進法に基づく広島県計画の推進

地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するために県が策定する計画に基づく地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施する。（平成26年度創設）※毎年度策定

【対象事業】

- 1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 1-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業
- 6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
- 7 その他の事業

(2) 療養病床転換支援事業（予算額 3,600 千円）

療養病床の再編成により、現に療養病床へ入院している人の行き場が失われることのないよう、患者の状態に配慮した受入施設の整備を促進する。（平成19年度創設）

(3) 医療情報連携の推進（予算額 83,335 千円）

医療機関の連携や機能分担を進め、効率的な医療連携体制を全県で構築するため、診療情報や画像情報などの医療情報を複数の医療機関で共有できるよう、基盤となる「ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）」を整備する。（平成 23 年度創設）

(4) 医療資源偏在解消の推進（予算額 30,797 千円）

地域医療の維持・確保に向けて、医療・介護の提供、受給状況等を把握することができる医療・介護・保健情報総合分析システムによるデータ把握・分析を行い、各種施策への活用を図る。（平成 23 年度創設）

(5) 病床機能分化・連携の促進（予算額 1,820,720 千円）

地域の実態に応じた医療機能の配置を実現するため、医療機関が実施する病床機能の転換やダウンサイジング、複数医療機関の再編に係る施設・設備整備等への支援や、二次保健医療圏毎の医療機能分析、経営・資金調達に係る相談支援を実施する。（平成 29 年度創設）

(6) 【新】地域医療構想推進事業（予算額 93,747 千円）

全国トップレベルの高度医療を提供する機能や、医療人材の育成・派遣機能を有する「高度医療・人材育成拠点」の整備に向けて、関係医療機関との医療機能の分化・連携に向けた検討など、拠点ビジョンの実現に向けた検討を行う。（令和 3 年度創設）

3 救急医療の充実（予算額 617,362 千円）

(1) 救急医療コントロール機能を担う広島市民病院の整備等（予算額 13,266 千円）

救急搬送患者の受入困難事案を解消するため、広島市民病院に救急医療コントロール機能を整備し、その運営費を助成するとともに、コントロール機能を支援する医療機関に搬送等を行うことにより、広島都市圏の救急医療体制を確保する。（平成 22 年度創設）

(2) 救命救急センターの運営支援（予算額 218,139 千円）

重篤な救急患者に対する医療を 24 時間体制で確保するため、独立行政法人国立病院機構呉医療センターの救命救急センター並びに厚生連広島総合病院及び厚生連尾道総合病院の地域救命救急センターの運営を支援する。（平成 22 年度創設）

(3) 救急医療施設等の整備

ア 初期（一次）救急医療体制の確保

軽症の救急患者に対応する初期救急医療として、市町が設置する休日夜間急患センターや市郡地区医師会による在宅当番医制の充実を図り、休日・夜間における救急医療体制を確保する。

第1表 休日夜間急患センター整備状況（令和4年4月1日現在）

名 称	開設年月	診 療 科 目					診 療 体 制		
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	休日	準夜	終夜
広島市医師会 千田町夜間急病センター	H21. 3	○		○	○		○	○	
安佐医師会 可部夜間救急センター	H23. 3	○						○	
呉市医師会 休日急患センター 〔小児夜間救急センター〕 〔内科夜間救急センター〕	S48. 9 〔小児科夜間 H15. 10 内科夜間 H22. 4〕	○	○	○			○	○ (外科除く)	
竹原市休日診療所	S49. 5 (H2. 12移転)	○	○				○		
三原市医師会 休日夜間急患診療所	S49. 3 (S57. 12移転)	○	○	○			○ (小児科除く)	○	○ (小児科除く)
尾道市立夜間救急診療所	S51. 10 (H26. 4 移転)	○		○			○	○	
福山夜間小児診療所	H12. 4		○				○	○	
福山夜間成人診療所	H25. 5	○		○				○	
三次市休日夜間急患センター	H26. 4	○					○	○	
庄原市休日診療センター	H25. 4	○					○		
大竹市休日診療所	H7. 10	○		○			○		
東広島市休日診療所	S50. 5 (H3. 4 移転)	○	○			○	○		
廿日市休日夜間急患センター	H14. 4 (R2. 4 移転)	○		○			○	○	
高田地区休日夜間救急診療所	H7. 1	○		○			○		○

イ 二次救急医療体制の確保

初期救急医療施設で対応することが困難な重症救急患者を受け入れ、治療することを主たる目的として、病院群輪番制病院及び救急告示医療機関による二次救急医療体制を確保する。

第2表 二次救急医療施設整備状況（令和4年4月1日現在）

区 分	地 区	医 療 機 関 名
病 院 群 輪番制病院	1 広 島 地 区	広島市立舟入市民病院 荒木脳神経外科病院・一ノ瀬病院・慈恵会いまだ病院 太田川病院・加川整形外科病院・翠清会梶川病院 広島記念病院・広島市立広島市民病院・曙会シムラ病院 広島赤十字・原爆病院・中電(株)中電病院 あかね会土谷総合病院・おると会浜脇整形外科病院 J R 広島病院・吉島病院 マツダ病院 五日市記念病院 安芸市民病院 広島厚生病院 一陽会原田病院 ヒロシマ平松病院 県立広島病院 榎殿順記念病院
	2 安佐・山県・高田地区	広島市立安佐市民病院 広島共立病院 野村病院・サカ緑井病院・日比野病院・長久堂野村病院 新谷整形外科医院・北広島病院 高陽第一診療所 高陽ニュータウン病院 広島心臓血管病院・山崎整形外科内科クリニック
	3 佐伯・大竹地区	厚生連広島総合病院・国立病院機構広島西医療センター
	4 呉 地 区	呉共済病院・済生会呉病院・中国労災病院
	5 東 広 島 地 区	西条中央病院・本永病院・国立病院機構東広島医療センター 井野口病院・土肥整形外科病院 八本松病院
	6 竹 原 地 区	県立安芸津病院・安田病院 馬場病院
	7 三 原 地 区	興生総合病院・三原城町病院
	8 尾 道 地 区	尾道市立市民病院
	9 因 島 地 区	厚生連尾道総合病院
	10 御 調 ・ 世 羅 地 区	公立みつぎ総合病院 世羅中央病院
	11 福 山 地 区	国立病院機構福山医療センター・神原病院・セントラル病院・大田記念病院 日本鋼管福山病院・中国中央病院 楠本病院・福山第一病院 寺岡整形外科病院 沼隈病院 山陽病院 藤井病院 三宅会グッドライフ病院 西福山病院・小島病院
	12 府 中 地 区	寺岡記念病院 府中市市民病院
	13 三 次 地 区	市立三次中央病院
	14 庄 原 地 区	庄原赤十字病院・庄原市立西城市民病院
小児救急医療 支 援 事 業	1 庄 原 地 区	庄原赤十字病院
	2 呉 地 区	国立病院機構呉医療センター・中国労災病院
	3 東 広 島 地 区	国立病院機構東広島医療センター
小児救急医療 拠 点 病 院	広島市立舟入市民病院 (H14.10)・厚生連尾道総合病院 (H15.5)・市立三次中央病院 (H16.7) 福山市民病院 (R3.4)	

第3表 救急告示医療機関（令和4年4月1日現在）

保健所（支所），市	施 設 数			保健所（支所），市	施 設 数		
	病 院	診 療 所	計		病 院	診 療 所	計
広 島 市	41	7	48	福 山 市	24	4	28
呉 市	10	1	11	東 部	17	1	18
西 部	10	0	10	（うち福山支所）	(4)	(1)	(5)
（うち広島支所）	(7)	(0)	(7)	北 部	4	1	5
（うち呉支所）	(1)	(0)	(1)				
西 部 東	11	1	12	計	117	15	132

ウ 三次救急医療体制の確保

救急患者のうち、二次救急医療施設では対応が困難な重症及び複数の診療科領域にわたる重篤患者に対応する救急医療を確保する。

第4表 三次救急医療施設整備状況（令和4年4月1日現在）

区 分	病 院 名	運営開始年月
高度救命救急センター	広島大学病院	H17. 4
救命救急センター	広島市立広島市民病院	S52. 7
	国立病院機構呉医療センター	S54. 10
	県立広島病院	H 8. 11
	福山市民病院	H17. 4
地域救命救急センター	厚生連広島総合病院	H23. 4
	厚生連尾道総合病院	H27. 4

(4) 救急医療情報ネットワークの運営（予算額 70,299 千円）

救急患者をその症状に適した医療機関へ迅速に搬送するための情報提供を目的として、昭和55年度（平成4年度・平成9年度・平成13年度・平成18年度・平成26年度一部更新）から救急医療情報ネットワークを運営し、県民への医療機関情報の提供、災害時の医療支援等も行っている。

平成26年10月のシステム更新では、救急隊にタブレット端末を配付するなど、関係者全員で救急搬送に関する情報を共有することにより、搬送先の分散化や適正化を目指すなど、より迅速な救急医療体制の構築を図った。（昭和55年度創設）

(5) ドクターヘリ事業（予算額 292,138 千円）

ドクターヘリの運航により、事故・災害現場等に医師等を搬送し、迅速に救命医療行為を開始することで、救命率の向上や後遺障害の軽減を図り、広域的な救急医療体制を強化する。（平成23年度創設）

(6) メディカルコントロール体制の強化（予算額 498 千円）

救急救命士の特定行為に指示を行うメディカルコントロール（MC）指示医師、及び事後それを検証するMC検証医師を育成、再教育し、救急医療の向上を図る。（平成20年度創設）

(7) 救急搬送受入体制確保事業（予算額 23,022 千円）

救急搬送時における受入困難事案患者を確実に受け入れる医療機関を確保することにより、円滑な救急搬送受入体制を構築する。（平成23年度創設）

4 災害医療体制の充実（予算額 26,784 千円）

大規模災害等での医療救護体制の確立を図るため、災害拠点病院と他の関係機関との連携体制や広域搬送体制のあり方等について検討するための会議を開催するとともに、各種訓練を実施する。

第5表 災害医療救護体制整備の状況

(単位 千円)

年 度	予 算 額	事 業 内 容
令和4年度	26,784	災害時医療救護訓練の実施、災害拠点病院連絡会議、防災訓練への参加支援、DMAT連絡会議、DMAT、医療関係者及び保健師等への研修実施、災害派遣者の保険料、保健医療調整本部訓練の実施
令和3年度	28,231	中国地区DMATロジスティック研修会、災害時医療救護訓練の実施、災害拠点病院連絡会議、防災訓練への参加支援、DMAT連絡会議、DMAT、医療関係者及び保健師等への研修実施、災害派遣者の保険料
令和2年度	29,269	中国地区DMATロジスティック研修会、災害時医療救護訓練の実施、災害拠点病院連絡会議、防災訓練への参加支援、DMAT連絡会議、DMAT、医療関係者及び保健師等への研修実施、災害派遣者の保険料

5 へき地・中山間地域医療対策の充実（予算額 209,294 千円）

「広島県保健医療計画」（第7次（令和3年3月中間見直し））を踏まえた医療支援事業や医療資源に恵まれない中山間地域等における医療を確保するため、当該地域の市町が実施する医療確保事業に対する援助を行う。

(1) へき地医療拠点病院の整備・運営費の助成（予算額 175,188 千円）

へき地医療支援機構の調整・指導の下で、所属する二次保健医療圏を越えて、へき地診療所等に対する代診医派遣、無医地区等への巡回診療等による診療支援等を実施する機関として12病院を指定（令和4年4月1日現在）し、その施設・設備整備費及び運営費を助成する。（平成14年度創設）

また、医療機器を搭載した移動診療車を5つのへき地医療拠点病院が共同利用し、無医地区等へ巡回診療等を実施する。（平成24年度創設）

第6表 へき地医療拠点病院の状況

病 院 名	二次保健医療圏	へき地医療活動	指 定
県立広島病院	広島	代診医派遣 (随時)	平成14年
厚生連吉田総合病院	広島	へき地診療所等医師派遣	平成14年
安芸太田病院	広島	代診医派遣 (随時)	平成15年
広島市立安佐市民病院	広島	へき地診療所等医師派遣	平成24年
国立病院機構広島西医療センター	広島西	代診医派遣 (随時)	平成14年
厚生連広島総合病院	広島西	へき地診療所等医師派遣	平成23年
厚生連尾道総合病院	尾三	へき地診療所等医師派遣 代診医派遣	令和2年
神石高原町立病院	福山・府中	無医地区巡回診療 代診医派遣 (随時)	平成21年
府中市病院機構府中市民病院	福山・府中	無医地区巡回診療	平成27年
市立三次中央病院	備北	へき地診療所等医師派遣 代診医派遣 (随時)	平成14年
庄原赤十字病院	備北	無医地区巡回診療 へき地診療所等医師派遣	平成14年
庄原市立西城市民病院	備北	無医地区巡回診療	平成27年

第7表 へき地医療拠点病院助成実施・予定状況

(単位 か所)

年 度	整 備		運 営
	施 設	設 備	
令和4年度(予定)	—	7	9
令和3年度	—	4	9
令和2年度	—	4	9

〔負担割合 国1/2, 県1/2〕

(2) へき地医療拠点病院の維持・強化

へき地医療対策の中核を担うへき地医療拠点病院の維持・強化を図る支援体制を構築するため、へき地医療拠点病院を支援する「へき地医療支援病院指定制度」を創設し、1病院を指定。

第8表 へき地医療支援病院の状況

病院名	二次保健医療圏	へき地医療活動	指定
福山市民病院	福山・府中	へき地医療拠点病院への医師派遣(月4回)	平成30年

(3) へき地診療所の整備・運営費の助成(予算額 28,606千円)

無医地区等における地域住民の医療を確保するため、市町等が整備するへき地診療所に対し、その施設・設備整備費及び運営費を助成する。(昭和31年度創設)

第9表 へき地診療所の状況

(単位 か所)

（単位：箇所）

二次保健医療圏	公立						公立以外	
	補助を受けて設置した診療所		国民健康保険直営診療所		—			
広島	1	安芸高田市川根診療所	2	北広島町雄鹿原診療所，北広島町八幡診療所	—		3	似島診療所，佐々部診療所，津田医院
広島西	1	廿日市市吉和診療所	—		—		2	栗谷診療所，阿多田診療所
尾三	—		—		—		2	佐木島診療所，百島診療所
福山・府中	—		—		1	神石高原町神石へき地診療所	—	
備北	2	庄原市口和診療所，庄原市高野診療所	4	三次市国保川西診療所，庄原市国保総領診療所，三次市国保君田診療所，三次市国保作木診療所	—		—	

第10表 へき地診療所助成実施・予定状況

(単位 か所)

年 度	整 備		運 営
	施 設	設 備	
令和4年度	0(0)	5(0)	1
令和3年度	0(0)	6(0)	1
令和2年度	0(0)	2(0)	1

(注) () 内は、過疎地域特定診療所数(内数) 〔負担割合 整備：国1/2, 事業者1/2
運営：(国庫補助事業) 国2/3, 事業者1/3等〕

(4) へき地患者輸送車(艇)の整備状況

市町が行う患者輸送事業に対して、その整備費を助成する等により、無医地区等における地域住民の受療機会を確保する。(昭和38年度創設)

第11表 へき地患者輸送車（艇）の状況

(単位 台, 艇)

二次保健医療圏	輸 送 車		輸 送 艇	
広島	1	広島市	—	
広島中央	1	大崎上島町	1	大崎上島町
広島西	—		1	大竹市
尾三	—		2	三原市, 尾道市

(5) 離島巡回診療の実施（予算額 5,500 千円）

社会福祉法人恩賜財団済生会による離島巡回診療に対し、その運営費を助成する。(昭和48年度創設)

第12表 離島巡回診療実施状況

(単位 市町, 地区, 日, 千円)

年 度	市 町 数	地 区 数	日 数	県 費 補 助 額
令和4年度(予定)	5	19	46	5,500
令和3年度	5	19	47	5,500
令和2年度	5	19	42	5,500

6 母子医療対策の充実（予算額 372,572 千円）

母体・胎児から新生児に至る周産期医療の総合的・体系的な体制の確保・充実を図るとともに、周産期医療を側面的に支援する周産期医療情報ネットワークを運営する。

〔※ 周産期：妊娠22週から出産後7日未満の期間で、この期間の母体、胎児及び新生児を総合的にケアする医療を周産期医療という。〕

(1) 周産期医療システムの運営（予算額 1,598 千円）

県内の周産期医療体制の確保・充実に向け、関係者が協議や調整などを行う広島県周産期医療協議会を設置するとともに、医療現場での問題点等を協議、調査するため、総合周産期母子医療センター（県立広島病院）へ病院部会を設置する。また、周産期医療従事者（医師、看護師、助産師等）を対象とした研修を実施し、周産期医療にかかる知識・技能の向上を図る。(平成11年度創設)

〔※ 総合周産期母子医療センター：高度な医療設備をもち、合併症妊娠、妊娠高血圧症候群（旧重症妊娠中毒症）などリスクの高い妊娠に対する周産期医療を行うことのできる医療機関。〕

(2) 周産期医療情報ネットワークの運営（予算額 3,730 千円）

県内のNICU（新生児集中治療室）保有病院を中心として、NICU病床への受入れ可否、緊急母体搬送の受入可否などの情報提供・交換を行う周産期医療情報ネットワークを運営し、周産期医療体制を側面的に支援する。(平成9年度創設)

(3) 周産期母子医療センター運営支援事業（予算額 137,378 千円）

ハイリスクの妊娠・出産に対し高度な医療を提供する、周産期母子医療センターに対して運営費を補助する。(平成22年度創設)

(4) 小児救急医療体制の充実（予算額 229,866 千円）

在宅当番医や小児救急医療拠点病院の運営事業により一定の小児救急医療体制は確保されているが、患者の増加に伴う待ち時間の延引や勤務小児科医の労働過重などの課題に対応するため、小児救急医療体制の充実への支援を行う。

ア 小児救急医療支援事業（予算額 19,411 千円）

休日・夜間の当番日に小児科医が当直し、受け入れ体制を確保する医療機関に対して、その運営費を補助する。（平成 11 年度創設）

イ 小児救急医療拠点病院事業（予算額 157,784 千円）

365 日 24 時間体制で広域的に二次の小児救急患者を受け入れる小児救急医療拠点病院に対して運営費を補助する。（平成 14 年 10 月 1 日に広島市立舟入市民病院を指定、平成 15 年 5 月 1 日に厚生連尾道総合病院を指定、平成 16 年 7 月 1 日に市立三次中央病院を指定、令和 3 年 4 月 1 日に福山市民病院を指定）（平成 14 年度創設）

ウ 小児救急医療電話相談事業（予算額 42,671 千円）

休日夜間の軽度小児救急患者の不安等を軽減するとともに、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担の軽減を図ることを目的として、看護師等が電話で相談対応する小児救急医療電話相談事業（平成 24 年度から受付時間延長）を実施する。（平成 14 年度創設）

エ 県東部小児二次救急医療確保事業（予算額 10,000 千円）

広島県東部及び岡山県南西部における小児救急医療体制の確保と小児科医師の養成を図るため、本地域が一体となり岡山大学大学院医歯薬学総合研究科に小児救急に関する寄附講座を設置する。（平成 25 年度創設）

7 臓器移植・骨髄バンク事業等の啓発・推進（予算額 7,856 千円）

(1) 臓器移植啓発活動の推進等（予算額 6,000 千円）

臓器の移植に関する法律（平成 9 年 10 月 16 日施行）に基づき、臓器提供意思表示カード配布等による普及啓発活動を推進するとともに、「公益社団法人日本臓器移植ネットワーク」及び「公益財団法人ひろしまドナーバンク」など関係機関の協力を得ながら、公正かつ公平な臓器移植体制の確立を図る。（平成 9 年度創設）

(2) 骨髄バンク事業等の推進（予算額 700 千円）

骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発及び骨髄ドナー登録者の確保を目的として、公益財団法人ひろしまドナーバンクが実施する骨髄バンク事業（医師や骨髄提供経験者が講師を務める出前講座等）に対し助成するとともに、経済界、ボランティア、医療関係者等による協議の場を確保し、県民運動としてのそれぞれの取組を強化する。（平成 4 年度創設）

第 13 表 骨髄ドナー登録者数

（単位 人）

年 度	広 島 県	全 国
令和 3 年度	10,233	537,820
令和 2 年度	9,977	530,953
令和元年度	9,755	529,965

(3) 骨髄提供の着実な推進（予算額 1,156 千円）

骨髄提供の推進及びドナー登録者の増加を目的として、骨髄ドナーの休業等による経済的負担の軽減を図るために市町が行うドナーへの助成事業に対する支援を行う。（平成 30 年度創設）

8 医療施設の整備・充実（予算額 736,789 千円）

医療施設の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等を改善するため、地域の病院等が行う施設・設備の整備に要する経費の一部を助成する。（平成 5 年度創設）

第 14 表 医療施設・設備整備費の助成状況

（単位 か所、千円）

年 度	施 設 数	補助額	摘 要
令和 3 年度（見込み）	37	736,789	医療施設等近代化施設整備 へき地医療拠点病院設備整備等
令和 2 年度	26	521,129	医療施設等近代化施設整備 へき地医療拠点病院設備整備等
平成元年度	45	679,278	医療施設等耐震整備 へき地診療所設備整備等

9 オンライン診療活用検討事業（予算額 11,679 千円）

オンライン診療・服薬指導の実施状況に関する調査を行うとともに、医師等に対し、オンライン診療に必要な情報セキュリティ等に関する知識や患者との円滑なコミュニケーションスキルの習得に資する研修の実施等により、オンライン診療の安全で適切な利活用の推進を図る。

（令和 3 年度創設）

10 心身障害者（児）及び休日の歯科医療の確保（予算額 21,940 千円）

心身障害者（児）及び休日の歯科医療を確保するため、（一社）広島県歯科医師会、広島市歯科医療福祉対策協議会、（一社）福山市歯科医師会、（一社）呉市歯科医師会、（一社）尾道市歯科医師会及び三次市歯科医師会が行う診療業務に対して助成する。（平成 17 年度創設）

11 糖尿病対策（予算額 16,060 千円）

「広島県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき実施する市町の重症化予防の取組を支援するとともに、広島大学に「ひろしまDMステーション」を設置し、専属医療スタッフによる糖尿病医療過疎地域の患者への生活指導（遠隔医療）及び現地の医療スタッフへの助言等（デリバリー医療）を行い、県内全域の糖尿病診療の補完と均一化を図る。（令和元年度創設）

12 循環器病対策（予算額 14,865 千円）

(1) 循環器病対策推進事業（予算額 7,260 千円）

「広島県循環器病対策推進計画」（令和 4 年 3 月策定）に基づき、循環器病の発症予防・重症化予防（予防）、循環器病に係る質が高く適切な保健医療提供体制の確保（医療）、循環器病の患者が尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築（共生）に係る施策の推進を図る。（令和 2 年度創設）

(2) 心不全患者包括ケアネットワーク連携支援事業（予算額 7,605 千円）

「心不全患者在宅支援体制構築事業」により整備した心不全患者在宅支援施設に、新たに回復期を担う病院を加え、有機的かつ効率的に連携できる体制を構築し、高齢化の進行により増加することが見込まれる心不全患者が、退院後も安心して在宅療養を行える環境を整備する。（令和 3 年度創設）

13 てんかん地域診療連携体制整備（予算額 2,258 千円）

「てんかん支援拠点機関」に広島大学病院を指定し、てんかんの専門的な知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制モデルを構築する。（平成 27 年度創設）※平成 29 年度まではモデル事業